

常磐大学大学院

常磐研究紀要

TOKIWA JOURNAL OF HUMAN SCIENCE, VICTIMOLOGY,
AND COMMUNITY DEVELOPMENT



Vol.3 第3号

Mar. 2009

目 次

原著論文

- ・女性のドメスティック・バイオレンス被害と攻撃性の関連について 前小屋 千 絵 1
- ・枠付け法がコラージュ表現の集約性へ及ぼす影響 狩 野 夏 美・三 澤 進 15

研究ノート

- ・コミュニケーション型デジタルミュージアムの構築法の提案
 - 桜川市真壁地区をモデルとした実践報告 - 鹿 島 諒 子 27
- ・「共生」のヴィジョン
 - パレスチナ・イスラエル問題から考える - 新 井 晶 子 35

付 録

- 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 付 - 1
- 修士（人間科学）論文要旨（2007年度） 付 - 2
 - 杉 村 正 子、菊 池 幸 子、齋 藤 辰 夫、寺 田 叔 弘、
 - 本 村 美 和、谷 津 修 一、後 藤 泰 之、清 水 京 美
- 常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 付 - 11
- 修士（被害者学）論文要旨（2007年度） 付 - 12
 - 泉 新 司、片 柳 せつ子
- 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 付 - 15
- 修士（コミュニティ振興学）論文要旨（2007年度） 付 - 16
 - 伊 藤 昌 弘、加 藤 大 輔、久 保 憲 司
- 2007年度大学院3研究科合同修士論文合同発表会報告 付 - 19
 - 森 山 哲 美、渡 邊 孝 憲、富 田 信 穂、坂 本 登
- 大学院学術雑誌規程 付 - 25
- 常磐大学大学院学術雑誌執筆要綱 付 - 27
- 常磐大学大学院学術雑誌執筆要綱（英文） 付 - 35

女性のドメスティック・バイオレンス被害と 攻撃性の関連について

前小屋 千 絵¹⁾

2008年10月22日受付, 2009年 1月28日受理

Abstract : *The relationship between female victimization of domestic violence and their aggression.*

Based on previous research, female victims were more likely to use violence to defend themselves when they were victimized by their partners violence, yet their behaviors sometimes made their situations worse instead of bringing positive consequences. The purpose of this study was to explore the dynamics between offending behaviors and being victimized behaviors. It aimed at examining the relationship between those two behaviors as well as exploring aggression scores based on how participants were involved in those two behaviors. The aggression scores presented were obtained using the Buss-Perry Aggression Questionnaire, and it measured individuals' general aggression. This study confirmed that role reversals and bi-directional violence in intimate relationships existed in Japanese female victims. Also, the results suggested that female victims of domestic violence who used violence against their partners tend to display higher aggression compared to female victims who did not use violence and females who did not get involved with any domestic violence related behaviors. These results suggested that domestic violence victims might facilitate their suffering as well as increased their aggressive tendencies. Possible reasons behind these phenomena were discussed.

Key words : domestic violence, victim, aggression, role reversal, bi-directional violence

はじめに

配偶者からの暴力および恋人からの暴力といった親密な関係にあるパートナーから受ける女性への被害が社会的に問題にされてきている。配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は年々増加傾向にあり、2007年度には62,078件の相談があったと報告されている(内閣府男女共同参画局, n.d.)。さらに、全国の20歳以上の男女を対象に行われた調査(内閣府男女共同参画局, 2006)によれば、女性回答者のうち26.7%が今までに配偶者から身体に対する暴力を受けたと報告している。そして、そのうちの8.7%が10代から20代の婚

姻前にパートナーから身体的暴力を受けた経験があると回答している。

一般に、男女間で起こる婚姻後の暴力は配偶者暴力、婚姻前の暴力はデートDVと呼ばれているが、本研究では親密な男女間でおこる暴力を総称してドメスティック・バイオレンス(以下DV)と呼ぶ。DVは一般的に男性から女性への一方的な暴力として捉えられがちであるが、必ずしも全てのDVがこのパターンに当てはまるわけでない。先に紹介した内閣府が行った全国調査(2006)では、男性に対しても同様の被害経験が尋ねられおり、男性回答者のうち13.7%が被害経験を報告している。このように、男性も女性もどちらも

1) Chie Maekoya : 常磐大学国際被害者学研究所

DVの加害者や被害者になりうる。しかしながら、DVによる影響は男性よりも女性の方が深刻であることが指摘されている。例えば、女性は男性と比べて被害後に入院や医療施設での治療が必要となったり、欠勤したりする傾向がある (Tjaden & Thoennes, 2000)。また、うつ症状、不安障害、心的外傷後ストレス症候群 (PTSD) などのメンタルヘルスへの影響も深刻である (Pico-Alfonso, Garcia-Linares, Celda-Navarro, Blasco-Ros, Echeburua, & Martinez, 2006)。

他の被害と比べてDVの場合、加害者と被害者の間でしばしばダイナミックな関係がみられる。この関係は、被害者が被害に対してどう反応するかということに影響している。被害への反応は、被害の質、被害者特性、被害が起こった文脈などにより異なる (Dutton, 1996)。女性被害者を対象にした研究の中で、暴力から逃げ出さない女性の行動を説明するために、無力感学習 (Walker, 1979; 2000) という概念がしばしば用いられる。しかし、全ての女性が被害後に無力感を持ち、消極的になるのではない。女性の中には加害者と別れたり、助けを求めたりするなど、積極的に被害状況の解決を図る者もいる (Ruiz-Pérez, Mata-Pariente, & Plazaola-Castaño, 2006)。また、自ら暴力的になるという反応を示す者もいる (Hamberger, 1997; Richardson, 2005)。そこで、本研究では、男性パートナーに対して暴力を振るう女性被害者に焦点を当て、DVにおける役割交代および双方向の暴力について検討する。なお、この分野の研究は欧米で進んでいるため、以下に欧米で行われた研究の成果を概観する。

暴力を用いる女性被害者の研究

歴史的にDVによる被害者は女性であるというステレオタイプな考えがあった。女性はDVにおいて無力な被害者としてみられ、DV研究における初期の研究対象は女性被害者であった (Frieze, 2005)。また、なぜ男性は女性に対して暴力を振るうのかという研究が盛んに行われ、DVは男性か

ら女性への暴力として捉えられてきた (Robertson & Murachver, 2007)。しかし、この考えは、DVの新たな側面を明らかにした1975年の第1回アメリカ全国家庭暴力調査 (National Family Violence Survey) により変わった。この調査結果によって、女性も男性同様に暴力を振るうことが明らかにされた (Frieze, 2005; Carney, Buttell, & Dutton, 2007)。それ以来、DVは男性から女性への一方向的暴力であるという伝統的な考えから、男性から女性、そして女性から男性への暴力といった双方向的な暴力も存在するという考えへと変わってきた。さらに、男性パートナーに対する女性のDVによる逮捕件数が増えるにつれて、この新しい概念が受け入れられるようになった (Henning, Renauer, & Holdford, 2006)。

DVにおける役割交代 (role-reversal) と双方向暴力

被害者でありながら加害行動も経験するという、つまりDVにおける被害者から加害者への役割交代といった現象はDV関係に限られた現象ではなく、他のタイプの暴力関係でもみられる。例えば、身体的児童虐待の被害経験が被害者による後の攻撃行動の出現と関連があることを示し、暴力の連鎖 (Cycle of violence) の概念を紹介した研究がある (Dodge, Bates, & Pettit, 1990)。また、幼少時に家庭内で起こった暴力を経験した子供は、将来、児童虐待およびDVの加害者になる傾向を示すことが指摘されている (Heyman & Smith Slep, 2002)。これらの研究のように、ある程度の時間を経て被害者から加害者へと役割が変化するものに加えて、短期または同時並行で役割交代が起こる場合もある。例えば、暴力の加害者である少年が翌年に被害者になる可能性、そして、逆に暴力を振るわれた被害者の少年が翌年に加害者になる可能性があることも報告されている (Shaffer & Ruback, 2002)。このように暴力において、加害行動と被害行動は密接に関わっている。暴力による被害を経験することは、往々にし

て将来の加害行動の可能性を高める (Shaffer & Ruback, 2002)。

DVにおける男女の加害者と被害者の役割交代について、その頻度が増すに連れて両者の暴力の激しさが増すことが報告されている (例えば、Graham-Kevan, & Archer, 2005; Hamberger & Guse, 2002; Hendy, Weiner, Bakerofskie, Eggen, Gustitus, & McLeod, 2003; Hughes, Stuart, Gordon, & Moore, 2007; Swan, Gambone, Fields, Sullivan, & Snow, 2005; Swan & Snow, 2003)。つまり、この双方向暴力において、一方が暴力を振るえば振るうほど、他方が同様に相手に対してさらに暴力を振るうのである。アメリカの全国調査の結果では、軽度の双方向暴力が最も多いパターンであった (Williams & Frieze, 2005)。この双方向暴力パターンは、研究者によって4つに分類されている (Johnson, 1995; Johnson & Ferraro, 2000)。1つ目は、一般的なカップルの暴力 (common couple violence) である。このタイプは、両者の見解の不一致や他愛もない口論が互いに身体的暴力を用いるまでエスカレートするものである。このタイプの暴力が最も多くみられ、たいていの場合、軽度の暴力をとまなう。2つ目は、親密なテロ (intimate terrorism) である。これは相手を支配するという考えによって動機づけられた暴力である。このタイプの暴力はエスカレートし、深刻な傷に結びつく可能性が高い。しかし、暴力が双方向になる可能性は他のタイプと比べて低い。3つ目は、暴力への抵抗 (violent resistance) であり、自己防衛を目的に主に女性被害者によって用いられる暴力である。4つ目は、相互暴力 (mutual violence) である。このタイプは男性と女性の両方が非常に暴力的であり、互いに相手を支配することを求めているタイプである。これは2人の親密なテロリスト (Intimate terrorists) が、支配のために互いに虐待し合っている状態である。

暴力を用いる男性と女性の間では、それぞれの怒り、敵意、闘争心のレベルが似ているなど、共

通点が報告されているが (Hamberger & Guse, 2002)。いくつかの研究は暴力に対する捉え方が男女で異なることを示している。例えば、男性は暴力を最初に用いて状況をコントロールしようとする傾向があるのに対し、女性は状況のコントロールを目的としていない (Hamberger & Guse, 2002)。女性は攻撃性が少なく、パートナーが暴力を振るい始めたときに強い恐怖を感じている (Langhinrichsen-Rohling, Neidig & Thorn, 1995; Hamberger & Guse, 2002)。そして、この恐怖心は、男性が暴力を用いる度合いに対応している。つまり、男性パートナーの暴力が激しくなるにつれて、彼女たちの恐怖心が増加するのである (Graham-Kevan & Archer, 2005)。さらに、男性は、女性パートナーからの暴力を些細なことと捉える傾向にある。暴力によって女性が強い恐怖を感じる傾向があるのに対して、男性はパートナーからの暴力に笑って対応したり、面白がる傾向がある (Hamberger & Guse, 2002)。

男性と女性の両者が暴力を用いたとしても、DVにおいて女性は脆弱であり、女性が受ける暴力の被害や頻度は男性とは異なる (Hamberger & Guse, 2002)。また、男性と女性の間でみられる暴力の加害と被害の程度は並行しており、軽度の暴力には軽度のもの、重度の暴力には重度のものと、同程度の暴力が使用されることが報告されている (Orcutt, Garcia, & Pickett, 2005)。つまり、暴力を用いる男性パートナーと関わることは、女性の攻撃的傾向を強化し、女性がDV加害者になる可能性を増幅させる。そして、暴力を用いない男性パートナーと関わることは、女性の暴力傾向を減らす可能性がある (Herrera, Wiersma, & Cleveland, 2008)。その上、加害と被害のどちらも経験した女性は、パートナーとさらなる暴力関係になる傾向がある。すなわち、両方を経験した女性は、加害行動のみを経験した女性より暴力的な傾向があり、被害行動のみを経験した女性より深刻な被害にあうことが報告されている (Orcutt et al., 2005)。したがって、被害であって

も加害であっても、DVに暴露された女性の被害および攻撃性は高められると言える。

女性被害者が暴力を用いる動機

男性パートナーに対して暴力を用いる女性は、女性パートナーに対して暴力を用いる男性と異なる動機を持つ。男性も女性も、何らかの目標を達成するための手段として暴力を用いるが、ほとんどの女性は、その目標を達成することはない (Dasgupta, 2002)。男女とも何らかの形でパートナーをコントロールすることを目的としているが (Hamberger, Lohr, Bonge, & Tolin, 1997; Dasgupta, 2002) 女性の目的は男性と異なる。男性は長期間の権威を確立しようしたり (Dasgupta, 2002) パートナーの好ましくない行動を罰するために暴力を用いる傾向がある (Hamberger et al., 1997)。一方、女性は短期の安全を確保するために暴力を用いる傾向がある (Dasgupta, 2002)。主に女性は自己防衛のために暴力をふるう。すなわち女性の暴力は、パートナーから以前受けた身体的、精神的暴力への報復、または男性パートナーの暴力から逃避することを目的としている (Hamberger, 1997)。

Swan and Snow (2006) は、女性が暴力を用いる動機を防衛的動機 (defensive motivations) と活動的な動機 (active motivations) の2つに分類している。防衛的動機には、自己防衛や子供を守ることが含まれる。暴力を用いた女性のほとんどは、暴力の理由を自己防衛のためだと主張している (Hamberger et al., 1997; Swan & Snow, 2003)。特に、激しい暴力を受けた女性被害者は、軽度な暴力を受けた女性より自己防衛のために暴力を用いる傾向がある (Swan & Snow, 2003; Stuart, Moore, Gordon, Hellmuth, Ramsey, & Kahler, 2006; Hughes et al., 2007)。ほとんどの場合、女性被害者は非暴力的な方法を初めに試みるが、それがパートナーから自分の身を守るのに役立たないと感じた後で暴力を用いる傾向がある (Downs, Rindels, & Atkinson, 2007) こ

のように、女性の暴力は、被害者経験の結果であると一般的に考えられる (McHugh, Livingston, & Ford, 2005)。

活動的な動機に関して、一部の女性が以前にパートナーから受けた暴力に対する報復として (Hamberger et al., 1997; Swan & Snow, 2003) または、自分には力があるということを感じるために暴力を用いることが報告されている (Hamlett, 1998; Stuart et al., 2006)。

上で述べた2つの動機に加えて一部の女性は、情動的反応として暴力を用いる (Hettrich & O'Leary, 2007)。怒りは、暴力と関係する情動である (Hamberger et al., 1997; Swan et al., 2005)。PTSDの症状が顕著な女性は、他者に怒りの感情を示す傾向があり、このことがパートナーに対して攻撃的になる可能性を高める (Swan et al., 2005)。また、自分に暴力を振るった男性への怒りは、女性がパートナーと別れたり、パートナーに対して暴力を振るうという結果を導く。これらの行動は、女性の心理的特性や生活環境といたりソースの違いによって異なる (Kirkwood, 1993)。また、女性が同性に対して抱く敵意がパートナーへの加害行動と最も関連しているという報告 (Robertson & Murachver, 2007) や、苦痛やフラストレーションに伴う感情あるいは緊張をなくすために暴力が用いられる可能性も報告されている (Hughes et al., 2007; Hamberger et al., 1997)。

双方向暴力が女性被害者に与える影響

男性パートナーからの暴力に対する反応として、また、さらなる被害の可能性を減らすことを目的として、女性は暴力を振るうことが報告されている (Hamlett, 1998)。しかし、女性被害者の行動は、必ずしも肯定的な結果をもたらすわけではない。一部の女性にとって、自己防衛のために用いられた暴力は、パートナーからの暴力を抑止させる上で効果的である (Swan & Snow, 2003)。しかし残念なことに、自己防衛のために暴力を用

いた女性の場合、その状況がさらに悪化したり、女性の脆弱性が高められたりすることが数多く報告されている。すなわち女性の暴力は、加害者からの暴力を深刻化させ、男性からの報復としての暴力によって女性がさらにひどい傷を負うといった状況に陥る (Bachman & Carmody, 1994; Langhinrichsen-Rohling et al., 1995; Orcutt et al., 2005)。女性が最小限の暴力を用いても、男性の報復としての暴力はそれ以上の激しさである可能性が指摘されている (Downs et al., 2007)。実際、加害者になった女性は、シェルターにいる女性被害者より深刻な暴力を受けている (Hamberger & Guse, 2002)。また、男女ともに自分が受けた被害に対してパートナーを責める傾向があるが、女性は最初の暴力経験のあとで自分自身を以前にも増して責める傾向がある (Langhinrichsen-Rohling et al., 1995)。要するに、暴力を用いた女性被害者は、多くの場合、自分自身を脆弱にしているようである。

以上のことから、パートナーから暴力を受けた女性は、被害者になるだけでなく加害者にもなってパートナーに暴力を振るう可能性があり、そのような被害者から加害者への役割交代は、暴力から自分の身を守るための攻撃であると言えるだろう。さらに、そのことが女性とパートナーの相互の関係をますます暴力的にすると言える。このように考えると、暴力の被害を受けた女性の攻撃性はパートナーとの好ましからざる暴力的関係を増長させる機能を持つと言えるだろう。以上が、欧米で報告された研究の成果から導き出される結論である。

この結論によれば、暴力の被害者である女性への支援は、その女性が自己防衛的に加害者になることでますます困難となることが予想される。そうであれば、彼女達への支援には彼女達の暴力的報復を抑える指導が必要となるであろう。今後、このような指導方法を検討する研究が望まれる。

ところで、上で述べたことはすべて欧米の研究の成果である。それらの研究から導き出された結

論が妥当であるのかどうかを問題とするには、文化的背景の異なる国々の女性被害者にも同様の傾向が見られるかどうか調べられる必要があるだろう。しかし筆者の知る限り、本邦でこの問題を調べた研究はない。そこで本研究は、実際に被害者となった女性はパートナーに対して暴力的になるのかどうか、さらにそのことと彼女達の攻撃性傾向はどのように関連するのかを調べた。この調査によって欧米の女性被害者と同じような傾向が本邦の女性被害者においても認められるかどうかを検討した。

方 法

本研究は、茨城県内に在住する人たちにおけるDVの実態を明らかにするために、筆者が県内のDV被害者支援団体と共同で行った質問紙調査の一部として行われた。

調査対象者

当初、県内に在住する15歳以上の男女1086名を対象にしたが、本研究では、その中の女性699名だけを調査の対象者とした。理由は、本研究の目的が、女性被害者による双方向暴力を調べることだったからである。彼女たちの年齢は、10歳代が10.0%、20歳代が18.7%、30歳代が14.3%、40歳代が18.0%、50歳代が24.3%、60歳代が14.6%であった。

質 問 紙

本研究で使用した質問紙は、DVにおける加害と被害の経験の有無と攻撃性を調べるために筆者が作成した質問紙(以下、単に質問紙)と、攻撃性傾向を調べるための日本語版 Buss-Perry 攻撃性質問紙(以下、BAQ)(安藤・曾我・小西・山崎, 1999)の2種類であった。質問紙は、DV経験の有無を尋ねる質問と身体的DV経験の頻度を尋ねる質問の2種類の項目から構成された。具体的には、身体的暴力経験を尋ねる項目として、a) 平手で打つ、b) げんこつで殴る、足蹴りする、

c)相手が立ち上がれなくなるまで殴る、蹴るなどのひどい暴力を振るう、d)ケガをするような物を相手に投げつける、の4項目であった。回答は3件法で求められ、対象者は、a)~d)の4項目のそれぞれについて、加害者あるいは被害者として関わった頻度を、“何度もあった”、“1、2度あった”、“全くない”の中から選択するように求められた。

攻撃性を測定するため使用したBAQは、短気 - 5項目(「かっとなるとおさえるのが難しいときがある」等)、敵意 - 6項目(「影で人から笑われているように思うことがある」等)、身体的攻撃 - 6項目(「殴られたら殴り返すと思う」等)、言語的攻撃 - 5項目(「自分の権利は遠慮せずに主張する」等)の4因子22項目で構成されており、その妥当性および信頼性は大学生を対象にした研究で確認されている。回答者は、それぞれの項目に対して、“全くあてはまらない”、“あまりあてはまらない”、“どちらともいえない”、“だいたいあてはまる”、“非常によくあてはまる”の5件法で回答を求められた。この質問紙の回答を回収した後、選択肢の回答をそれぞれ1~5点として得点化して、結果を分析した。なお、この尺度は、回答者の一般的な攻撃性を測定するものであって、親密な関係における攻撃性など、ある特定の状況における攻撃性を測定するものではない。

手 続 き

筆者がDV被害者支援団体と共同で作成した質問紙とBAQを、DV被害者支援団体を介して県内在住の15歳以上の男女1,450名に対して配布した。調査対象者は支援団体の構成員が中心となって紹介された人たちであった。配布地域は、県内のほぼ全域にわたっており、回答は、配布場所で行われた場合もあれば、留置きで行われた場合もあった。調査時期は、2004年9月~10月であり、1,086部が回収された(回収率は74.8%)。回答を依頼した際、質問項目に個人情報を求める項目があるため、回答拒否も可能であるとの説明を行った。回

収された質問紙のうち、女性699名の質問紙だけを本研究のために用いた。なお、データの利用に関しては支援団体から許可を得ている。

結果と考察

本研究の目的は、被害者となった女性はパートナーに対して暴力的になるのか、また、女性のDV経験と形態と攻撃性傾向はどのような関わりがあるのかについて明らかにすることである。よって、この2つに焦点を当て、分析、検討した。まず、対象者の属性について述べる。調査対象者のうち90%が、パートナー(配偶者または交際相手)がいる、または過去にいたと回答した。同居者に関する問い(複数回答可)では、61.7%がパートナーと、30.5%が子供と、35.5%が両親と同居していると回答し、7.3%が一人暮らしと回答した。

以下、女性のDV経験と攻撃性の関連について分析した結果と考察を述べる。

D V 経 験

4つのDV行動のそれぞれについて、被害と加害のそれぞれの経験の頻度を報告した対象者の数と全回答者に対するその割合を示したのが表1である。それぞれの項目において、加害行動より被害行動を経験した者の割合が高いことが分かった。4項目の中では、平手打ちの経験が最も多く、1度以上経験したと答えた者の割合は、加害行動全体で11.1%、被害行動全体で18.1%であった。

全体的に回答者がどれくらいの頻度で加害行動と被害行動を経験していたかをみるために4項目の結果を得点化した。その方法は、“全くない”を0点、“1、2度あった”を1点、“何度もあった”を10点とし、4項目の得点を合計した(取りうる得点のレンジは、最低点が0点で最高点が40点となる)。合計点をもとに、0点の回答者を“経験なし”、1点の回答者を1、2度経験あり(以下“1、2度”)、2点から9点の回答者を数度経験あり(以下“数度”)、10点以上の回答者を何度も経験あり(以下“何度も”)と分類した。この作業を加害

表 1 4つのDV行動の加害と被害のそれぞれの経験の頻度を報告した回答者数とその割合

		全くない N (%)	1、2度 N (%)	何 度 も N (%)
平手打ち	加害経験	526 (88.9)	60 (10.1)	6 (1.0)
	被害経験	494 (81.9)	86 (14.3)	23 (3.8)
殴る・足蹴りする	加害経験	550 (92.3)	42 (7.0)	4 (0.7)
	被害経験	513 (85.1)	64 (10.6)	26 (4.3)
ひどい暴力	加害経験	590 (99.8)	1 (0.2)	0 (0)
	被害経験	579 (96.5)	11 (1.8)	10 (1.7)
物を投げる	加害経験	568 (96.1)	21 (3.6)	2 (0.3)
	被害経験	561 (92.7)	29 (4.8)	15 (2.5)

Note: ()内の数値は、回答者数の割合を示す。

経験と被害経験の両方で行った。その結果、回答者の加害経験は、84.8%が“経験なし”、10.3%が“1、2度”、3.4%が“数度”、1.5%が“何度も”であった。被害経験については、回答者のうち75.4%が“経験なし”、14.2%が“1、2度”、5.2%が“数度”、5.2%が“何度も”であった。よって、男性パートナーからの身体的暴力を1度でも受けた経験があると回答した女性は、全体の24.6%であった。これは内閣府が行った全国調査(2006)の結果(26.7%)とほぼ同じ割合であった。

回答者の加害行動と被害行動の関わりをPearsonの相関係数で調べた。その結果、両変数間に有意な正の相関がみられた($r = 0.478, p < 0.001$)。つまり、女性がパートナーに対して暴力を用いれば用いるほど、自分自身が被害にあう可能性が高まり、反対に、被害にあえばあうほど、パートナーに暴力を用いる可能性が高まることが示された。この結果は、欧米で行われた研究の結果と同様の結果であった(Swan & Snow, 2003; Hamberger & Guse, 2002; Hendy et al., 2003; Sullivan et al., 2005; Swan et al., 2005; Hughes et al., 2007)。このことから、加害と被害という2つの変数の間には密接な関係があることが分かった。つまり、DVにおいて男性と女性の両者が互いに暴力を用いるという双方向暴力パターンの可能性が日本人を対象とした場合にもあると言えるだろう。

DV経験と攻撃性の関連性

回答者の加害行動と被害行動のそれぞれの頻度と、彼らの攻撃性得点の関係を調べるために表2を作成した。回答者は、それぞれの経験の頻度に応じて“加害者群”、“被害者群”、“加害者・被害者群”、“経験なし群”の4つの群に分類された。表2には、各群とそれぞれの群の経験の頻度項目、さらに、それらに該当した回答者の数と割合、そして、彼らの平均BAQ得点(4つの因子の合計の人数分の平均)を示した。大部分の回答者は“経験なし群”(72.5%)であった。次いで、“被害者群”(12.5%)、“加害者・被害者群”(10.5%)と続き、“加害者群”(4.5%)の割合が最も少なかった。

次にこの表をもとに、DVへの関わり頻度と攻撃性の関連について述べる。表2の“加害者群”、“被害者群”、“加害者・被害者群”、“経験なし群”のそれぞれの、DVへの関わり頻度(1、2度、数度、何度も)と攻撃性得点の関係を示したものが図1である。横軸がDVへの関わり頻度、縦軸が攻撃性得点を示す。“経験なし群”は、頻度を0と表示した。以下に、この4群(“加害者群”、“被害者群”、“加害者・被害者群”、“経験なし群”)の間での攻撃性得点の差、DV経験のある3群(“加害者群”、“被害者群”、“加害者・被害者群”)のそれぞれの群の経験の頻度の違いに対する攻撃性

表 2 4 群 (加害者群、被害者群、加害者・被害者群、経験なし群) のDVへの関わりの頻度の割合とBAQ得点

群	頻度	N (%)	項目の説明	BAQ得点
加害者群		26 (4.5%)	加害経験のみ	
	1、2度	20 (3.5)	加害 4 項目のうち 1 つだけを " 1、2 度あった " と答えた	65.3
	数度	4 (0.7)	加害 4 項目のうち複数を " 1、2 度度あった " と答えた	77.8
	何度も	2 (0.3)	加害 4 項目のうち 1 つまたは複数を " 何度も " と答えた	59.5
被害者群		72 (12.5%)	被害経験のみ	
	1、2度	46 (8.0)	被害 4 項目のうち 1 つだけを " 1、2 度あった " と答えた	56.2
	数度	15 (2.6)	被害 4 項目のうち複数を " 1、2 度あった " と答えた	56.9
	何度も	11 (1.9)	被害 4 項目のうち 1 つまたは複数を " 何度も " と答えた	57.8
加害者・被害者群		61 (10.5%)	加害・被害経験両方	
	1、2度	29 (5.0)	加害・被害 4 項目のうち 1 つだけを " 1、2 度あった " と答えた	61.2
	数度	10 (1.7)	加害・被害 4 項目のうち複数を " 1、2 度あった " と答えた	67.2
	何度も	22 (3.8)	加害・被害 4 項目のうち 1 つまたは複数を " 何度も " と答えた	69.0
経験なし		418 (72.5%)	いずれの項目も経験なし	57.9

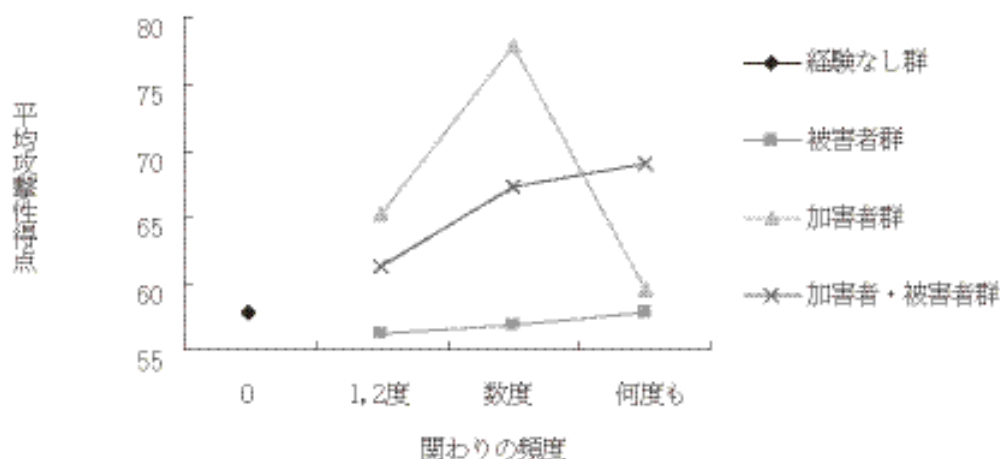


図 1 : DVへの関わりの頻度と攻撃性得点

(最低 : 22点、最高 : 110点、平均 : 58.8点)

得点の差、そして、“ 1、2 度 ”、“ 数度 ”、“ 何ども ” のそれぞれの頻度におけるDV経験への関わり方 (“ 加害者群 ”、“ 被害者群 ”、“ 加害者・被害者群 ” の 3 群) の間での攻撃性得点の差を分散分析によって検討した。

まず 4 群の間での攻撃性得点の差を見るために、各群の平均攻撃性得点を見た。“ 経験なし群 ” の平均得点は 57.9、“ 被害者群 ” の 3 つの頻度の攻撃性得点をこみにした平均攻撃性得点は 57.0、

“ 加害者群 ” のそれは 67.5、“ 加害者・被害者群 ” は 65.8 であった。4 群の攻撃性得点の差を一元配置の分散分析で検定したところ、その差は有意となった ($F(3, 502) = 12.43, p < .0001$)。この結果を受けて Tukey 法による多重比較検定を行ったところ、以下のとおりとなった。“ 加害者群 ” と “ 加害者・被害者群 ” は “ 経験なし群 ” より攻撃性が有意に高かった (“ 加害者群 ” と “ 経験なし群 ” の差 : $t = -9.15, p < .001$; “ 加害者・被害者群 ” と

“経験なし群”の差： $t=-7.11, p<.0001$ 。また、“加害者群”と“加害者・被害者群”は“被害者群”よりも攻撃性が有意に高かった（“加害者群”と“被害者群”の差： $t=-10.41, p<.0001$ ；“加害者・被害者群”と“被害者群”の差 $t=-8.38, p<.0001$ ）。なお、“経験なし群”と“被害者群”、また、“加害者群”と“加害者・被害者群”の攻撃性得点の差は有意でなかった。以上のことから、加害経験のある“加害者群”と“加害者・被害者群”の女性は、DV経験のない“経験なし群”の女性や被害のみを経験した“被害者群”の女性よりも攻撃性が高いということが分かった。

次にDV経験のある3群のそれぞれにおいて、経験の頻度の違いによって攻撃性得点に差があるのかを見るために一元配置の分散分析を実施した。その結果、“加害者・被害者群”でのみ経験の頻度の違いによる攻撃性得点の差が有意であった（ $F=(2, 51)=3.150, p<.05$ ）。多重比較（Tukey法）を行ったところ、“1、2度”は“何度も”より攻撃性得点有意に低かった（ $t=-7.77, p<.05$ ）。しかし、“1、2度”と“数度”の間、“数度”と“何度も”の間には有意な差は見られなかった。

さらに、それぞれの頻度をもとに、DV経験のある3群の攻撃性得点に有意な違いがあるかどうかを検討するために一元配置の分散分析を実施した。その結果、それぞれの頻度において、3つの群の攻撃性得点の間で有意な差が見られた（1、2度： $F=(2, 81)=4.548, p<.01$ 、数度： $F=(2, 22)=4.909, p<.02$ 、何度も： $F=(2, 27)=3.947, p<.03$ ）。この結果を受けて、多重比較（Tukey法）を行ったところ、以下のとおりとなった。“1、2度”の関わりでは、“加害者群”は“被害者群”より攻撃性得点有意に高かったが（ $t=-9.01, p<.02$ ）他の群間では攻撃性得点の有意な差は見られなかった。“数度”の関わりでは、“加害者群”は“被害者群”より攻撃性得点有意に高かったが（ $t=-20.83, p<.02$ ）他の群間では攻撃性得点の有意な差は見られなかった。“何度も”の関わりでは、“加害者・被害者群”が“被害者群”より攻

撃性得点有意に高かったが（ $t=-11.22, p<.03$ ）他の群間では攻撃性得点の有意な差は見られなかった。以上をまとめると、加害者経験のある女性は、被害者のみを経験している女性と比べて、加害と被害の経験の頻度に関わらず高い攻撃性を示したと言えるだろう。

以上の結果をまとめると次のようになる。加害と被害の両方を経験した“加害者・被害者群”の女性がいたことから、本邦の被害者女性においてもパートナーとの間で加害と被害の役割交代が起こっているケースが認められた。彼女たちはBAQ質問紙で高い攻撃性を示した。加害行動のみを経験した“加害者群”の女性は、“加害者・被害者群”の女性と同程度の高い攻撃性を示した。一方、被害行動のみを経験した“被害者群”の女性とDV経験のない“経験なし群”の女性の攻撃性は低かった。全体的に加害行動と被害行動の間には正の相関関係がみられた。以上が本研究の結果である。

上記の結果からDVへの関わり方と攻撃性の関係について以下のように考察できる。それは、DVにおいて加害者となるか被害者となるか、あるいはその両者となるかは、個人の攻撃性によって決定される可能性があるということである。被害経験を受けた攻撃性の高い女性は、被害者でとどまらずに加害者になる可能性が高く、その結果、パートナーとの間で双方向の暴力が展開される危険性がある。すなわち、加害経験のみの女性は、高い攻撃性を持つがゆえに、ひとたび被害を受けると攻撃的となり暴力をふるう。その結果、パートナーから報復としての暴力を受ける可能性がある。一方、攻撃性の低い被害者、すなわち被害経験のみの女性は、加害者になる可能性は低く、双方向暴力に陥る可能性は低いかもしれない。しかし、この攻撃性の低さがパートナーからの一方的な暴力を誘発する可能性は高いと考えられる。つまり、このような女性の場合、役割交代ではなくて加害と被害の役割をパートナーとの間で固定させてしまう可能性がある。以上のように考えると、攻撃性が高い女性も低い女性も、被害者の経

験を持つことでパートナーとの間で深刻な事態を招く可能性が高いと言えるだろう。前者の場合は双方向暴力、後者の場合はパートナーからの一方的な暴力という関係になる可能性がある。

本研究は、攻撃性とDV経験の2つの変数の因果関係を調べた研究ではない。そのため両変数の関係は単なる相関関係でしかない。そのため上で述べた考察は、今後の検討課題となるだろう。しかし、女性がパートナーから暴力を受けるという経験は、本邦の女性でも欧米の女性たちと同じように、パートナーとの深刻な関係を導くということとは結論できる。

高い攻撃性を示した女性についてさらに考察する。彼女たちが、そのような性向をいつから示すようになったのか、これについては本研究で明らかにできなかった。しかし、ここで2つの可能性が考えられるだろう。それは、DV被害を受ける以前に彼女たちがすでに高い攻撃性を示していた可能性と、DV被害の副産物として彼女たちの攻撃性が高まったという可能性である。前者の場合、女性の行動が男性パートナーの暴力を何らかの形で喚起したか、または促進する刺激として働いたと考えられる。そうだとすれば、女性の攻撃的傾向が彼女たちを脆弱にし、さらなる被害へと導いているのかもしれない。そして、女性被害者がパートナーからの暴力に対処するため暴力を用い、その結果、被害を止めることができたなら、この攻撃性がさらに強化される可能性がある。男性は、自らの暴力行動を女性被害者によって促進されたものと捉える傾向があり、男性による暴力を促すのはパートナーである女性であるとの指摘もなされている(O'Leary & Slep, 2006)。これは、加害者である男性が被害者へ責任転嫁していると捉えられる一方、被害者の行動が加害者の暴力を誘発しているとも考えられる。被害者の中には、自らの行動によって加害者の行動を促進し、その被害に対して脆弱なタイプがいることが報告されている(Fattah, 1991)。また、子どものいじめ関係では、典型的な受身型被害者とは別に挑

発的被害者が存在することが指摘されている(Olweus, 1993)。このような報告を考慮すると、攻撃的な女性被害者の被害は、ある意味で自ら招いたものと考えられることができるかもしれない。

一方、攻撃性がDV被害後に高められたものだとすれば、女性被害者が対処技能(Coping skill)として攻撃性を学習した可能性が考えられる。被害者である女性の暴力によって、パートナーの暴力を止めることができたなら、女性のこの攻撃性は有効な対処技能として学習され、強化されることが推測される。女性被害者のリソースの視点からすると、一般に多くの好ましいリソースや望ましい対処技能を持った被害者は、脆弱ではない(Dussich, 1998; 2006)。したがって、被害を受けたことで攻撃的になり、これによってパートナーの暴力に対処することは、被害を受けた女性には必要なリソースかもしれない。しかし、攻撃性の現れである暴力は一般に有害な副作用をもたらす対処技能である(Andrews, 1990; Dussich, 1998; 2006)。自己防衛として学習された攻撃性に基づく暴力が、パートナーとの親密な関係を破壊するだけでなく、他の人間関係にも悪影響を及ぼす可能性がある。

以上、DV被害以前に攻撃的であった場合とDV被害経験によって攻撃的になった場合のそれぞれの問題を考察した。どちらであっても、高い攻撃性は女性を脆弱にし、DVに関わるリスクを高める可能性はあると言えるだろう。攻撃性の高い女性に対する適切な対応が被害者支援の場で考慮されなければならないだろう。

まとめと今後の課題

本研究は、地域住民の女性に対して行った質問紙調査結果とBAQ攻撃性尺度の回答を調べて、DVへの関わりがどのように個人の攻撃性と関連しているかを検討した。質問紙調査では、DVへの関わり(加害と被害)の有無と、経験があった場合のその頻度を尋ねた。

分析の結果、DVにおける役割交代および暴力

の発展の可能性が明らかとなった。すなわち、一度でも女性がDVに関わると、その後、加害者または被害者としてさらにDVに関わる可能性が増し、暴力関係から抜け出すことが困難になる可能性が示された。自分を守る手段として暴力的になること以外に方法が残されていない状況であれば、暴力を用いることはやむをえないかもしれない。しかし、被害者が暴力を振るった後に起こりうる結果はかなり危機的であることをDV被害者たちは十分に理解する必要があるだろう。

また、DV被害者は、パートナーに暴力を振るう可能性のある、あるいは実際に暴力を振っている攻撃性の高い被害者と、パートナーに対して暴力を振るわない攻撃性のレベルが低い被害者の2つに分類することができた。このことから、女性被害者を支援する際、それぞれのタイプに応じた再被害防止や彼女たちの脆弱性軽減のための介入が必要である。

本研究の問題をいくつか述べる。まず、DV経験の時期を参加者たちに尋ねなかったことがあげられる。そのため、被害経験が加害行動を誘発したのか、加害経験が被害行動を誘発したのかは明らかでなかった。次に、攻撃性とDVの関わり方の関係性についてどのような関係が2つの変数の間に存在するのかを明らかにすることができなかった。さらに、“加害者・被害者群”の女性たちが加害経験と被害経験のどちらに多く関わったのかについて彼女たちに尋ねなかったため、どちらの経験がパートナーとの関係悪化に深くかかっているのかを明らかにすることができなかった。さらにまた、攻撃性で差が見られなかった“被害者群”と“経験なし群”の関係について、攻撃性以外のどのような要因が2つの群を分けているのかも調べなかった。

以上のような問題があるにも関わらず、本研究は、欧米の研究と同様の結果を導き、DVにおける加害行動と被害行動、そして攻撃性の密接な関係を示すことができた。さらに、本邦のDV女性被害者の問題とその解決に向けた新たな視点を提供

することができた。上で述べた問題をさらに調べることで、被害者の脆弱性を明らかにし、被害に対する具体的な予防法や介入法のプログラムの開発が可能になるだろう。

謝 辞

本論文を執筆するにあたり丁寧なご指導いただきました森山哲美教授にこの場をお借りして心よりお礼申し上げます。また、貴重なご助言をいただきました John P. J. Dussich 教授に感謝致します。そして、データの使用を許可して下さったウイメンズネット「らいず」代表の三富和代氏に心より感謝致します。

引用文献

- 安藤明人・曾我祥子・小西賢三・山崎勝之(1999). 日本語版 Buss-Perry 攻撃性質問紙(BAQ)の作成と妥当性、信頼性の検討 *心理学研究*, 70, 384-392.
- Andrews, A. B. (1990). Crisis and Recovery Services for Family Violence Survivors. In A. R. Roberts (Ed.), *Helping Crime Victims: Research, Policy and Practice* (pp. 206-232). California: Sage Publications.
- Bachman, R., & Carmody, D. C. (1994). Fighting Fire with Fire: The Effects of Victim Resistance in Intimate Versus Stranger Perpetrated Assaults Against Females. *Journal of Family Violence*, 9 (4), 317-331.
- Carney, M., Buttell, F., & Dutton, D. (2007). Women Who Perpetrate Partner Violence: A Review of the Literature with Recommendations for Treatment. *Aggression and Violent Behavior*, 12, 108-115.
- Dasgupta, S. D. (2002). A Framework for Understanding Women's Use of Nonlethal Violence in Intimate Heterosexual Relationships. *Violence Against Women*, 8 (11), 1364-1389.
- Dodge, K. A., Bates, J. E., & Pettit, G. S. (1990). Mechanisms in the Cycle of Violence. *Science*,

- 250 , 1678-1683 .
- Downs ,W .R . ,Rindels ,B . ,& Atkinson ,C (2007) .
Women 's use of Physical and Nonphysical Self-
Defense Strategies During Incidents of Partner
Violence . *Violence against Women* ,13(1) ,28-45 .
- Dussich J P J (1988) Social Coping : A Theoretical
Model for Understanding Victimization and
Recovery ,” in Zvonimir Paul Šeparovic (ed .) ,
*Victimology: International Action and Study of
Victims* Zagreb ,Croatia : Zagreb University Press.
- Dussich , J . P . J . (2006) . *Psycho / Social Coping:
A Theoretical Model for Understanding General
Victimization and Facilitating Recovery* . Presentation
made at the 2006 American Society of Criminology
Conference . Los Angeles , CA .
- Dutton ,M .A(1996).Critique of the‘ Battered Women
Syndrome ’ Model . *National Online Resource
Center on Violence Against Women* . retrieved
from www.vawnet.org
- Fattah , E . A . (1991) . Understanding Criminal
Victimization . Ontario : Prentice-Hall.
- Frieze , I . H . (2005) . Female Violence Against
Intimate Partners: An Introduction . *Psychology
of Women Quarterly* , 29 , 229-237 .
- Graham-Kevan , N . , & Archer , J . (2005) .
Investigating Three Explanations of Women 's
Relationship Aggression . *Psychology of Women
Quarterly* , 29 , 270-277 .
- Hamberger , L . K . , & Guse , C . E . (2002) . Men 's
and Women 's Use of Intimate Partner Violence in
Clinical Sample . *Violence against Women* ,8(11) ,
1301-1331 .
- Hamberger , L . K . , Lohr , J . M . , Bonge , D . , &
Tolin , D . F . (1997) . An Empirical Classification
of Motivation for Domestic Violence . *Violence
Against Women* , 3 (4) , 401-423 .
- Hamberger , L . K . (1997) . Female Offenders in
Domestic Violence: A Look at Actions in Their
Context . In R . Geffner , S . B . Sorenson & P .
K . Lundberg-Love (Eds .) , *Violence and Sexual
Abuse at Home: Current Issues in Spousal
Battering and Child Maltreatment* .
- Hamlett , N . (1998) . *Women who abuse in intimate
relationships* . Minneapolis , MN: Domestic Abuse
Project .
- Hendy , H . M . , Weiner , K . , Bakerofskie , J . ,
Eggen , D . , Gustitus , C . , & McLeod , K . C .
(2003) . Comparison of six Models for Violent
Romantic Relationships in College Men and
Women , *Journal of Interpersonal Violence* ,18(6) ,
645-665 .
- Henning , K . , Renauer , B . , & Holdford , R . (2006) .
Victims or Offender? Heterogeneity Among
Women Arrested for Intimate Partner Violence . *J
Fam Viol* , 21 , 351-368 .
- Herrera , V . M . , Wiersma , J . D . , & Cleveland ,
H . H . (2008) . The Influence of Individual and
Partner Characteristics on the Perpetration of
Intimate Partner Violence in Young Adult
Relationship . *J Youth Adolescence* , 37 , 284-296 .
- Hettrich , E . L . , & O 'Leary , K . D . (2007) .
Females ' Reasons for Their Physical Aggression
in Dating Relationship . *Journal of Interpersonal
Violence* , 22 (9) , 1131-1143 .
- Heyman , R . E . , & Smith Slep , A . M . (2002) . Do
Child Abuse and Interparental Violence Lead to
Adulthood Family Violence? *Journal of Marriage
and Family* , 64 (4) , 864-870 .
- Hughes , F . M . , Stuart , G . L . , Gordon , K . C . ,
& Moore , T . M . (2007) . Predicting the Use of
Aggressive Conflict Tactics in a Sample of Women
Arrested for Domestic Violence . *Journal of Social
and Personal Relationship* , 24 (2) , 155-176 .
- Johnson , M . P . (1995) . Patriarchal Terrorism and
Common Couple Violence: Two Forms of Violence
against Women . *Journal of Marriage and the
Family* , 57 (2) , 283-294 .
- Johnson ,M .P . ,& Ferraro ,K .J .(2000) .Research

- on Domestic Violence in the 1990s: Making Distinctions . *Journal of Marriage and Family* , 62 (4) , 948-963 .
- Kirkwood , C . (1993) . *Leaving abusive partners: From the scars of survival to the wisdom for change* . London: Sage .
- Langhinrichsen-Rohling , J . , Neidig , P . , & Thorn , G . (1995) . Violent Marriage : Gender Differences in Levels of Current Violence and Past Abuse . *Journal of Family Violence* , 10 (2) , 159-176 .
- McHugh , M . C . , Livingston , N . A . , & Ford , A . (2005) . A Postmodern Approach to Women ' s Use of Violence: Developing Multiple and Complex Conceptualizations . *Psychology of Women Quarterly* , 29 , 323-336 .
- 内閣府男女共同参画局 (2006) . 男女間における暴力に関する調査 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/danjokan/h1804top.html>
- 内閣府男女共同参画局 (n d .) . 配偶者からの暴力に関するデータ http://www.gender.go.jp/e-vaw/data/dv_data.pdf
- O Leary , S . G . , & Slep , M . M . S . (2006) . Precipitations of Partner Aggression . *Journal of Family Psychology* , 20 (2) , 344-347 .
- Olweus , D . (1993) . *Bullying at School , What we know and what we can do* . Blackwell .
- Orcutt , H . K . , Garcia , M . , & Pickett , S . M . (2005) . Female-Perpetrated Intimate Partner Violence and Romantic Attachment Style in a College Student Sample . *Violence and Victims* , 20 (3) , 287-302 .
- Pico-Alfonso , M . A . , Garcia-Linares , M . I . , Celdanavarrro , N . , Blasco-Ros , C . , Echeburua , E . , & Martinez , M . (2006) . The Impact of Physical , Psychological , and Sexual Intimate Male Partner Violence on Women ' s Mental Health: Depressive Symptoms , Posttraumatic Stress Disorder , State Anxiety , and Suicide . *Journal of Women ' s Health* , 15 (5) , 596-611 .
- Richardson , D . S . (2005) . The Myth of Female Passivity: Thirty Years of Revelations about Female Aggression . *Psychology of Women Quarterly* , 29 , 238-247 .
- Robertson , K . , & Murachver , T . (2007) . Correlates of Partner Violence for Incarcerated Women and Men . *Journal of Interpersonal Violence* , 22 (5) , 639-655 .
- Ruiz-Pérez , I . , Mata-Pariente , N . , & Plazaola-Castaño , J . (2006) . Women ' s Response to Intimate Partner Violence . *Journal of Interpersonal Violence* , 21 (9) , 1156-1168 .
- Shaffer , J . N . , & Ruback , R . B . (2002) . Violent Victimization as a Risk Factor for Violent Offending among Juveniles . OJJDP Juvenile Justice Bulletin . Washington , D . C : U . S . Department of Justice , Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention .
- Stuart , G . L . , Moore , T . M . , Gordon , K . C . , Hellmuth , J . C . , Ramsey , S . E . , & Kahler , C . W . (2006) . Reasons for Intimate Partner Violence Perpetration Among Arrested Women . *Violence Against Women* , 12 (7) , 609-621 .
- Sullivan T P . , Meese , K J . , Swan , S C . , Mazure , C . M . , & Snow , D . L . (2005) . Precursors and Correlates of Women ' s Violence : Child Abuse Traumatization , Victimization of Women , Avoidance Coping , and Psychological Symptoms , *Psychology of Women Quarterly* , 29 , 290-301 .
- Swan , S . C . , Gambone , L . J . , Fields , A . M . , Sullivan , T . P . , & Snow , D . L . (2005) . Women Who Use Violence in Intimate Relationships : The Role of Anger , Victimization , and Symptoms of Posttraumatic Stress and Depression . *Violence and Victims* , 20 (3) , 267-285 .
- Swan , S . C . , & Snow , D . L . (2003) . Behavioral and Psychological Differences Among Abused Women Who Use Violence in Intimate Relationship . *Violence against Women* , 9(1) , 75-

109 .

- Swan , S . C . & Snow , D . L . (2006) . The Development of a Theory of Women ' s Use of Violence in Intimate Relationships . *Violence Against Women* , 12 (11) , 1026-1045 .
- Tjaden , P . , & Thoennes , N . (2000) . Prevalence and consequences of Male-to-Female and Female-to-Male Intimate Partner Violence as Measured by the National Violence Against Women Survey . *Violence against Women* , 6 (2) , 142-161 .
- Walker , L . E . (1979) . *The Battered Women* . New York: Harper and Row .
- Walker , L . E . (2000) . *The Battered Women Syndrome* . New York , Springer .
- Williams , S . L . , & Frieze I . H . , (2005) . Patterns of Violent Relationships , Psychological Distress , and Marital Satisfaction in a National Sample of Men and Women . *Sex Roles* , 52 , 771- 784 .

枠付け法がコラージュ表現の集約性へ及ぼす影響

狩 野 夏 美¹⁾・三 澤 進²⁾

2008年12月16日受付, 2009年 3月 9日受理

Abstract : Effect of framing on integration level in collage expression The purpose of this paper is to clarify the effect of using framed sheets on the integration level in collage works made by normal young adults . Here the integration level indicates the arrangement level for photographs to achieve one specific theme in a collage work . This level is considered to relate to the important factor that promotes expressions and the focusing in the collage therapy . The effect of using framed sheets on the sense of integration perceived by collage makers as well as that on the impression of integration measured by raters was examined . In previous research ,the use of framed sheets has been reported to condense normal adult 's images or intentions and to facilitate internal expressions and the integration level measured by raters . In this paper ,however ,it is found that the sense of integration perceived by collage makers is not necessarily increased by use of framed sheets . This result might suggest that framed sheets should be used only if clients prefer them in the collage therapy at least as far as mild-condition cases are concerned . The result of investigations based on both of questionnaire and semi-structured interview methods also support this suggestion .

Key words: collage , frame , integration level , integration sense felt by collage makers , integration impression measured by raters

はじめに

コラージュ療法のコラージュ (collage) とは、「糊付けする」という意味の動詞 “coller” から派生したフランス語で、もともとは、1912年頃に、Picasso や Braque の始めたキュビズムの技法の1つであり、パピエ・コレ (papier colle, 貼り紙) とともに発展した美術の表現技法のことである。雑誌やパンフレットなどから、自分の気に入った写真やイラストを切り抜き、台紙の上に好きなように貼り、1つの作品にする、きわめて簡単な方法である。このような現代美術技法の1つであるコラージュが以下のように心理療法に導入

され、「コラージュ療法」と呼ばれるようになった。

コラージュを最初に心理療法に利用したのは、アメリカのサイナイ病院の作業療法士 Mitchell で、1970年代に、クライアント自身が雑誌等から写真を切り抜いて貼る方法である「マガジン・ピクチャー・コラージュ法」を創始した。Buck & Provancher (1972) は、Mitchell がコラージュを臨床場面に初めて適用したと報告している。

日本で、最初に、心理臨床の場面でコラージュを作ることが治療につながることを報告したのは、山中 (1989) である。彼は、1969年にクライアントが自発的にコラージュを作成した事例を担当したことがあると報告している。クライアント

1) Natsumi Karino : 常磐大学大学院人間科学研究科修士課程

2) Susumu Misawa : 常磐大学大学院人間科学研究科教授

が自宅で高価な画集を切り、台紙に貼り付けたものを面接に持参した事例である。治療技法として積極的にコラージュを導入したのは、森谷(1988)と杉浦(杉浦・入江, 1990; 杉浦, 1992)等である。特に森谷(森谷・杉浦, 1993)は、箱庭療法の研究実践から、持ち運べる箱庭・ミニ箱庭というコンセプトから発想し、セラピストが切り抜いておいた写真をクライアントが貼る方法である「コラージュ・ボックス法」を個人心理療法に導入した。杉浦(森谷・杉浦, 1993)は、草月流の生け花からコラージュを発想し、主にマガジン・ピクチャー・コラージュ法を個人心理療法に継続的に導入した。

コラージュ表現の特徴については、斉藤(1993)が、河合(1968)が述べている箱庭療法の特性の「具象性(具体性)」、「直接性」、「集約性」の3点に関連させて、写真を用いるため、直接的な体験が表現されにくい、生の自分を語ることに抵抗を感じるような成人のクライアントにとっては、箱庭よりコラージュ技法の方がとっつきやすく感じられる可能性がある」と述べている。また、箱庭療法では箱の枠が守りになるのに対して、コラージュ療法においては、集約性という点で、枠がないことや2次元的な表現であることなどから、全体イメージとしてのまとまりの求められる程度が低くなりがちであると指摘している。しかし、個々の写真イメージの文脈が適度にお互いを牽制する枠になると、個々の写真イメージに自ら語らしめ、なおかつ全体のイメージとしてのまとまりを持っていることが可能となり、意外なほどに自分の感じをぴったりと伝えるとも述べている。

「集約性」という言葉に関しては、我々の知る限りの文献ではっきりした定義を見出すことができなかったが、上述の「全体イメージとしてのまとまりを持っている程度」という言葉が最も適切な内容を表しているように考えられる。しかし、これは、作品全体からみた場合についてであり、今村(2001, 2006)にみるように、集約性やまとまり具合を実験で評定する際に、写真の切片

の関連付けられた組み合わせの有無から判断する手法を用いる傾向があることから、本研究では、「集約性」の定義として、「コラージュ作品上の切片が何らかの1つのテーマへ向かってまとまっている度合」を採用することとする。

一方、「枠」に関しては、中井(1974)が、自身の風景構成法において、箱庭療法における砂箱の枠からヒントを得て、台紙の縁近くにサインペンで枠をとったものに描かせる「枠付け法」を創案した。彼は、「枠あり」は、描画を容易にするが描かないわけにはいかない感じを起こさせ、「枠なし」は、とりとめなく、どこまでも無限に広がっている感じで、何を描いてもよいか分からず、まとまりにくいといい、枠には表出を保護する効果と表出を強いる効果の二重性があると述べている。

コラージュ療法における枠の有無と「集約性」の関係については、今村(2001, 2006)が、統合失調症者のコラージュ表現に枠付け法を導入したところ、最初はばらばらなコラージュが構成的なまとまりのあるものとなり、次に内容的なまとまりが見られるようになったと述べている。更に、統合失調症者と一般成人に枠を施したコラージュ表現の実験結果を統計的に分析したところ、表現が促され、構造的にも集約性の向上が見られたと報告している。岸井(2002, 2003)は、自身が創案した色彩フレーミング(台紙に色枠による額縁様のフレーミングを施し、その台紙にコラージュを作成してもらう方法)が、枠の効果により、コラージュ表現の「内容の焦点化」や「構図のおさまり」が促進されると報告している。一方、筆者の一人は、色彩フレーミング台紙と枠台紙、白台紙の間で、表出を促す効果について比較検討をした(狩野, 2006)。分析は台紙に貼られた切片内容から印象評定者3名のうち2名が「運動表現切片(写真の内容に動きがある切片のこと)」や「色彩強調切片(写真の内容に色彩が強調されている切片のこと)」があると判断した作品数を調べ、台紙間で比較した。ノンパラメトリックな方法であるCochranのQ検定(対応のある)で分析した結

果、動的側面に関して運動表現切片の出現を促す効果は、台紙間で違いがあるとはいえないことがわかった ($Q = .778, p > .10$)。また、色彩的側面では、色彩フレーミング台紙は、枠台紙より枠の色彩の影響をより強く受けて、色彩強調切片の出現を促すことがわかった ($Q = .7280, p < .05$)。

枠付け法を用いる際の注意としては、中井 (1974) が、風景構成法についての記述ではあるが、急性期にある患者、非常に不安定な若年例などにおいて、枠付けがえって形態水準の低下を招くことも見られたと言ひ、必ずしも良い効果があるとはばかりはいえないと述べている。

以上のように、コラージュ作品の「結合」の有無などから集約性を調べる研究は、既になされている。しかし、これらは評定者からみた集約性についての研究である。コラージュの作成者の感じ方から調べたものは始まったばかりであり、最近の池見・矢野・三宅・松岡 (2007) の事例研究を除けば、ほとんど学術研究の報告例がなかった。一方、フォーカシングや箱庭療法等、コラージュ以外の療法では、作成者への有効性を確認するような研究がなされている (池見・吉良・村山・田村・弓場, 1986; 後藤, 2003)。そこで、本研究では、コラージュ作品の集約性に対する評定者の印象評定である「作品内の集約性」ばかりでなく、作成者への有効性の指標となると思われる作成者が感じた主観を以下に示すように「集約感」と呼び、これについても統計的な分析を行うことにする。前述のように、「集約性」そのものについては、コラージュ作品上の切片が何らかの1つのテーマへ向かってまとまっている度合のことにするが、評定者からみた集約性については、「作品内の集約性」とした。本研究の印象評定では、評定者は、作品を通してのみ、その「集約性」を判断するからである。これには、作成者の気づいていない、無意識に近いメッセージを読みとれる可能性もあり、重要な指標になると考えられる。一方、作成者が「まとまった」と感ずる主観については、単に作成者自身による上述のような作品内の集約性

についての評価のほか、物語性や達成感のようなものも含まれる可能性もある。このような観点から、本研究では、作成者からみた集約の程度は、「集約感」と呼ぶことにする。

本研究の評定者からみた「作品内の集約性」をみる実験では、コラージュの作品内において、複数の切片が関連付けられて、1つのテーマへ向かってまとまっているのかを、評定者が判断した。これに関しては、今村 (2006) の「結合」項目 (複数の切り抜きを関連付けて組み合わせているか) を参考にした。次に、作成者が感ずる「集約感」では、まとまった感じについて作成者自身に判断してもらった。

仮説については、台紙に枠を加えることにより、台紙の枠が二重に強調されて、作成者の表現が保護されまた表出が促され、枠がない場合より集約性が高まるのではないかと考えて、以下の2つを設定した。すなわち、仮説1: コラージュの作品において、白台紙に比べ枠台紙は、枠の影響により、評定者からみた「作品内の集約性」が高まる、仮説2: 白台紙に比べ枠台紙は、枠の影響により、作成者の感ずる「集約感」が高まる、とした。

本研究では、以上の2つの仮説をたて、枠が及ぼす集約性への影響について、評定者からみた「作品内の集約性」についてばかりでなく、作成者が感ずる「集約感」についても検証することを目的とする。

実験の方法

実験方法としては、仮説1に関しては、以下の1で示すような方法で2005年に作成してもらっていた80作品 (白台紙40作品, 枠台紙40作品, 以下分析材料1とする) と、2に示すように2007年に新たに別の作成者に作成してもらった17作品 (白台紙8作品, 枠台紙9作品, 以下分析材料2とする) に対して、以下の3で述べるように、学生3人に評定者になってもらい、評定練習と通じて評定基準の統一を図った上で、作品内の集約

性について、2件法（有，無）と5件法（集約していない，やや集約していない，どちらでもない，やや集約している，集約している）で評定してもらった。ここで、評定者からみた「作品内の集約性」を詳しくみるための5件法だけでなく、「集約している（集約性がある）」と「集約していない（集約性がない）」の差を明確に見るために、2件法でも評定してもらい、分析することにした。仮説2に関しては、2005年に収集してあった40名分の自由記述（分析材料1）から、集約感に関する感想がないか調べた。新たに2007年に作成してもらった作品の作成者17名には、集約感について5件法（まとまらない，ややまとまらない，どちらでもない，ややまとまった，まとまった）で答えてもらった（分析材料2）。更に、この17名のうちの10名（白台紙7名，枠台紙3名）に、集約感に関して半構造面接法でインタビュー調査をした（分析材料2）。このように、分析材料1では、主に評定者からみた「作品内の集約性」について調べ、分析材料2では、より深く調べるため作成者数を少なくし、主に作成者が感ずる「集約感」について調べた。以下に、分析材料1と分析材料2の各々について、作成者にどのように作品を作成してもらったかと、作成者の感ずる「集約感」に対するデータをどのように収集したかに関して、実験の具体的な内容を記しておく。

1 分析材料1（作成者40名による白台紙40作品と枠台紙40作品）についての実験

（1）実験方法

以下に示す～の作成手続きにより、分析材料1となるコラージュ作品を作成してもらった。更に、自由記述による感想文の記入をもらった。

（2）対象

作成者については、一般的な（健常者と推測される）大学生48名を対象としたが、2種類の台紙を作成できたのは40名（女30名，男10名，年齢についてM=20.5歳，SD=4.8）であった。また回

収率は83%であった。白台紙40作品と枠台紙40作品、合計80作品が作成された。

（3）実施時期

実施時期は、2005年7月～10月であった。

（4）場 所

場所はI大学の社会調査資料室であり、部屋に収容可能な人数（約10名）に分け、集団で各自コラージュを作成してもらった。

（5）作成手続き

各テーブルに、十分な量の雑誌（ファッション，アニメ，旅行，乗り物など）と人数分のハサミ・糊（固形，液状）を用意した。コラージュの方式は、主に、マガジン・ピクチャー・コラージュ方式にし、各種類の切片が各作成者に渡るようにコラージュ・ボックス方式を追加した。コラージュ・ボックスの内容は、佐藤（1998）で使用された図版シートを参考に、人物、動物、植物（食べ物も含む）物、乗り物の切片を収集し、それらを種類ごとに区分した。台紙は次の2種類を用意した（図1，2）。

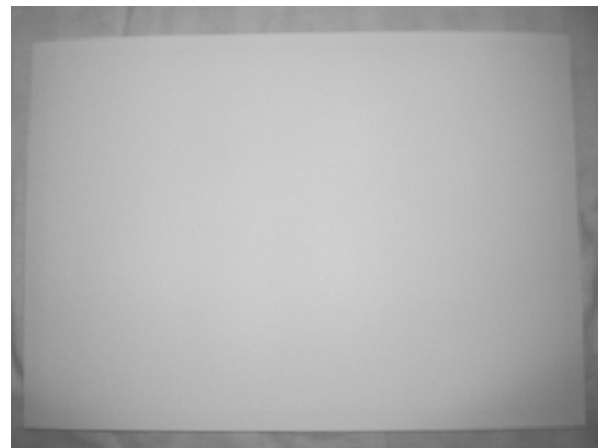


図1 白台紙
B 4（257×364mm）の白ケント紙。

台紙の順序は、

白台紙 枠台紙
枠台紙 白台紙

の2つのグループに分けて、順序効果を相殺した。台紙間の影響を考慮して、インターバルも出来る限り約7日間以上空けた。

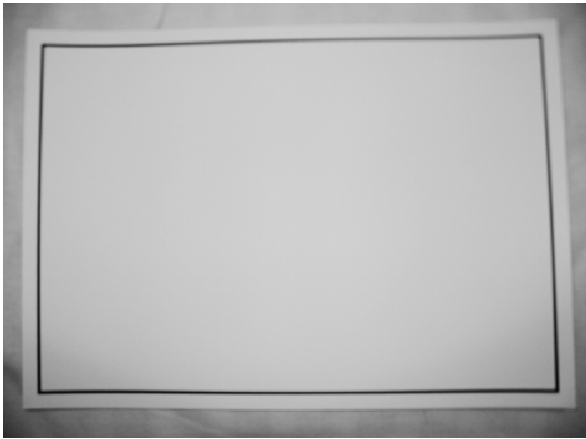


図2 枠台紙

B4 (257×364mm) の白ケント紙に外から1 cm の237×344mm に枠を2 mm の太さで印刷したもの。枠の色は黒である (New Color 418 くる)。

「雑誌から自由に切り抜き、または、ボックスから選び台紙に貼り付け作品を作ってください」という指示にしたがって、コラージュを作成してもらった。

作成時間は、作成者が完成するまでとしたが、作成時間が約1時間を越えた場合は、「区切りが良いところで終わりにして下さい」という指示を行った。

作成後、作成者に作成体験に関して、自由記述により感想を記入してもらった。

2 分析材料2 (作成者17名による白台紙8作品と枠台紙9作品) についての実験

(1) 実験方法

以下に示す ~ の作成手続きにより、分析材料2となるコラージュ作品を作成してもらった。更に、自由記述による感想文の記入、質問紙による作成者からみた集約感の調査、インタビュー調査を行った。

(2) 対象

作成者は、一般的な(健常者と推測される)大学生17名とした(女14名,男3名,年齢については $M = 20.6$ 歳, $SD = 0.5$ であった)。その17名を以下の2グループに分けた。

グループ1(白台紙)8名(女7名,男1名,年齢について $M = 20.6$ 歳, $SD = 0.5$)

グループ2(枠台紙)9名(女7名,男2名,年齢について $M = 20.7$ 歳, $SD = 0.5$)

このように、白台紙8作品と枠台紙9作品、合計17作品を作成してもらった。更に、その中の10名(女8名,男2名,年齢について $M = 20.6$ 歳)には、集約感について詳しく調べるために、半構造化面接を行った。台紙の種類別の人数は白台紙7名(女6名,男1名,年齢について $M = 20.6$ 歳, $SD = 0.5$)、枠台紙3名(女2名,男1名,年齢について $M = 20.7$ 歳, $SD = 0.5$)であった。

(3) 実施時期

コラージュを作成してもらった時期は、2007年9月であった。インタビュー調査をした時期は、2007年12月であった。

(4) 場所

コラージュを作成してもらった場所は、T大学の講義室で、集団で実施した。インタビュー調査した場所は、T大学の心理臨床センター面接室であった。

(5) 作成手続き

分析材料1と同様に、テーブルに十分な量の雑誌(ファッション,アニメ,旅行,乗り物など)と人数分のハサミ・糊(固形,液状)を用意した。コラージュの方式は、主に、マガジン・ピクチャー・コラージュ方式にし、各種類の切片が各作成者に渡るように、コラージュ・ボックス方式を追加した。コラージュ・ボックスの内容は、佐藤(1998)で使用された図版シートを参考に、人物、動物、植物(食べ物も含む)、乗り物の切片を収集し、それらを種類ごとに区分した。グループに1は白台紙、グループ2には枠台紙を渡した。

「雑誌から自由に切り抜き、または、ボックスから選び台紙に貼り付け、作品を作ってください」という指示にしたがって、コラージュを作成してもらった。

作成時間は、作成者が完成するまでとしたが、作成時間が約1時間を越えた場合は、「区切りが良いところで、終わりにして下さい」とい

う指示を行った。

作成後、作成者に、自由記述により感想を記入してもらった。更に、それとは別に、質問紙で、作成者の集約感を詳しくみるために5件法(まとまらない、ややまとまらない、どちらでもない、ややまとまった、まとまった)で答えてもらった。しかし、「まとまった」と「まとまらない」の差を明確に見るために、5件法の「まとまらない」と「ややまとまらない」を「まとまらない」とし、5件法の「ややまとまった」と「まとまった」を「まとまった」として2件法でも、分析することにした。5件法の「どちらでもない」に対しては、後日、改めて2件法ではどちらにするか作成者に答えてもらって決めた。最終的に、該当するすべての作成者から2件法での回答を得ることができ、特に問題となる点は見当たらなかった。

(6) インタビュー調査

作成者17名中の10名(白台紙7名、枠台紙3名)に、集約感に関して、半構造化面接法でインタビュー調査をした。実施時間は15分程度とし、個別に実施した。質問項目は次のとおりであった。

あなたが貼った切り抜きに対して教えて下さい。まず、1つ1つの切り抜きに対して関連するイメージや事柄について教えて下さい。

切り抜きと切り抜きが関連しているものがありましたら、教えて下さい。

関連していない切り抜きも教えて下さい。

コラージュを作ってどう感じましたか。

コラージュを作る前の気分を教えてください。

コラージュを作る後の気分を教えてください。

インタビューで心を開くことが出来ましたか。

質問紙の5件法で「まとまらない、ややまとまらない、どちらでもない、ややまとまった、まとまった」と答えた理由を教えてください。

(枠台紙の作成者にのみ)枠はどのような影響を与えましたか。

実験結果の分析

分析材料1と分析材料2に対して分析を行った。分析材料1には、分析1a(評定者からみた「作品内の集約性」2件法)、分析1b(評定者からみた「作品内の集約性」5件法)、分析1c(自由記述の感想の分析)を行った。分析材料2には、分析2a(評定者からみた「作品内の集約性」2件法)、分析2b(評定者からみた「作品内の集約性」5件法)、分析2c(作成者が感ずる「集約感」2件法)、分析2d(作成者が感ずる「集約感」5件法)、分析2e(自由記述の感想の分析)、分析2f(インタビュー)を行った。仮説1には、分析材料1に対しての分析1a、分析1bと、分析材料2に対しての分析2a、分析2bが該当する。各分析の従属変数は、評定者からみた「作品内の集約性」とした。仮説2には、分析材料1に対しての分析1cと、分析材料2に対しての分析2c、分析2d、分析2e、分析2fが該当する。また、分析2cと分析2dの従属変数は、作成者が感ずる「集約感」とした。

以下、主に、評定者による評定の方法を中心に、分析材料1についての分析方法と分析材料2についての分析方法として、分けて述べる。

1 分析材料1(作成者40名による白台紙40作品と枠台紙40作品)についての分析

(1) 分析1a: 評定者からみた「作品内の集約性」の有無(2件法)

評定者を、3名の学生に依頼し、その3名に対し、意図的に構成された「作品内の集約性」の有無の例をもとに、評定基準について理解を図った。次に、分析材料とは異なる作品による評定練習を通じて評定基準の統一を図り、評定基準に対する質問があれば再度確認した。その後、80作品に対し、評定者3名のうち2名が評定者からみた「作品内の集約性」があると判断した作品を集約性「有」と判定することにして、以下の示すノンパラメトリックな方法で、集約性の有無を白台紙

と枠台紙間で比較することにした。

(2) 分析 1 b : 評定者からみた「作品内の集約性」
(5 件法)

評定者を、(1)と同様、3名の学生に依頼し、その3名に意図的に構成された「作品内の集約性」の例をもとに、評定基準について理解をはかった。次に、分析材料とは異なる作品による評定練習を通じて評定基準の統一を図り、評定基準に対する質問があれば再度確認した。その後、80作品に対して5件法(集約していない、やや集約していない、どちらでもない、やや集約している、集約している)で調べ、白台紙と枠台紙間で比較した。

(3) 分析 1 c : 自由記述の感想の分析

作成者の自由記述に、集約性に関するものはな
いか調べた。

・ 2 分析材料 2 (作成者17名による白台紙 8
作品と枠台紙 9 作品) についての分析

(1) 分析 2 a : 評定者からみた「作品内の集約性」
の有無 (2 件法)

分析 1 aと同様に、17作品に対して評定者に評
定してもらい、その結果を台紙間で比較した。

(2) 分析 2 b : 評定者からみた「作品内の集約性」
(5 件法)

分析 1 bと同様に、17作品に対して評定者に評
定してもらい、その結果を台紙間で比較した。

(3) 分析 2 c : 作成者が感ずる「集約感」(2 件法)

コラージュ作成後に質問紙で答えてもらった作
成者が感ずる「集約感」の5件法の回答を、
2(5) に示したような方法で、分析者が2件法に
分けて分析した。その結果を、台紙間で比較し、
枠が作成者の「集約感」に及ぼす影響を調べた。

(4) 分析 2 d : 作成者が感ずる「集約感」(5 件法)

コラージュ作成後に質問紙で答えてもらった作
成者が感ずる「集約感」の5件法の結果を、台紙
間で比較し、枠が作成者の「集約感」に及ぼす影
響を調べた。

(5) 分析 2 e : 自由記述の感想の分析

作成者の自由記述に、集約性に関するものはな
いか調べた。

(6) 分析 2 f : インタビュー

どの切片がどのように関連しているのか、イン
タビューした。また、質問紙の5件法で、なぜそ
のように選択したのか理由を述べてもらった。

結 果

以下、分析材料 1 に対する結果と分析材料 2 に
対する結果とに分けて述べる。

・ 1 分析材料 1 (作成者40名による白台紙40
作品と枠台紙40作品) についての結果

(1) 分析 1 a (評定者からみた「作品内の集約性」
の2件法による台紙間比較) の結果

3名の評定者間の評定一致率は、全体は79%、
A - Bは84%、A - Cは80%、B - Cは96%であ
った。評定者からみた「作品内の集約性」の有無の
作品数を台紙間で比較するために、ノンパラメト
リックな方法である Cochran の Q 検定 (対応の
ある) を行ったところ、「白台紙 (有 : 32, 無 :
8) < 枠台紙 (有 : 33, 無 : 7)」で、有意な結果
は見られなかった ($Q = .111, p > .10$)。また、
McNemar 検定においても、有意な結果は見られ
なかった ($p > .10$)。

(2) 分析 1 b (評定者からみた「作品内の集約性」
の5件法による台紙間比較) の結果

3名の評定者間の評定一致率は、全体は11%、
A - Bは28%、A - Cは20%、B - Cは55%であ
った。評定者からみた「作品内の集約性」の5件法
の結果を台紙間で比較するため、平均値の差を検
定する t 検定 (対応のある) を行ったところ、「白
台紙 ($M = 3.81, SD = .78$) < 枠台紙 ($M = 3.87,$
 $SD = .76$)」で有意な傾向が確認された ($t = 4.36,$
 $.05 < p < .10$)。

(3) 分析 1c (自由記述の感想による台紙間比較)の結果

白台紙 集約感に関するものでは、「まとまらない」と述べている記述が40名中5名、「まとまった」は0名であった。台紙の枠に関するものは「台紙におさめよう」または「はみ出さない」は3名、「はみ出す」は3名、その他に「貼り易い」は11名であった。

枠台紙 集約感に関するものは40名中「まとまった」3名、「まとまらなかった」0名であった。枠に関するものは「おさめたい」は17名、「はみ出したい」は2名であった。

・ 2 分析材料 2 (作成者17名による白台紙 8 作品と枠台紙 9 作品) についての結果

(1) 分析 2a (評定者からみた「作品内の集約性」の2件法による台紙間比較)の結果

3名の評定者間の評定一致率は、全体47%、A - Bは53%、A - Cは47%、B - Cは94%であった。各台紙における評定者からみた「作品内の集約性」の有無の作品数については、「白台紙 (有: 6, 無: 2) < 枠台紙 (有: 9, 無: 0)」であった。独立2群の差を検定するときのノンパラメトリックな方法であるMann-WhitneyのU検定を行ったところ、有意な結果は確認されなかった ($U = 27.00, p > .10$)。

(2) 分析 2b (評定者からみた「作品内の集約性」の5件法による台紙間比較)の結果

3名の評定者間の評定一致率は、全体は12%、A - Bは29%、A - Cは18%、B - Cは41%であった。各台紙における評定者からみた「作品内の集約性」の5件法の結果は、「白台紙 ($M = 3.58, SD = .79$) < 枠台紙 ($M = 3.59, SD = .33$)」であった。平均値の差を検定するt検定 (独立した) を行ったところ、有意な結果は確認されなかった ($t = .033, p > .10$)。

(3) 分析 2c (作成者が感ずる「集約感」の2件法による台紙間比較)の結果

各台紙における作成者が感ずる「集約感」の2件法の結果は、「白台紙 (有: 4, 無: 4) < 枠台紙 (有: 5, 無: 4)」であった。独立2群の差を検定するときのノンパラメトリックな方法であるMann-WhitneyのU検定を行ったところ、有意な結果は確認されなかった ($U = 34.00, p > .10$)。

(4) 分析 2d (作成者が感ずる「集約感」の5件法による台紙間比較)の結果

各台紙における作成者が感ずる「集約感」の5件法の結果は、「白台紙 ($M = 2.63, SD = 1.40$) < 枠台紙 ($M = 3.00, SD = 1.00$)」であった。平均値の差を検定するt検定 (独立した) を行ったところ、有意な結果は確認されなかった ($t = .639, p > .10$)。

(5) 分析 2e (自由記述の感想による台紙間比較)の結果

白台紙 集約感に関する感想は見られなかった。白台紙に関連する感想については、「台紙いっぱい何かを表現しなければならない気持ちになった」が2名であった。枠に関する感想は、「枠がなくて貼り易い」1名、「枠ありの方が貼りやすそう」1名、「枠がない為、どこまで貼っていいか戸惑った」2名、「枠を自分で作ってしまった」1名であった。

枠台紙 集約感に関する感想は見られなかった。枠に関する感想は、「枠におさめたい」と「枠をはみ出したい」が4名、逆に「枠をはみ出したい」が1名、「枠に影響を受け、イメージしやすかった」1名、「枠があるため、自由に貼れなかった」1名、「貼り易い」2名であった。

(6) 分析 2f (インタビューによる台紙間比較)の結果

感想に関しては、「楽しかった」、「自分を出せ

た、「恐くなった」等が挙げられた。作成前の気分では「緊張」、「不安」等があったが、作成後の気分では、「すっきり」、「満足」等が述べられていた。インタビューでは、作成者全員が、心を開いて話せたと答えていた。枠については、全員に白台紙と枠台紙の両方を見せたところ、白台紙で作成した被験者からは、「枠ありの方が作り易そう」、「枠がなくて自由に表現出来た」等の感想が述べられた。また、枠台紙で作成した作成者は、「枠に収めようとした」、「圧迫感がある」、「枠なしの方がよかった」等と述べていた。

考 察

以下、分析材料 1 に対する考察と分析材料 2 に対する考察とに分けて述べる。

． 1 仮説 1 に対する考察

コラージュの作品において、白台紙に比べ枠台紙は、枠の影響により、表現が保護され表出が促され、評定者からみた「作品内の集約性」が高まる、と仮説を設定した。評定者からみた「作品内の集約性」の 5 件法の結果を、枠台紙と白台紙で比較したところ、枠台紙の方が平均点は高く、検定では有意な傾向が出た。本研究では、より明確な差を見るために、評定者からみた「作品内の集約性」の 2 件法による分析も行なった。結果は、評定者からみた「作品内の集約性」の有無は、枠台紙の方が白台紙に比べ「有」が多いが、有意ではなかった。更に、別の作成者に対して、5 件法と 2 件法で評定者からみた「作品内の集約性」を白台紙と枠台紙で比較したところ、枠台紙の方が白台紙に比べ平均値は高いが、検定では有意ではなかった。

以上により、白台紙と枠台紙の間に、評定者からみた「作品内の集約性」についての明確な差はないことがわかった。つまり、仮説は明確には支持されなかった。今日までの評定者からみたコラージュ表現についての先行研究（今村，2001，2006；岸井，2002，2003）では、枠付け法を施す

ことは自己表出や集約性を高めると報告されてきた。ただし、今村（2006）の一般成人に対する「結合」についての枠付け法の効果についても、有意ではなく有意傾向となっていて、本研究の分析 1 bにおける評定者からみた「作品内の集約性」の 5 件法を用いての台紙間比較結果と一致している。本研究の結果からは、少なくとも健常者やそれに近い青年期の成人については、枠付け法を施せば「作品内の集約性」が高まるとは必ずしもいえない。

． 2 仮説 2 に対する考察

コラージュの作品において、白台紙に比べ枠台紙は、枠の影響により、作成者の感ずる「集約感」が高まる、と仮説を設定したが、5 件法での結果をみると、作成者が感ずる「集約感」は白台紙よりは枠台紙の方が平均点は高いが有意ではなかった。作成者が感ずる「集約感」の 2 件法でも、同様な結果であった。従って、白台紙と枠台紙間で、作成者が感ずる「集約感」の違いがあるとはいえないことがわかった。つまり、仮説は支持されず、本研究の結果では、枠付け法を施せば「集約感」は必ずしも高まるとはいえなかった。

本研究では、先行研究では行なわれてきていない作成者の感ずる主観に焦点を当て、統計的な分析のみならず、質問紙や半構造化面接からも調べた。その結果、枠付け法によって表現が保護される感じを受け好感を抱く作成者がいる一方で、枠付け法により圧迫感を感じ嫌悪感を抱く作成者もいることがわかった。このような可能性については、一般成人の場合に対して、今村（2001）等でも言及されている。本研究では、集約感について調べたのは、白台紙のみか枠台紙のみで作成した作成者の場合であった。しかし、調べた資料数は少ないが、どちらの台紙の場合にも、枠付け法を好む者と好まない者が同じように存在していると考えられる。枠台紙の場合は、枠台紙を好む者では自己表出や集約性が高まるのに対し、好まない者では枠付け法が悪影響を及ぼし、圧迫感を抱か

せ、自己表出を妨げるので、集約性が高まらず、両者の効果が相殺するので、結果として台紙間で集約性に違いがあるとはいえなかったのではないかと推察される。

結 論

本研究の目的は、コラージュにおける集約性について調べ、白台紙と枠台紙間で比較検討し、枠付け法の効果を明らかにすることであった。集約性については、評定者からみた「作品内の集約性」と作成者が感ずる「集約感」の2つの側面から調べた。

仮説としては、台紙に枠を加えることにより、台紙の枠が二重に強調されて、作成者の表現が保護されまた表出が促され、枠がない場合より集約性が高まるのではないかと考えて、仮説1：コラージュの作品において、白台紙に比べ枠台紙は、枠の影響により、評定者からみた「作品内の集約性」が高まる、仮説2：白台紙に比べ枠台紙は、枠の影響により、作成者の感ずる「集約感」が高まる、の2つを設定した。その結果、仮説1については、5件法での結果に、枠台紙の方が平均値は高く、検定では有意な傾向が出た。より明確な差を見るために、2件法でも実施したところ、平均値は枠台紙の方が白台紙に比べ高いが有意ではなかった。別の作成者に対しても、2件法と5件法で調べた結果、白台紙と枠台紙間に、評定者からみた「作品内の集約性」の違いがあるとはいえないことがわかった。次に仮説2の「集約感」に関しても、2件法と5件法を用いた結果に、白台紙よりは枠台紙の方が平均値は高いものの有意性は確認されず、台紙間で「集約感」の違いがあるとはいえないことがわかった。

以上のように、本研究の結果からは、評定者からみた「作品内の集約性」と作成者の感ずる「集約感」は、白台紙と枠台紙間では、大きな差は見られないことが明らかになった。従って、全体的にみて、コラージュにおける集約性については、白台紙と枠台紙間で違いあるとはいえないと結論

され、仮説は支持されなかったということが出来る。

今日までの先行研究では、評定者が作品の集約性を評価するものが多く、枠付け法を施すことは自己表出や集約性を高めると報告されてきたが、本研究では、枠付け法によって、必ずしも集約性が高まるものではないという結論が得られた。更に、本研究では、先行研究では行なわれていない、作成者の感ずる主観である「集約感」に焦点を当て、統計的な分析のみならず質問紙や半構造化面接からも調べた。その結果、枠付け法によって表現が保護される感じを受け好感を抱く作成者がいる一方で、これにより圧迫感を感じ嫌悪感を抱く作成者もいることがわかった。本研究では、少なくとも健常者やそれに近い青年期の成人については、枠付け法を好む作成者と好まない作成者がいて、前者では自己表出や集約性が高められるのに対し、後者では枠付け法が悪影響を及ぼし、圧迫感を抱かせ、自己表出を妨げるので、集約性が高まらず、結果として台紙間で集約性に違いがあるとはいえなかったのではないかと推察される。実際の臨床場面では、心理療法というからには、クライアントの圧迫感や嫌悪感は少ない方が良いと考えられる。このことと我々の結論から、クライアントの状態や枠の好みに合わせて、枠付け法の有無を慎重に選択する必要があるということが示唆されるといえよう。このような面からみると、我々の結論は臨床の場面にも有用であると考えられる。

今後の課題としては、第1に、本研究の作成者は健常者の青年を対象としたが、臨床現場での対象は精神疾患を持つクライアントに実施することが多いと考えられるので、精神疾患を持つ作成者に枠付け法はどのような印象を与えるのかについても調べてみたい。また、枠付け法を好む作成者と好まない作成者では、集約性は異なるのかについても詳しく検証したい。第2に、コラージュ療法を集団ではなく個別で行い、継続的に行った時はどのような影響が出てくるのか調べてみたいと

考えている。第3に、作成者が感ずる「集約感」(これには集約性の他に達成感や物語性のようなものが含まれるとした)と「達成感」について、どのような関係があるのか調べていきたい。

謝 辞

研究全般にわたり、中里弘先生、濱崎武子先生には、ご指導ならびに重要なご指摘を多々頂き、深く御礼申し上げます。また、作成者になって下さった皆様のご協力に感謝いたします。

引用文献

- Buck, R. E., & Provancher, M. A. (1972). Magazine picture collage as an evaluative technique. *American Journal of Occupational Therapy*, 26, 36-39.
- 後藤美佳 (2003). 箱庭表現に伴う「ぴったり感」に関する基礎的研究 箱庭体験過程スケール (EXPsp スケール) からのアプローチ 佛教大学教育学部学会紀要, 3, 151-168.
- 池見 陽・矢野キエ・三宅麻希・松岡成行 (2007). 体験過程流コラージュ・ワーク コラージュの意味を言い表す過程とフォーカシング 心理臨床学研究, 25, 464-475.
- 池見 陽・吉良安之・村山正治・田村隆一・弓場七重 (1986). 体験過程とその評定 EXPスケール評定マニュアル作成の試み 人間性心理学研究, 4, 50-64.
- 今村友木 (2001). 分裂病患者のコラージュ表現 - 枠の効果に関する検討 - 日本芸術療法学会誌, 32, 14-25.
- 今村友木 (2006). コラージュ表現 創元社
- 狩野夏美 (2006). 台紙におけるコラージュ表現へ及ぼす影響について 色彩フレーミング台紙・枠付け台紙・白台紙の比較検討 いわき明星大学人文学部心理学科 平成17年度卒業論文 (未公刊).
- 河合隼雄 (1968). 箱庭療法入門 誠信書房
- 岸井謙児 (2002). 色と枠による画面構成がコラージュ表現に及ぼす影響について(1) 台紙における色のコラージュ表現に及ぼす影響 日本芸術療法学会誌, 33, 22-28.
- 岸井謙児 (2003). 色と枠による画面構成がコラージュ表現に及ぼす影響について(2) 台紙における色のコラージュ表現に及ぼす影響 日本芸術療法学会誌, 34, 46-51.
- 森谷寛之 (1988). 心理療法におけるコラージュ (切り貼り遊び) の利用 精神神経学雑誌, 90, 450.
- 森谷寛之・杉浦京子 (1993). コラージュ技法の導入方法 森谷寛之・杉浦京子・入江 茂・山中康裕 (編) コラージュ療法入門 創元社 pp.5-8.
- 中井久夫 (1974). 枠づけ法覚え書 日本芸術療法学会誌, 5, 15-19.
- 斎藤 眞 (1993). コラージュイメージについて 森谷寛之・杉浦京子・入江 茂・山中康裕 (編) コラージュ療法入門 創元社 pp.183-196.
- 佐藤 静 (1998). コラージュ療法の基礎的研究 コラージュ制作過程の分析 心理学研究, 69, 287-294.
- 杉浦京子・入江 茂 (1990). コラージュ療法の試み 日本芸術療法学会誌, 21, 38-45.
- 山中康裕 (1989). 絵画療法と表現心理学 臨床描画研究, 4, 63-81.

コミュニケーション型デジタルミュージアムの構築法の提案 桜川市真壁地区をモデルとした実践報告

鹿 島 諒 子¹⁾

2008年10月30日受付, 2009年1月19日受理

Abstract : *The proposal of development project for the digital museum which guest and curator make each other Practice report of case study for digital museum in the district of Makabe at Sakuragawa City* This paper shows that, reports on the passage of the proof experiment in the Makabe town Sakuragawa city Ibaraki prefecture with the proposal of a digital museum that promoted communications. We have the opportunity to link all our learning and to express the process of learning, and communicate the people each other. The development of the Internet has opened new opportunity of museum for self-directed and distance-learning. Computers, already capable of some perception, are becoming multi-sensory, responding subtly to human behavior by changing services and environments. New digital technologies offer the prospect of a significant expansion of distance-learning provision through cultural resources. In this research, I define the digital museum what promote communication between curator and guest. In addition, I researched the case study of Sakuragawa digital museum project which is a program to develop the communication for the community and enable the civilization make curator each other.

Key words : digital museum, museum communication, community curator, digital contents

はじめに

博物館は今まで、来館者に対し一方的な情報公開を行っていた。だが、情報化社会が到来し、インターネット利用者がデジタル上での自己表現を行えるようになったことで、世の中の流れは一方的ではなく、双方向でのコミュニケーションができるようになってきている。本稿では、博物館運営者と利用者のコミュニケーションを重視したデジタルミュージアムを提案すると共に、博物館のない地域でも、地域情報の収集者と、住民がコミュニケーションできる情報提供のモデルを立案する。この情報提供モデルを元に、茨城県桜川市での実践結果の報告を行い、今後の検討課題と可能性について述べていく。

1. コミュニケーション型デジタルミュージアムの必要性

1 では、情報化社会がインターネット利用者を与えた心境の変化と、博物館のデジタル化について述べ、博物館運営者と利用者のコミュニケーションを重視した、博物館とデジタルミュージアムの未来モデルを提案する。

1) 一人ひとりが主人公になれる時代

デジタル機器の発達やインターネットの普及に伴い、社会全体の情報化が急速に進んでいる。インターネットの利用者は、単に情報を集める受け手の立場で留まることに満足しなくなり、自らで行動を起こし、ウェブサイトやブログで自分を表

1) Ryoko Kashima : 常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程

現し、世間に対し一定の働きかけをしたいと思うようになってきた。そのため、映画や演劇などを受身的に見るのではなく、誰もが自発的に演出や創作を行えるようになったのである。だが、多くのインターネット利用者は、ヴァーチャル上で自分を表現することができても、実世界では自分を思うように表現できずにいる。それは、表現や行動をしたいと思っていても、自由に創作活動ができる場所がないためである。

では、実世界で自分を表現できずにいる人にとって、知的欲求や満足感を得られる理想的な場所とは、一体どこなのだろうか。博物館は理想的な場所であり、そこでは本物とふれあうことができ、創作意欲を膨らませることができる。博物館は、資料や収蔵品といったハード面の資源と、学芸員が有する知識や教育プログラムといったソフト面の資源まで、このような資源を有している。豊富な博物館資源は、自己表現や創作をしたいと思う人に対し、知的欲求や満足感を与えることができる。

2) 博物館の情報化・デジタル化

デジタル機器が発達してきたことで、博物館にも変化が起き始めている。博物館は、デジタル技術が発達するのに伴い、インターネットを通して、利用者に学習の機会を与え、利用者が自主的に情報を集め、編集する手助けをすることが可能となった。インターネット利用者は、今までは展示物や本、テレビなど、それぞれ別のモノから得ていた情報を、インターネット上で一挙に収集できるようになり、自分なりの解釈を元にして、情報を体系化できるようになった。博物館も、情報化社会が進む中でアナログからデジタルへの転換が進んできている。博物館のウェブサイトで、収蔵資料を電子化したデータの閲覧・検索や、ヴァーチャル上で博物館を見学できる機能を持ったものを、デジタルミュージアムと呼ぶ。

デジタルミュージアムには大きく分けて2つの意味があると考えられる。ひとつめは、坂村¹(1997)によるもので、「資料をデジタル技術で保存(アーカイブ)

するミュージアム」のことである。大容量の記憶装置や携帯端末の導入を行い、デジタルの技術を用いて博物館の建物や展示装置といったハード面を強化することを意味する。そして、もうひとつは、デジタルの技術を利用し、電子化した収蔵品の閲覧・検索や、ヴァーチャルの博物館体験ができるウェブサイトをさす。通常では、デジタルミュージアムという言葉は、前者の意味として使われることが多いが、本稿では、後者の意味で言葉を使用する。

3) 未来のミュージアムモデル

デジタルミュージアムは、博物館のウェブサイト運営者が主体となっており、収蔵品や資料などの博物館資源の記録・保存を行い、利用者に対し情報の提供や公開を行うことが主な役割である。博物館から利用者に対して与えられる情報は一方的で、利用者の参加性はあまり重視されていない。しかし、前述した通り、インターネット利用者は単に情報を集めることには満足しなくなっており、実世界でも自己表現をしたいと思っている。そのため、博物館とデジタルミュージアムは、一方的に情報提供を行うだけでなく、博物館運営者と利用者間で活発なコミュニケーションが可能となり、知的欲求や満足感を味わえる場所となる必要があるのである。

筆者が考える未来のミュージアムモデルは、運営者が利用者に対し、博物館資源を利用する方法を教える立場となる。利用者は、自由に博物館資源を用いて創作意欲を膨らまし、デジタル上で創作の成果の保存・公開を行う。一方的な情報提供を行っていた運営者主体の仕組みから、運営者と利用者間で活発なコミュニケーションができるようにするというものである。運営者と利用者間の距離を縮め、博物館事業や教育プログラムに参加して交流を深めることで、日常的に学び、博物館に対する意識を高められるようにする。博物館資源の活用法を覚えた利用者が、デジタル上でマイミュージアム²を作り、生活に役立てていくという仕組みである。

博物館とデジタルミュージアムは、利用者に対

し、基礎的な学習に加え、文字以外の情報を読みとり、解釈する能力、人と関わり、経験を活かすことのできるコミュニケーション能力、ネットワークを育む能力を身に付けられるよう手助けし、豊富な博物館資源の情報提供を行うなど、様々なスキルを学べる機能を備える必要がある。デジタルミュージアムの機能と、実際の博物館資源の両方を組み合わせることができれば、利用者は有意義な学習の機会を得ることが可能となる。筆者は以上に述べた未来のミュージアムモデルの中で、コミュニケーションを重視した機能を備えたデジタルミュージアムを、コミュニケーション型デジタルミュージアムと呼ぶことにする。

2. 地域社会でのデジタルミュージアムの応用

2では、未来ミュージアムモデルを日常生活で活用する方法を考え、地域でのコミュニケーション型デジタルミュージアムと、コミュニティ・キュレーターという地域の資源を収集して、デジタル上で情報発信をする役割を担う人材について考察する。

1) 地域での応用

1で挙げた未来ミュージアムモデルが実現すると、博物館運営者と利用者の間で活発なコミュニケーションを行うことが可能となる。では、博物館がない地域では、自己表現や創作をどこで行えば良いのだろうか。博物館以外にも、日常生活や身の回りに知的欲求を満たし、創作意欲を膨らませることができる様々な資源がある。

地域を例として考えてみよう。自分たちの住む地域には、それぞれ自然、文化、芸術、人、建物、歴史などの地域資源がある。住民は日常的に様々な地域資源に囲まれ、利用しながら暮らしているが、住民の多くは地域資源に特別な価値を見出すことをしてこなかった。日常生活には価値がなく、博物館の収蔵品や、専門家が歴史的価値や芸術的な価値、経済的な価値があると認めたものが素晴らしいものと思いがちである。収蔵品を鑑賞

することで得られる情報の多くは、利用者にとって一方的で受身的なものが多い。一方的な情報提供は、学校で行われる知識の詰め込みに似ており、実生活に役立つ知恵は習得できない。また、地域の特徴をとりあげる郷土博物館では、地域の偉人の紹介や作品の展示を行うことが多いが、利用者はそのような展示を見ても、かけ離れた雲の上の存在を見るようで、身近に感じることはない。人々は、実世界でもヴァーチャルの世界でも、自分と関わりのある話に興味を抱く。そのため、自らの創作意欲を膨らませることができ、知的欲求を満足させることができる資源の多くは、自分の身の回り、すなわち地域に存在するのである。

2) コミュニティ・キュレーター

コミュニティ・キュレーターとは、住民から聞いた話や地域資源の情報の収集、パソコンでの集めた情報の編集、ウェブサイト上での地域情報³コンテンツの公開が行える人材を指す。コミュニティ・キュレーターという名称は、学芸員⁴が国家資格であるため、違いをつけるために英語を用いている。コミュニティ・キュレーターは、住民とコミュニケーションをとり、また、住民と地域資源を結びつけることで、住民が地域資源を再認識できるようにすることが主な役割である。このようなコミュニティ・キュレーターの活動によって、住民も活動に携わり、次第に住民一人ひとりが地域について考え、地域に対する知識を深め、結果的に地域を豊かにしていくという仕組みである。この方法を用いれば、どの地域でも博物館と同様に、住民や地域を訪れる人に学習の機会を与えることができ、博物館の学芸員や解説員のように地域資源や自分の暮らしについて語り、知識を深めることが可能になる。

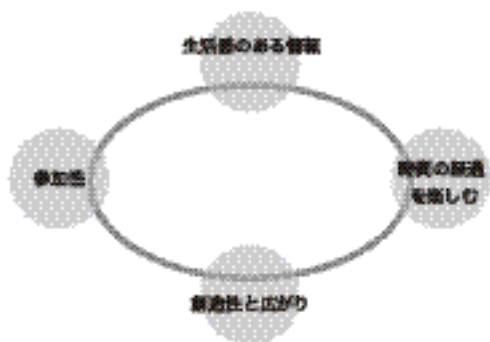
3) 未来モデルの立案

ここでは、実際に地域と住民をテーマにしたコミュニケーション型デジタルミュージアムを作るにあたり、地域情報コンテンツを発信するコミュ

ニティ・キュレーターと、インターネット利用者のコミュニケーションが促せることを意識した、以下のような4つの情報提供モデルを設定する。

1点目は、「生活感のある情報」を伝えることである。集客や話題性を狙った安易で継続性のない企画とは異なり、変わらずに受け継いでいくことや、地域の資源を活用する方法を学べるようにする。地域や住民の日常の姿を伝え、生活に根付いた情報提供を行う。2点目は、「時間の経過を楽しむ」ことである。部分的な切り取りを行わず、時間的な経過を楽しむことができる情報を提供する。3点目は、「創造性とひろがり」である。幅広い選択が可能で、多様な楽しみができる情報を提供する。4点目は、「参加性」である。受動的でなく、住民もウェブサイト閲覧者も参加することができるコンテンツを作る。共に学びながら成長することができ、時間を共有できるもので、繰り返される知恵の蓄積が、生活を豊かにできる情報を提供する。

表1 コミュニケーションの促進を意識した4つのモデル



3. コミュニケーション型デジタルミュージアムの実践

3では、前述した4つの情報提供モデルをふまえた上で、筆者が進めている地域と住民をテーマとしたコミュニケーション型デジタルミュージアムの実践経過を報告する。本研究では、実践の場所として、対象を桜川市に設定した。設定の理由は、桜川市に大型の博物館が存在しないこと、本格的な観光地化がなされておらず、新たな地

域資源発掘の可能性があること、役所の積極的な協力体制が整っていることといった、条件が揃っていたためである。ここでは、地域と住民を題材としたデジタルコンテンツを掲載したウェブサイト「まかべのすきま」の紹介と、桜川市の総務部情報政策課が2008年度中に開設する予定のウェブサイト「桜川市デジタルミュージアム」の取組みについて述べる。

1) 住民参画が盛んな茨城県桜川市

茨城県桜川市⁵、とりわけ真壁地区は住民が様々な活動を盛んに行うことで、独自の地域色を出している。真壁の住民には、地元にかける熱意と実行力がある。無理をしない範囲で行うもてなし(お茶をふるまう、花壇の整備、水やり、清掃、手作りの看板やチラシの作成)が次第に住民を動かし、住民が率先的に始めたひなまつり(店頭で各々の家のひな壇を飾り、昔話やもてなしをする)などの行事も住民参加を促し、成功を収めるようになった。今年度(2008年)「真壁のひなまつり」は、第15回優秀観光地づくり賞(日本観光協会主催)金賞を受賞し、住民の足並みが揃いつつある。桜川市は新設合併して出来たため、真壁地区が有名になったことで、他の地域も相乗効果によって住民の地域に対する意欲や関心が高まりつつある。



図1 茨城県桜川市の位置

表2 サイトマップ(五十音順)

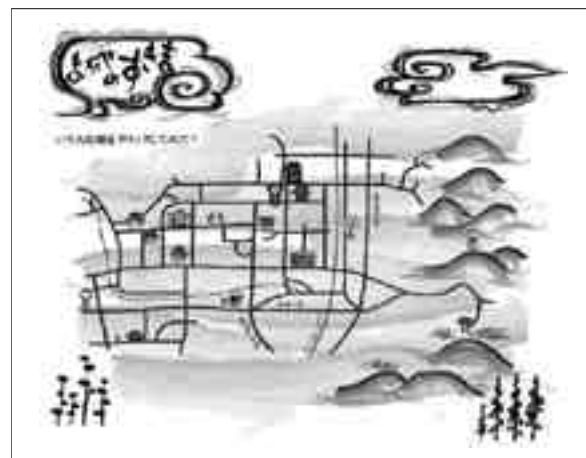
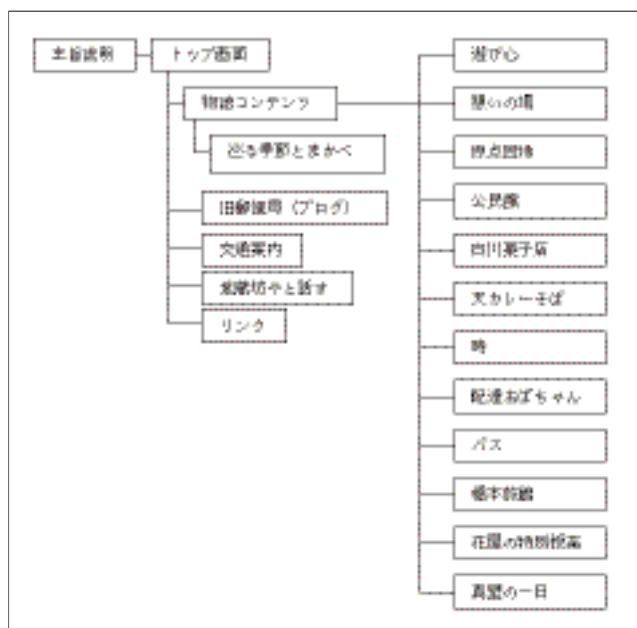


図2 まかべのすきまトップ画面

2) コミュニケーション型デジタルミュージアム

「まかべのすきま」の紹介

まかべのすきま⁶⁾は、筆者らが2007年9月に開設したウェブサイトである。ウェブサイトは、茨城県桜川市の真壁地区で暮らす人々の生活を、写真と文章によるデジタルコンテンツを通して垣間見ることが出来るようにするという主旨のもと、開設した。本稿においては、簡単な紙幅の関係もあり、紹介をするに留めることにする。次の表は、ウェブサイトの階層を示したサイトマップである。

コンテンツの説明



ウェブサイトのメイン画面にある真壁の地図は、他のウェブサイトとの違いを出すため、真壁の住人の温かさや、ゆるやかに流れる時間を表現できるよう手書きにしている。レイアウトは、検索するためのキーワードなどを配列せず、代わりに内容をイメージしたアイコンを配置した。ウェブサイト利用者の探究心や、もっと見てみたいという欲求を刺激するため、余計な文字情報は省いている。アイコンからは、それぞれの場所を物語形式で紹介するページに飛ぶことができる。写真と文章を組み合わせた物語形式を用いることで、

真壁の素晴らしさや日常の様子を分かりやすく表現することができる。物語を作る素材となるのは、地域資源や住民から聞いた話の内容である。住民から聞いた話の内容を文章化し、電子化してウェブサイト上に公開することで、内外への情報提供を行っている。物語コンテンツの数は、2008年度10月現在で16件を数える。以下の表3では、ウェブサイトに掲載している主な物語コンテンツを一部抜粋して掲載している。

その他のコンテンツ

ウェブサイトには様々な機能を備えており、「地蔵坊やと話す」というページでは、地蔵坊やというキャラクターが真壁の歴史などを会話形式で紹介している。二者択一の形式になっており、ウェブサイト利用者が選ぶ選択肢によって、見ることのできる内容が変わるようになっている。旧郵便局のページでは、地蔵坊やのヤフーブログと繋がっている。地蔵坊やが日記を綴る形式になっていて、利用者も投稿することができるようになっている。

表3 物語コンテンツリスト(五十音順)

題 名	内 容	画 像
原 点 回 帰	五所駒ヶ瀧神社についてとりあげ、エコライフを実践する宮司夫妻をテーマに話を展開している。	
白 川 菓 子 店	店の主人にインタビューした内容を元に、店の歴史や訪れた人とのふれあいについてとりあげている。	
橋 本 旅 館	旅館の主人にインタビューした内容と、古い写真を元に、旅館の歴史をまとめている。	
花屋の特別授業	店の主人と近所から訪れる常連客とのやりとりや、店の歴史についてまとめた作品。	
雛 祭 り	毎年2月～3月にかけて行われる雛祭りの様子をとりあげたもの。	
祭	毎年7月23日～26日にかけて行われる真壁祇園祭の様子を撮影し、コメントを加えている。	

3) 桜川市デジタルミュージアム

桜川市では、総務部情報政策課が中心となって、2008年度中に「桜川市デジタルミュージアム」というウェブサイトを立ち上げる予定である。ウェブサイトの「ご利用案内」の部分では、桜川市の自然、文化、まつり、景観、地場産業など、地域資源を中心に、市民が作り上げてきた「地域のかたち」を、デジタルコンテンツで発信するという主旨を掲載している。これは、地域での取組みの紹介や交流のための活用、伝統・文化の伝承を図るウェブサイトとしての活用など、地域が主体となって情報を提供する目的で作成を行っている。一方、コミュニティ・キュレーター養成のためのテキスト作成も同時に行われており、地域資源を収集するフィールドワークのやり方や、デジタルコンテンツの作成方法の掲載が検討されている。このウェブサイトは、デジタルの機能を通し

て、地区間の隔たりを無くすこと、大きな博物館がない桜川市民のコミュニティスペースとなること、桜川市の良さを伝え、多くの人に足を運んでもらうきっかけを作ることなどが期待されている。

4) 今後の検討課題

実際にウェブサイトの運営・企画を始めてから明らかになった点は、デジタルで行えることの限界があることと、コンテンツの充実化を図ることの難しさである。このプロジェクトは、調査地に赴き、住民とのコミュニケーションをすることで成立するのであって、デジタルの技術や機器は、あくまでコミュニケーションを促すひとつの手段に過ぎない。コンテンツの充実化を図るには、現地に何度も足を運び、情報を集め、整理しなければならないため、時間も手間もかかる。そのため、プロジェクトに参加してくれる人員の確保と、わ



図3 「桜川市デジタルミュージアム」トップ画面(仮)

かりやすい人材養成プログラムを作成することが重要となってくる。参加者と住民がプロジェクトの主旨を理解し、相互にコミュニケーションをとれるようになることが、コミュニケーション型デジタルミュージアムの大きな課題である。

おわりに

コミュニケーション型デジタルミュージアムのプロジェクトの実践は始まったばかりである。成果がすぐに表れるプロジェクトではないため、コミュニティ・キュレーターの人材養成や、ウェブサイトの運営方法については、継続的に検討する必要がある。このプロジェクトが軌道に乗り、博物館がより一層、継続的な学習をできる場所となり、地域の活性化に繋がることを願ってやまない。

結論

この論文では、コミュニケーションを促進するデジタルミュージアムの提案と、茨城県桜川市真壁町での実証実験の経過を報告する。私たちは、全ての人々と学習の方法について自分の考えを述べることで、学習する機会を繋げ、相互にコミュニケーションできるようになった。インターネットの普及は、博物館においても自らを演出し、離れた場所でも学習できる新たな機会を開いた。コンピュータは、すでに広く理解され、受け入れられており、人間が様々な知覚を用いて反応や行動

をすることで、サービスや環境が変化してきた。デジタルの新技术は、文化資源を通じて離れた場所に学習を供給できる、幅広い可能性を提供する。この研究では、博物館運営者と利用者とのコミュニケーションを促進することのできるデジタルミュージアムについて定義を行う。さらに、地域でのコミュニケーションを発展させ、市民が学芸員のようになることを目指すプログラムを立案し、桜川市デジタルミュージアムプロジェクトの事例研究についてとりあげる。

謝辞

この研究ノートを仕上げるにあたり、ご指導いただいた水嶋英治教授をはじめとした諸先生方に厚く御礼申し上げます。

注

- 1 坂村健(1997). デジタルミュージアム(電脳博物館) 博物館の未来 - 東京大学総合研究博物館 8 P
- 2 自らで集めた情報やモノに意味付けや記録を行い、未来に伝えていくこと。
- 3 地域資源を利用し、地域住民に向けて発信される情報。生活に役立つリアルな情報。
- 4 博物館(美術館・科学館・動物園・植物園なども含む)における専門的職員および、その職に就くための国家資格と、博物館法で定められている。
- 5 2005年10月に岩瀬町、大和村、真壁町が新設合併して出来た市。人口約45,000人。筑波山系に囲まれた自然の豊かな場所である。市内には世阿弥の謡曲「桜川」の題材となった国指定の天然記念物、名勝に指定される「桜川のサクラ」や真壁城址、真壁町内には有形登録文化財に指定された104棟の建物が残っている。町内では毎年2月から3月にかけて「真壁のひな祭り」が催され、観光客が多数訪れている。現在では伝統的建造物群保存地区への指定も目指している。
- 6 まかべのすきま
<http://www.itwill.jp/~tdigimu/>

参考文献

- 1 . 坂村健 (1997) . デジタルミュージアム (電脳博物館) - 博物館の未来 - 東京大学総合研究博物館
- 2 . 鹿島諒子 (2008) . コミュニケーション型デジタルミュージアムに関する実証実験 - 桜川市デジタルミュージアムプロジェクトを事例として - 日本ミュージアムマネジメント学会 . 会報 49 . vol.13
2 PP46-47

「共生」のヴィジョン パレスチナ・イスラエル問題から考える

新井 晶子¹⁾

2008年10月27日受付, 2009年3月13日受理

Abstract : Vision of "Cohabitation" A Thought on the Palestine/Israel Conflict In this paper, works of two following authors who discuss the vision of "Cohabitation" is dealt with to find what is important to resist power which forces human beings separation, exclusion and suppression, to make convivial society. The first (one) is *Two human Rights Theories for the Convivial Society* by Kim Taemyeong, and the second (one) is several works by Edward Said who argues "cohabitation" of Palestine and Israel. Kim points out the importance of two principles on human rights which were rooted in the thoughts by modern Western philosophers, that is, "human rights are based on values" and "human rights are based on rules." Kim presents a vision of the path toward the "cohabitation" as well as the way (when) we use these two principles on human rights. Said questions (the problem of) the Palestine/Israel conflict and argues "cohabitation" between Palestine and Israel and suggests some possibility. I intend to get some clues through their works and show them.

Key words : vision of cohabitation, freedom, human rights, Palestine・Israel/citizenship

はじめに

自由を求めて生きていた・いる人々は何を強烈に希求していた・いるのだろうか。この問いを突き詰めて考えることで「人間が自由に生きるとは何か」という問題の解明に近づけると思われる。少なくとも、自由とは「まさに生きている人間」の根底から生まれてくる要求だからである。自由が語られるとき、特定の集団や共同体単位ではなく、多様で違う姿をした個々の人間が単位として尊重されているだろうか。一人ひとりの「私」を無視しては自由を考察することにはならない。しかし、人間はひとりで生きているわけではない。「私」と他の異なる「私」とが共に生きることができる社会とはどのような社会か。これが、筆者の問題意識の根本である。

以上を追究するためにパレスチナ・イスラエル¹⁾問題を扱いたい。本稿では、この地域における「共生」に関する論考と、より普遍的な「共生」を論じた主張をとりあげ、その内容を解釈・解題し、その「論点」と「発想」を考察する。すなわち、金泰明 (Kim Taemyeong) 『共生社会のための二つの人権論』とエドワード・サイード (Edward W. Said) の複数の文献である。そして、政治的力学により人間の属性が利用され、人間同士が分離・排除・抑圧される世界を分析する視角を得ることを目指す。

実際に、パレスチナ・イスラエルの「共生」を目指すさまざまな動きがある。ドキュメンタリー作家、歴史家、教育といったさまざまな方面から具体的な活動がおこなわれている。現地での具体的な実践の試行錯誤とその積み重ねにより、対立

1) Akiko Arai : 常磐大学大学院人間科学研究科 研究生

を生じさせる社会ではなく「共生」する社会になっていくのではないか。本稿では、その「共生」へと向かう具体的な実践を見るとき視点も同時に掴みたい。重要なのは、どのようにして「共生」へ向かうのか、ということである。金とサイドは、「共生」というテーマに対して、重要な提案をしているように思われる。以下で、その論点を整理してみたい。

1. 金泰明『共生社会のための二つの人権論』から読み解く「共生」

金は、世界で起こる「民族紛争や宗教・文化・エスニシティ（共通の文化的価値観にもとづく帰属意識）をめぐる対立」の本質は異なる文化の価値衝突であると認識する（金 2006, p.11）。金にとって、「共生」とは「現実世界のさまざまな対立を克服し、多様な差異ある人々が共に生きられる可能性と条件を探し出すこと」であり、対立を乗り越え「共生」の可能性と条件を見つけ出そうするとき「二つの人権原理」がどのようにして活かされるかが重要なのである（金 2006, p.26）。すなわち、近代西欧の哲学者の思想から導き出した「価値的人権原理」と「ルール的人権原理」である。この二つが相補うことで成立した「普遍的人権」という人類に共通しうる基盤に立脚してこそ、冷戦後の現代世界の諸問題を解決する原理や、一般的な基準を取り出すことが可能だ」（金 2006, p.13）という提言が打ち出される。

(1) 人権観の根拠の相違と二つの人権原理

現代社会では、「すべての人間が平等で生まれながらにして誰にも奪われない権利をもつ」という人権観が多用されている²。これは自然権思想にもとづく天賦人権論の系譜にある原理であり、そのそもそもの狙いは、「絶対的な権力」をもつ専制国家に対し人権を「絶対」であるとし、その主張を手段として個人の生命・自由・所有権を守ろうとしたことにある。「人間であること」のみで人権が享受できるという人権観は疑いようもないこと

とされているが、金は「なぜそういえるのか」と、その根拠を追求する。金によると、人間が人権を持つとする根拠は以下の三つに分類される。第一は、「人間性」や「人間の尊厳」といった「超越的価値」（先験的人権観³）。第二は、人間同士の関係や約束（基約的人権観⁴）である。第三は、イギリス経験論者たち⁵などのいう「社会生活の人々の経験」（経験的人権観）である。金はこの三つの人権観をさらに二つにタイプ分けする。一つは、超越的価値を根拠とする「先験的人権観」であり、もう一つは超越的価値を認めない「基約的人権観」・「経験的人権観」である。そしてこの二つの分類から、「価値的人権原理」と「ルール的人権原理」を引き出すのである（金 2006, pp.86-96）。

金は冷戦後における問題の具体的な事例として、ウィーン会議⁶で生じた所謂「先進国」と「途上国」のあいだでの対立⁷を紹介し、それが1)人権の普遍主義と文化相対主義との対立、2)多文化主義による諸国民の社会統合と民族の自決による分離・独立との対立から成る、と分析している。金はこの対立を、「価値的人権原理」と「ルール的人権原理」の違いの反映であると理解し、人々は人権概念に二つの原理が存在することに気づいていないと指摘する。そして、ヘーゲルの言葉⁸を引き、対立の根本を捉えるため近代西欧哲学の発生地点まで遡ることの重要性を強調している（金 2006, pp.97-98）。

(2) 「価値的人権原理」の意義と問題点

「価値的人権原理」については「人間の尊厳や人格といった絶対的な価値を根拠にして人権の普遍性を説明し、かつ実現すべき目標や理想として、絶対的な価値を掲げる考え」（金 2006, p.99）と説明されている。金はこの思想の代表的哲学者がロックとカントであるとする⁹。前述した現代社会の普遍的人権概念は、カントの思想から影響を受けている。カントは、人間の生き方において、「私」の内なるルールが「理性的」「生」「善」を目指すものでなければならないとする。この思想が

「相手を尊重しなさい」という現代社会の息苦しい人権観に影響しているのだ¹⁰。これは決して悪くはないが、「私」が見失われてしまうことが多い。

金はすべての人間を権利主体とする「価値的人権原理」の意義として以下を挙げる。1) 自然権的人権の目的であった「国家からの自由」の手段になりうること、2) 属性により差別・抑圧を受けるマイノリティや社会的弱者の権利と尊厳を擁護する力を持つこと、3) 差別を非難するだけでなく、被差別・抑圧者が自信を持って生きていくための力となること、である。

他方、その問題点を、金にしたがって要約すると以下ようになる。1) 人権の普遍性の根拠の定義が曖昧なため、「人間の尊厳」が「民族の物語」に規定される危険があり、人間の尊厳という絶対的な価値が恣意的に設定されると、文化相対主義のもと人権の価値が個別的で特殊な価値の総体とされることは避けられない(金 2006, p.120)。2) 押し付けがましく義務論的になる。3) 「理念の正しさ」ばかりで、現実から出発するということが無視され、実際の人間の問題が解決されないままか、理念の競合により問題が深刻化することである。4) すべての人間が権利主体であるにもかかわらず、実際問題として権利主体が限定され、そこから排除される人々が生まれる、という現実との乖離があることである。しかし、これらは「ルール的人権原理」によって補うことができる。また「ルール的人権原理」はカント的な息苦しさに水分を与えるものでもある(金 2006, pp. 119-126)。

(3) 「ルール的人権原理」の意義と問題点

「ルール的人権原理」は、「価値的人権原理」と異なり、普遍的な「人間の存在」と「尊厳」に根拠を置かない。さまざまな欲望を持ち行動する人間同士が議論しながら合意を創り出し、その合意や同意から権利が生みだされると説明されている。人間の自己中心性¹¹からスタートし、個々の人間同士が「どのようにして」結びつくのが重要に

なる。金はこの原理の基盤となる代表者として主にルソー、ヘーゲルを挙げている¹²。

金は、ルソーは「自由と拘束」の問題を社会の根本的な問題とし、思考したと言う¹³。自由な「私」が他の自由な「私」と生きていくとき、そこには「自由」に対する制約が存在する。それにもかかわらず個々の人間が自由でいることができるのは、どのような条件でなのか。ルソーは、人間が生きる社会で人間は相互の約束(社会契約)を結ぶことによって「市民的自由」と「所有権」を獲得する、と主張する(金 2006, p.149)。人間同士の約束により創り出された社会、そしてその約束によるルールは、個々の人間の欲望を実現していく可能性を包含し、個々の人間の差異を「乗り越える」のである。金は、ルソーは「私」の欲望が社会のなかで受容される「可能性」と「条件」を追求したと述べる(金 2006, p.149)¹⁴。

注目すべきヘーゲルの思想として金が指摘している中で最も重要なのは、「相互承認論」である(金 2006, p.153)。ヘーゲルは、人間が「共に生きようとする欲望」を持つものだと考え、人間の自由(「自己意識の自立性」)は「他人の共同性の中」から生み出されるものであると考える。自分が「自立」した存在として生きていくこと、それは他人の自立性の承認ということである。そのために必要とされるのが「相互承認」である。「相互承認」は個人のさまざまな差異の「調整」をするだけではない。それを通して、対立から和解へと至る「現実的条件」と「原理」を思考し、そこには再び新たな人間の「共に生きようとする意志」の関係が創出される「可能性」が内包されているのである¹⁵。

「ルール的人権原理」の意義として挙げられているのは、1) 「自分で考え自分で判断できる理性をもつすべての人間が、社会の主人として対等の立場で、社会のさまざまな問題を議論し決定できること」、2) 「人間を自由で人格をもつ存在であり、共に生きようとする欲望や意志を持つ存在とみなす」(金 2006, p.158) こと。そして、3) 文化・

思想・信条の属性に人間の範疇が設定されず、「人格として平等」であることである（金 2006, p. 159）。一方、金はこの原理の問題点として、1）「差別や抑圧的要素が強い場所では、実効性もちにくい」ことと、2）理性を保持、すなわち「社会の主人・市民としての」自覚が必要とされ、それが「権利主体の境界を形成する」ことである。そのため理性的状態であることができない人間が疎外されてしまうのだが、これを補うことを可能にするのが「価値的人権原理」だと金と言う（金 2006, pp. 160-162）。

（4）共生社会のヴィジョンとそれへ向かう課題と姿勢

金がなぜ共生社会を目指そうとするのかを検討すると、そこに日本社会が持つ問題を提示しようとする意志があるように思われる。金は大学生のとき、日本社会での差別・抑圧体験から「朝鮮人として生きること」が「人間として生きること」であると考えていたと述べる。その後、在日韓国政治犯救済活動や人権活動に携って行く。そして、「共生」を深く考えようとした理由を以下のように言及する。「わたしの中の内的な自由の感覚は、自分の内なる民族主義のもつ問題性に気づき、民族主義は、わたしが『共生』の問題に深く立ち入ろうとしたときに、必ず決着をつけなければならない」ことである。「『いま、ここ』の世界をよりよく生きていきたいそのために何をすべきか」と考え始めたことにある（金 2006, p. 44）。

金は、「文化的多様性の受容⁶」を考えなければならぬと主張する。そのために金が提唱するのは、マイノリティへの差別・抑圧を問い、またこれを少なくするための「価値的人権原理」、そして「長期的な展望」を考えていくための「ルール的人権原理」を手段・目的とすることである（金 2006, p. 202）。「価値的人権原理」の、いかなる属性にも関わらず権利主体となる原理は、文化相対主義のもと「文化」「民族」により人間が分離されかねない。そこで「価値的人権原理」に加えて「ルール

的人権原理」でさらに補足することにより、約束・合意に基づく「市民的アイデンティティ」という一般原理確立の道が開かれ、「同化」も「差別」も強いられない「自由な欲望」を持つ人々を受け入れる可能性が再生産される社会を展望するのである（金 2006, pp. 210-214）。

2. サイドにとってのパレスチナ・イスラエルの「共生」のあり方

ここでは、アメリカ国籍を持つパレスチナ人であり、パレスチナの解放に深くコミットしながらパレスチナにおける問題を論じてきたエドワード・サイド⁷の言説に焦点を当てる。サイドはイスラエルを建国まで実現させたシオニズム運動・思想を大きな歴史の文脈のなかで植民地主義として分析した人物である⁸。また、1993年米国の仲介のもとイスラエルとPLO（パレスチナ側）の間で合意されたオスロ和平プロセス⁹を批判している。サイドは「平和」と謳われたオスロ合意をどのようにみて、どのような「共生」のヴィジョンを持っていたのかを以下で解題する。なお、サイドのオスロ合意への評価を見るにあたっては、「一国家解決」（Said 2000）と「オスロに何の価値がある」（Said 2002）の二つの論考を資料として使用する。

（1）オスロ合意への批判

まず「一国家解決」では、オスロ合意が「『平和』と同義になり、これが唯一の選択肢となり、現場〔パレスチナ・イスラエル〕にある本当の問題は糊塗されるか無視されるかになってしま」い、「『和平のレトリック』と現実とのあいだの尋常ならざる不均衡はますます大きくなっていった」と言明されている。サイドは「オスロ合意は一つの新しい事態をもたらした」と述べる（Said 2000, p. 90）。それは「パレスチナ人が自らの代表をもって存在する」ことをイスラエル側が初めて公式に認めたことである。しかし、続けて「事はそれにとどまらない」と強調し、オスロ合意の欠点を指

し示す。「合意の条項を見ると、双方の圧倒的な格差を正確に反映している」と指摘される（Said 2000, p 91）。「圧倒的な格差」の「反映」とは、パレスチナ側の要求、歴史、これまで負ってきた苦痛の経験、現実の状況が無視されていることである²⁰。パレスチナの自決、1967年からの西岸地区とガザ地区の軍事占領²¹、パレスチナ難民の帰還と補償についてなど、さまざまな問題が放置されたままであるのだ。問題が問題とされないことが問題なのである。

もう一つの論考「オスロに何の価値がある」は、2002年に執筆されたが、この年、イスラエルはシャロン政権下で西岸地区の再占領を目的とした軍事作戦²²を展開した。サイドはオスロ合意から10年後、「平和」と現実との乖離がパレスチナの人々に何を押し付け、何を背負わせたかについて以下のように言明する。

パレスチナの人々は、オスロ合意に対してあまりにも高価な、法外な代償を支払っている。10年におよぶ交渉の果てに彼らが手にしたものは、まとまりのないばらばらに断片化された領土、イスラエルへの卑屈な従属を保証するように設計された治安機構、ユダヤ国家繁栄と成長をもたらすために貧困化させられた生活である。・・・(中略)・・・土地の没収は見逃されるか、さもなければ「双務交渉」と呼ばれたが、一方の当事者は手段を選ばず欲しい領土の確保を固めようとする一国家であったのに対し、他方は情報にうとい凡庸な交渉者の一団で²³・・・(中略)・・・歪曲のなかでも最悪なのは、1948年以降の54年間を通じて、パレスチナ人の勇気と苦難を語るナラティブ（物語）が決して出現を許されなかったことである。〔下線筆者〕（Said 2002, pp 43-44）

オスロ体制は、占領を続行させ、パレスチナ人をイスラエルの政策に従属させ続けた。サイドは、イスラエルとパレスチナで「話し合い」がお

こなわれるとき、「私たちの同胞に対するイスラエルの略奪行為のひどさに注意が向けられねばならない」と、「平和」に欠かせない要因を提示する。また、オスロ合意には現地の事実が捨象されていること、パレスチナ人を無視できてしまう力が背景にあることを示唆する。サイドの代表作『オリエンタリズム』は、ミシェル・フーコーの規律・訓練化された知が権力と結びついているという理論を用い、世界規模での「知と権力」の癒着を論じている。私見では、サイドにはいかにして「知（言説）と権力」が事実を隠蔽し「イメージ」を創り出すのかという問題意識がある。知を操作する力を持つイスラエルと、操作されるパレスチナ人という立場の違いがオスロ合意に現れているのではないだろうか。

(2) サイドによる「共生」のヴィジョン

ここで、先にもとりあげた論考「一国家解決」からサイドの「共生」のヴィジョンを読み解き、それが前述したオスロ合意とどのように異なるのかということもここで確認したい。

サイドは、イスラエルとパレスチナは現実から考えて、「共生」という選択に進む以外にないと言う。シオニズムは、できるだけ多くの土地をイスラエルが獲得し、非ユダヤ人とイスラエルを「分離」という原則で動いてきている。しかし、こうした動きは反対にパレスチナ人とイスラエル人（ユダヤ人）が隣接する状況を作り出しており、無理に「人種²⁴」に基づき「土地」を二分分割することなど不可能なのである。

それでは、サイドが提唱する「共生」とはどのようなヴィジョンなのだろうか。サイドは、「共生」はオスロ合意にはない両方の「民族の自決」を果たすと言う（傍点筆者）。しかし、二つの民族の真の自決とは、イスラエルが「パレスチナ・アラブを犠牲にした特別な地位を自ら和らげ縮小し放棄することをこそ」意味すると述べる（Said 2000, pp 95-96）。また、ユダヤ人の帰還法とパレスチナ難民の帰還権の両方を「考慮」「調整」しな

なければならない。イスラエルもパレスチナ側も、パレスチナを「自分たちの土地」だとする「排他性」を「縮小」しなければならないと言う。このような「世俗的で穏健な観点から思考するための前例」がパレスチナの歴史にはあると、サイドは二つの論点を提示する。

一つは、パレスチナという地域が歴史的に「多文化、多民族、多宗教」が混在していた、ということである²⁵。もう一つは、イスラエル建国過程において、「二民族共存の国家〔a bi-national state〕」を提唱していた人々が少数いたことである²⁶。そして、この理念が未だに生きていることが主張されている²⁷。しかし、現実には「共生」とは程遠いものである。パレスチナ人の現実がイスラエルの分離・排除・抑圧の力により見えにくくなり、イスラエルでパレスチナ人が歴史的に受けてきた苦痛が受け止められることが難しいのだ。それでもなお、サイドは「共生」への道筋を提示する。「共生」はむしろ「イスラエルとパレスチナの現実から完全に見失われている市民権の理念と実践」を手段として作りだしていくべきであろうと主張するのである（Said 2000, p. 97）。そのためには、「『我々対彼ら』という図式の落とし穴を避けながら、ユダヤ人とアラブ人に市民的平等という同じ一般原則を守らせる政治的イニシアティブが必要」だと、政治の重要性を強調する（Said 2000, p. 98）。この「挑戦」は「ナショナリズムに従属されてきた」市民社会の「内部」で、それぞれの市民社会に向けて行われるのである。サイドが提示する「挑戦」のイメージは、以下のようなものである。

近代国家においては、あらゆる構成員はその存在とともに権利と責任の共有によって「市民」なのである。したがって市民権は、イスラエルのユダヤ人とパレスチナのアラブ人に平等な法的権利と資源を得る資格を与えるのだ。それゆえ憲法と基本的人権宣言は、それぞれのグループに同等の自決権があるのだから、紛争の一方

の領域を超えていく必要がある。つまり、この自決権とは、自分たち自身（ユダヤ人であれパレスチナ人であれ）のやり方で共同体生活をおこなう権利（もしかするとそれは、エルサレムを共通の首都とした連邦制の州という形態かもしれない）土地には平等に出入りする権利、譲渡できない世俗的かつ法的な権利である。そしてどちらの側も宗教的過激派をカードとして取っておいてはならない（Said 2000, p. 97）。

サイドのこの提言は、非常に現実的であると思われる。なぜなら、歴史のなかで人間が模索してきた「市民権」と「自決権」を「共生」の手段として挙げているからである。これまで「市民権」とは国籍と連動した権利であり、国家の枠組みの内側で付与される権利であったが、サイドは特定の国家や集団の領域を超える可能性を持つ権利として「市民権」を想定した。また、ここで言われている自決権とは、ある特定の集団に限定されたものではない。歴史的遺産としての「市民権」「自決権」をどう用い、さらに今後それをどのように発展させて活用するかである。

おわりに

本稿では、近代西欧哲学のなかから「共生」のヒントを探り出した金と、パレスチナ・イスラエルの「共生」を提示したサイドの論考を紹介した。両者において共通しているのは、「市民」という人間のあり方を「共生」への手段・目的としていることである。また、両者は、個人がナショナリズムにより翻弄されてきた歴史を危惧し、ナショナリズムを越えるものとして「市民」という存在の重要性を主張している。金とサイドからは、抑圧する側とされる側の力関係の構造をどのようにして乗り越えるのかということを読み取ることができなかった。「市民」という概念がそれを乗り越える手段となるのであろうか。

近代国民国家システムのなかで、パレスチナ人のように国民として存在しない人々は権利を持って

ない。国民であることが、人間であることだとするシステムがパレスチナ人を非人間扱いしている。このことをどう考えるかは今後の課題とする。サイドは、近代国民国家の構成員を「市民」であるとし、市民的平等への挑戦が市民社会の内部でおこなわれるという展望を説明している。サイドも言うように、市民的平等はイスラエル・パレスチナでは見失われている。ふたりの主張で指摘されていることは「市民社会の形成」が対立から「共生」へと向かうためには重要だということである。しかし、市民社会形成の障碍となっている社会的要因はナショナリズムを始めと少なくない。なぜ、ナショナリズムに人々は魅力を感じるのかということも考えなくてはならないだろう。また、ナショナリズムは一枚岩ではない。例えば、抑圧・差別される側がもつ対抗的なものもある。その多様性については、歴史的背景を踏まえ今後研究されなくてはならない。

総 括

本稿では、人間を分離・排除・抑圧する力に抗して共生社会へ向かうためには何が重要であるのかを明らかにするために、「共生」のヴィジョンを提示する二人の著作を取り上げ、その内容を解題した。第一に金泰明の『共生社会のための二つの人権論』、第二に、パレスチナ・イスラエルの「共生」を扱ったエドワード・W・サイドの複数の論考である。金は、近代西欧の哲学者の思想を基礎に二つ人権原理の重要性を提示する。すなわち<価値的人権原理>と<ルール的人権原理>である。この二つが活かされ「共生」へと向かうヴィジョンを考察している。サイドの論考では、パレスチナ・イスラエルの対立がどのような問題性を持つものか、そして、パレスチナとイスラエルの「共生」がどのようにして実現されるのか、ということが考察されている。両者に「共生」という課題を考える上での手がかりを見出し、それを提示する。

謝 辞

今回、本稿を執筆するにあたり、当初方向性が曖昧でありなかなか執筆が進まないとき、指導教員の奥山眞知先生に貴重なアドバイスをいただいたことで、本稿を完成させることができました。厚く御礼申し上げます。

主な参考文献・引用文献

- 板垣雄三(2006)「われわれの内にある植民地主義を考える」『季刊前夜：第三世界という経験』6号、影書房 pp.183-186.
- イラン・パペ(2008)『イラン・パペ、パレスチナを語る：「民族浄化」から「橋渡しのナラティブ」へ』柘植書房.
- 鶴飼 哲(2008)『主権のかなたで』岩波書店.
- 臼杵 陽(1999)『世界史のリフレット：中東和平への道』山川出版社.
- 金 泰明(2006)『共生社会のために二つの人権論』トランスビュー.
- 奈良本英佑(2005)『パレスチナの歴史』明石書店.
- 古居みずえ(インタビュー・岡真理)(2008)「現在がナクバだ 封鎖されたガザで何が起きているか」『インパクション：21世紀のアパルトヘイト国家・イスラエル』165号、インパクト出版会 pp.14-33.
- ミシェル・クレイフィ、エイアル・シヴァン、鶴飼哲、除京植(2006)「傷のうえを歩む旅 記憶・責任・言語・共生」『季刊前夜：第三世界という経験』6号、影書房 pp.158-182.
- ミシェル・クレイフィ、エイアル・シヴァン、菊池恵介、清末愛砂、鄭栄桓(2006)「東京特別上映会&公開シンポジウム」『季刊前夜：第三世界という経験』6号、影書房 pp.186-201.
- Edward W Said(1978), *Orientalism*, New York: Pantheon Books. エドワード・W・サイド(1993)『オリエンタリズム上・下』平凡社.
- Edward W Said(1979), *The Question of Palestine*, New York: Viking. エドワード・W・サイド(2005)『パレスチナ問題』みすず書房.

- Edward W Said (2002), *Truth and Reconciliation*, in *The End of the Peace Process*, New York: Pantheon Books. エドワード・W・サイド (2002) 「一国家解決」『批評空間』第3号 pp.90-100.
- Edward W Said (2002), "What price Oslo?" *Al-Ahram Weekly* 577, Cairo, pp.14-20. エドワード・W・サイド (2002) 「オスロに何の価値がある？」『戦争とプロパガンダ2 パレスチナは、いま』みすず書房 pp.36-48.
- Edward W. Said (2003), *Culture and Resistance*, Massachusetts: South End Press. エドワード・W・サイド、D・バーサミアン (2008) 『文化と抵抗』ちくま文庫.
- Peter Brooker (1999), *Culture Theory: A Glossary*, London: Arnold. ピーター・ブルッカー (2003) 『文化理論用語集 カルチュラル・スタディーズ+』新曜社.

註

- 1 世界地図には「パレスチナ」という表記はなく、「イスラエル」とのみ書かれていることが多い。
- 2 現代社会の人権観は「固有性 (inherent 生まれながらの権利)」「不可侵性 (inalienable 他人や国家でさえも奪うことのできない権利)」「平等性 (equal すべての人間に等しく与えられる権利)」という三つの特徴がある (金 2006, p.82).
- 3 金はこの人権観を唱える学者として、日本の宮沢俊義や、ジャック・ドネリー、ピーター・ジョーンズを紹介している。
- 4 金は「規約的人権観」と言わずに「基約的人権観」と言う。「明文化されていない約束や同意」それに「基づく権利」をも含むことを意味している。
- 5 ジョン・スチュアート・ミルなど。
- 6 1993年6月に開催される。「南北問題」「民族紛争」などの「人権問題」を議論する場であった。171カ国の代表と各地で活動するNGOが参加。金も同席。
- 7 「南」の諸国と欧米や日本の対立があったと言う。前者が人権と援助をリンクさせる欧米や日本の「ダブルスタンダード」に納得しなかった。その理由を金が三つにまとめたものを以下で要約すると、1)ヨーロッパの人権概念を、歴史・文化の異なるのにそのまま適用できるのか、人権も相対的なものではないかということ。2)「途上国」では「共同体に対する個人の義務」が重要であり、「先進国」に追いつくためには個人を重んじる余裕がないこと。3)国家・民族の経済的発展が市民・社会的権利より優先されることである。1)に関連して、政治の力学により、これまで西欧が抑圧・懐柔する形で南の国々と繋がってきたことを忘れてはならない。
- 8 「対立の本質を洞察する哲学的思考の課題は、対立の解消こそ真理そのものであること、しかも、対立や対立する両極が根拠のないものだということではなく、対立があって、それが和解に達するのだということを示すところにあります」。この言葉を具体化することが今後の研究の中心になるのではないかと思う。
- 9 金はロックの人権思想とカントの道徳的自由論の論点を以下のように整理している。1)人権は生来の権利 (自然権) であり、絶対的な権利である。したがって誰 (国家さえ) も個人の人権を奪えない。2) 権利の根拠として超越的な価値、すなわち神、自然法、純粋理性を置く。3) 人間は自己決定できる存在であり、人格をもつ存在として本来平等である。4) 人権は最高善という価値を目指す。5) 最高善の実現は道徳法則からの命令であり、義務として要請される。6) 最高善は、善き人間、善き社会という理想状態を目指す (金 2006, p.100).
- 10 しかし、カントは、「価値」が人間の創り出したものであるならば個々の人間の人格より崇高な価値は存在しないという直感を持っていた。と金は言う (金 2006, p.116).
- 11 自己中心性を認め、そこから出発するということは、「価値的人権原理」の「私」の存在が軽視されやすいという問題点を補うのではないだろうか。
- 12 金は、ロックやルソーの社会契約説とヘーゲルの『精神の現象学』『法の哲学』の論点を以下のようにまとめている。1) 権利は絶対的な価値に根拠があるのではなく、人間の関係性や合意を通して作りだされる。2) 自由や権利は、ルールの下で保障され

- る(法の下での自由)。3)市民社会のすべての個人は、対等の立場でルール関係に参加できる(法の下での平等)。4)市民社会のすべての個人は、対等な立場でルールを変更できる権利を持つ(民主主義)。5)市民社会のすべての個人は、主人として、つねに共通の利益の観点から考慮し判断しなければならない。6)民主的な話し合いによる和解と、共通了解の形成そのものを目標としている(金 2006, p.138)。
- また、金は、ルソーを「権利は自然からももたらされないし、また暴力や権力も決して権利を生み出さないことを、深く理解していた哲学者の一人」(金 2006, p.139)でと評し、「人間の本性である自己愛と自己中心性、すなわち『わたしの生への欲望』が権利や平等や正義という観念を求めることを見抜いている」(金 2006, p.140)と紹介している。ヘーゲルは、人間の自由を出発点とせず、人間は自由を求め自由になっていくと考えている、と説明されている(金 2006, p.141)。
- 13 「各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由である(『社会契約論』)(金 2006, p.148)というルソーの文を引用し、金は、ルソーの問題意識を指摘している。
- 14 金が紹介するルソーが思考した人間の相違を乗り越える条件とは、「民主主義」と「一般意志」である。これは人間に違いがあることを当然として出発し、その上で民主的に議論し「共通の利益」を導き出すことである。強調するが、「共通の利益」が優先されるのではなく、人々が自由であることが大前提となり「共通の利益」が生み出されるのである(金 2006, p.149)。
- 15 ヘーゲルは『精神現象学』で「私の生への欲望」の根底には「共に生きようとする欲望」があり、そこから平等・正義・ルール・社会倫理が生み出されることを見抜いていた、と金は言及する(金 2006, p.155)。
- 16 「さまざまな民族・エスニックマイノリティをはじめとする異なる価値観をもつ人びとの存在」をどのようにして受け入れるのかということ(金 2006, p.

202)。

- 17 Edward W. Said (1935-2003): イギリス委任統治下のエルサレムで生まれる。コロンビア大学比較文学・英文学教授。著書『オリエンタリズム』では西欧の学問の権威的伝統によりオリエント、主にイスラーム世界がどのようにしてその植民地主義的利害と結びつき「構築」されてきたかを暴き出した。
- 18 サイド(1979)の「犠牲者から見たシオニズム」に詳しい。
- 19 オスロ合意(パレスチナ暫定自治に関する原則宣言。オスロ)。1993年米国を仲介にイスラエル・パレスチナの和平プロセスの方向付けが合意された。以下の内容が取り決められた。5年間パレスチナ側が暫定自治を実施。暫定自治期間の3年目までに最終的地位(エルサレムの帰属、難民、安全保障、国境画定など)の交渉後に合意。最終的な解決のための合意は暫定自治開始から5年後に発効する。実際には1995年5月4日、半年遅れでガザ・エリコの先行自治協定が調印され、パレスチナ暫定自治がスタート。イスラエルは5月18日までにガザ・エリコから撤退。1995年9月28日にはパレスチナ拡大自治合意(オスロ)がスタート。ヘブロン以外の西岸地区の主要都市からイスラエル軍撤退。また、安全保障という名目でヨルダン川西岸はA地区(パレスチナ自治政府が治安と行政権を担う)、B地区(パレスチナ自治政府が行政権を担うがイスラエルが治安を担う)、C地区(パレスチナ人が居住しない地域。イスラエル軍が全てを担う)の3つに分けられた。イスラエル軍撤退後の1996年、パレスチナでは議会と行政府に値する機関の選挙が行われ、大統領にアラファート、議会はファタハが第一党になる。
- 20 「パレスチナの主権や自決権〔self-determination〕については一言も触れられていない。入植地の存在を終わらせることについても一切言及していない。」「東エルサレムは、1967年〔第三次中東戦争〕にイスラエルに併合されて以来、イスラエルの支配下に置かれている。オスロ合意はこのことも無視している。1948年に追放された難民は50年間もそのまま放置され、数多くの国際規約や国連決議を踏みにじられて、

家もないままで補償されていない。32年間(1967年から数えて)にもおよぶ軍事占領によってもたらされたパレスチナ人が耐え忍んでいる莫大な損害についても触れられていない。家屋の破壊、経済全体(ガザ地区とヨルダン川西岸地区)の破壊、何百エーカーにも達する土地没収、そして言うまでもなく殺されたパレスチナ人の命、長期間の拘留、拷問(イスラエルは現在、世界で唯一拷問が合法的に認められている国家である)これらのことが一切触れられていないのだ」(Said 2000, p. 91)。

- 21 1967年から現在まで41年ものあいだ、ガザ地区と西岸地区の占領は続いている。2005年、ガザ地区からの入植地の撤去とイスラエル軍の撤退を実施したことが騒がれた。しかし、現在でもガザ地区はイスラエルにより管理・監視されている。ガザの人々の地区外への移動はイスラエルにより制限されている。外からもガザ地区に入ることは難しい。物資も入ってこない。ジャーナリストである古居みずえは、ガザは今年の一月に電気が止められたこと、商店はやっていけない状況にあること、80%の失業率(日本は5%)、重い病気であり治療が必要であってもイスラエルからの許可が降りずに亡くなった少年がいることなどガザの人々の困窮した生活を伝えている。その現状をインタヴューの岡真理は「占領者のいない占領」と表現している(古居 2008, pp. 14-33)。
- 22 「防衛の盾」作戦：ラマッラーのパレスチナ自治政府本部がある「ムカタア」に進撃。「市の全域に外出禁止令を敷く一方、16歳以上50歳までの男性住民全員に公共建物などへの出頭を命じ、片端から尋問、多数を拘留」し、救急車を銃撃。「全市を『軍事封鎖地域』に指定、外国人ジャーナリストや外交官らすべての立ち入りを禁じ」、「自治政府の省庁や施設、警察本部を占領、コンピューターのハードディスクやファイルなどを奪取した」。ジェニン難民キャンプではイスラエル軍により住民が無差別に殺害される。この軍事攻撃の結果、ヨルダン川西岸地区のほぼ全域が再びイスラエル占領下に置かれることになる。1993年から続けられていたイスラエル・パレスチナの和平交渉の最中、2000年、イスラエル第一党リ

クード党のシャロン党首(当時)が、護衛の兵士を1000人引き連れイスラームの聖地に強行訪問する。これをきっかけとして、2002年、パレスチナ側では第二次インティファダ(民衆蜂起)が起きた。この一連の流れのなかで、パレスチナの再占領が行われ、パレスチナの人々はイスラエルの占領下で生きていくことを強いられることになる(奈良本 2005, pp. 358-366)。

- 23 サイドはイスラエル批判だけでなく、パレスチナ人の立場からアラブの指導者の無能さを指摘する。
- 24 歴史的にイスラーム世界・アラブ世界では、「ユダヤ人」という人種・民族は存在しなかった。アラビア語を話す「ユダヤ教徒」として存在していたのである。シオニズムによりヨーロッパの人種主義が入ってきたため、ユダヤとアラブという分離がなされた。
- 25 「パレスチナを、原則的にあるいは排他的にユダヤ人かアラブ人かと考えることは、過剰な単純化である。というのも、そこには長年にわたるユダヤ人の存在があったが、けっしてそれは中心的なものではないからだ。」古代にもさまざまな人々がいたし、中世には「ローマ人帝国の人々や、オスマン帝国の人々、ビザンチン帝国の人々、十字軍が、この地の所有者」(Said 2000, p. 96)であったのだ。多様性の歴史を無視して、分離・分割の原則で「解決」をしようとするれば、人々の生活が破壊されていくのである。
- 26 主な人物として、マルティン・ブーバー、ハンナ・アーレント、ユード・マグネスが挙げられている。脚注では、パレスチナ共産党、社会主義政党にも言及されている。ブーバーは、ゲルショム・ショーレムと共にユダヤとアラブの共存を目指す「ブリット・シャローム(平和連合)」を組織し活動していた。
- 27 パレスチナの共生を考察するにあたり、この「二民族共存の国家[a bi-national state]」の理念がどのような水脈の上で生きているのかを分析することは重要である。なぜなら共生とは、現地の人々の思考と行動で実現されるものであるため、この分析は「今ここ」で何が可能であるのかという考察に繋がるであろうからだ。

付 録

常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録

〔2007年度〕

2007年 4月3日 入学式・ガイダンス (入学生: 9名)

2008年 3月20日 秋セメスター修了式 (修了者: 8名)

3月30日 常磐大学大学院学術雑誌「常磐研究紀要」第2号刊行

〔2007年度秋セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
杉村 正子	建設業における安全衛生管理の問題点 小規模・零細企業を対象として	正田 亘
菊池 幸子	「箱イメージフォーカシング」の応用とその隊語記録のプロセス分析及びEXP尺度を使った分析	濱崎 武子
齋藤 辰夫	コラージュ継続製作過程における内的体験の段階的变化の一研究	濱崎 武子
寺田 叔弘	大正自由主義教育における学校経営思想とその展開 稲森縫之助の学校経営の実践をもとに	渡邊 光雄
本村 美和	医療現場における患者・看護師・医師3者間の相互行為とヘルス・コミュニケーションの研究 患者・看護師・医師間の病気に対する態度の変化のプロセスの分析を通じて	柄澤 行雄
谷津 修一	介護専門学校生の対人関係の特性に関する研究	濱崎 武子
後藤 泰之	学校教育における「生活態度」と「学力」との関係の一側面	濱崎 武子
清水 京美	仕事と家庭を持つ専門職女性に関する両立支援のための一研究	中里 弘

建設業における安全衛生管理の問題点

小規模・零細企業を対象として

杉 村 正 子

本研究では、建設業を対象とした、中小企業の中でも比較的小規模な企業と零細企業における安全衛生管理の問題点を明らかにした。

本研究の目的は、安全衛生管理の特徴、安全衛生管理活動を妨げる要因、事業者および安全衛生管理者から見た従業員の安全に対する意識を明らかにすることである。

本調査は、2005年8月に、質問紙を用いた郵送法にて実施した。調査の対象は、従業員規模が49人以下の小規模・零細企業とした。回収された質問紙は73社（回収率24%）であった。その内訳は従業員規模9人以下の企業が23社、従業員規模10人以上49人以下の企業が47社であった（無効回答3社）。

主な調査内容は、安全衛生管理の関心度、安全衛生管理者の配置、安全衛生管理業務内容の把握と周知、従業員の安全衛生管理活動内容の把握、安全衛生管理を行う上での阻害要因、労働災害が発生する要因の6項目であった。

調査の結果、従業員規模に関係なく、安全衛生管理に高い関心を示していた。しかし、労働安全衛生法による選任規定を遵守していない企業が半数近くあった。また、安全衛生管理者ならびに事業者の多くは安全衛生管理業務の内容を把握しているものの、把握していない管理者および事業主もいた。

また、本調査で「コストの問題」、「人員不足」、「日常業務の多忙」、「生産・利益重視」、「日常業務の慣れ（マンネリ）」、「安全衛生管理を行なう時間が取れない」の6項目について、一対比較による間隔尺度法を用いて安全衛生管理活動を行っていく上での阻害要因を測定した。

結果、今までに指摘されてきたコストの問題、人手が足りない、教育に時間をかけられないといった問題ではなく、「日常業務の慣れ・マンネリ」が安全衛生管理を行う際の一番の阻害要因であり、2番目は「日常業務の多忙さ」、最下位が「安全衛生管理を行う時間が取れない」となった。「コストの問題」、「人員の不足」、「生産・利益の重視」については、従業員規模によって順位が変わってくる。また、今回の調査で間隔尺度を使用したことによって、単純な順位だけではなく、各順位間の間隔によって重要度を知ることが出来た。分析の結果、「日常業務の慣れ・マンネリ」および「日常業務の多忙さ」が大きな要因となる。このことは、日常業務に追われているため、安全衛生管理まで手が回らないということが考えられる。

望ましいあり方として、日常業務に追われている中小企業に対し、法によって縛るのではなく、国が率先して安全衛生管理教育や研修を必要としている地域に教育の場を提供し、教育や研修費用といった負担を軽減させることが、安全衛生管理活動が活発化し、労働災害の更なる減少へと繋がっていくであろう。また、企業側も地域の同業種が一体となって交流をはかり、意見の交換や教育を受けることによって安全衛生管理に対する関心が高められていくと考える。

キーワード：安全衛生管理 労働災害 建設業 中小企業

「箱イメージフォーカシング」の応用とその逐語記録のプロセス分析及びEXP尺度を使った分析

菊池幸子

本研究はフォーカシングの技法である第一ステップ（空間づくり）を改良した「箱イメージフォーカシング」を考案し、その効果を逐語記録のプロセス分析、体験過程の水準を測定するEXP尺度による分析、そしてフォーカサーの内省報告の3方向から検討するものである。

フォーカシングはジェンドリンによって体験過程を意識化していく方法として開発された。その第一ステップ（空間づくり）は体験過程を意識化する大切な第一歩で、「漠然としているが確かに感じている経験」に焦点を合わせ、歪曲せず、しっかりと把握することを求めている。故にジェンドリンはあえてその経験に踏み込まず、むしろ一定の空間をあけて関わる意味を強調してきた。また第一ステップを小学生に分かりやすく集団で行える方法として開発した「箱イメージ書き込み法」（木村、2001）はこの困難な課題を解決している方法である。筆者はこの方法を個別法に取り入れて「箱イメージフォーカシング」を考案した。

「箱イメージフォーカシング」の効果を検討するために、統制群には従来の「スタンダードフォーカシング」を実施してその効果を比較検討した。対象は12名の大学生を2グループに分け、各々4回継続してフォーカシングを実施した。そのうち結果の分析に用いた対象はアンケートや心理テストの結果からほぼ一致する3対6名、逐語記録は2名ずつ4名のフォーカシング全セッションの結果を分析し考察した。

まずEXP尺度による分析は訓練した3名の評価者によって評価した平均値を用いた。その結果「箱イメージフォーカシング」も「スタンダードフォーカシング」も体験過程の水準は深まり治療効果が認められた。しかし、「箱イメージフォーカシング」は第一ステップの値は高かったが、その後の展開ではそれ程の高い伸びを示さず、「スタンダードフォーカシング」より優れた成果を確認することはできなかった。また、4回の継続の成果は認められなかった。

逐語記録のプロセス分析から「箱イメージフォーカシング」の手法は、フォーカシングへの積極的な構えを作り、身体を感じ易くし、感情や気持ちをつかむことに役立ち、また、問題から距離をとり、それを保っておけるような内面の動きもあらわれた。しかし、言葉やフェルトセンスに導かれて全体的体験の流れに浸りプロセスが進んでいったのは「スタンダードフォーカシング」の方であった。内省報告からは、フォーカサーが感情の変化を的確に捉え内面を客観視していることが明らかになった。

以上のことから「箱イメージフォーカシング」の手法は身体感覚を意識化しフェルトセンスを導きだす第一ステップの高い水準を保った。しかしその後体験過程を展開していくことができなかったのは、箱に書き込む明瞭さは同時に心の内側のものを早く外に引き出したために却って内側への集中が中断され、その後のステージにおいて感情や内的過程に深まりや拡がりが見られなかったのではないかと筆者は考えた。

キーワード：「箱イメージフォーカシング」フォーカシング 体験過程 EXP尺度 空間づくり

コラージュ継続制作過程における内的体験の段階的变化の一研究

齋 藤 辰 夫

本研究は、コラージュ継続制作における内的体験過程を明らかにすることを目的としたものである。不適応状態にある中学生3名を対象に10回から13回のコラージュを継続的に制作し、セラピストとの関わりを通してコラージュ継続制作における内的体験過程に「表出」、「探索」、「焦点」という三つの段階が見いだされ、各段階を特徴づける作品を詳細に検討することがクライアントの内的体験過程を明らかにすることに繋がると考え、研究をすすめたものである。

本研究は、このように臨床事例を対象にした質的研究を主とするが、結論を導き出す根拠として、しばしば陥りがちな筆者の印象や臨床経験に偏る危険や独断を回避するために、まず第三者によるコラージュ制作作品の数量的分析も試みた。しかし、数量的分析のみではクライアントの内的世界の変化過程の測定は難しく、クライアントの体験を尊重した「生き生きとした人間らしさ」という結果は十分に得られないと気づいた。

そこで、質的分析に欠かせないクライアントからの制作後の聞き取りや、制作中の逐語記録から、その内的体験を明らかにすることが必須であると考えたが、実際に振り返り（用紙）を導入することは、言語的表出に抵抗・混乱・回避する不適応状況下の中学生には、初期段階では抵抗が強く不可能であった。導入にはクライアントとセラピストとの支持的・受容的信頼関係が構築されていることが重要であった。

その関係が深まると、振り返り用紙の使い方にも変化が見られた。作品制作が完成すると、項目に注目し、記入しながらどの項目のところに自分は注意したか、とか、次はこの項目を中心に作品を作りたいとか言語的には不十分であっても、その意識なり意欲は十分に感じられた。

このように振り返り（用紙）の導入は彼等の内的体験過程を深め、治療効果に結びつくものとなった。また、筆者の捉えた内的体験過程の3段階が複数の評定者によって検証され、3つのカテゴリーとして支持されると共に、各カテゴリーを代表する作品の形式的及び内容的特徴の両面からの作品の理解と洞察は、筆者の作品理解を深める上で役立った。

このことは、コラージュ分析の視点と制作段階との関連としてまとめることができた。作品を通してクライアントの内的理解を深めることは、治療的要因を明らかにしていくことにも繋がった。「表出」、「探索」、「焦点」の内的体験過程の3段階はそれぞれ心理的退行、気持ちの解放、内面の意識化という治療的要因と結びついていることも明らかになった。

- キーワード： 1．コラージュ継続制作
2．中学生対象
3．内的体験過程「表出」・「探索」・「焦点」
4．治療的要因「心理的退行」・「気持ちの解放」・「内面の意識化」
5．デジカメ法（DC法）

大正自由主義教育における学校経営思想とその展開

稲森縫之助の学校経営の実践をもとに

寺 田 叔 弘

大正自由主義教育に関する従来の研究では、大正自由主義教育の自由主義性ゆえに私立小学校教育に限定しがちな解釈がなされていた。そこで本研究では、大正自由主義教育が、その自由主義性ととも、学校の目標追求的組織活動と創意・創造の能動的組織活動の両要因を内在させている、ということをもとに、反証しようとするのである。

稲森縫之助にとって、成城時代の美術科訓導の経験は、学校経営の想いに至る最初のステップであった。ここでは、これまで私立小学校では留意する必要のなかった問題が、地方の公立小学校において自由主義性を発揮した学校経営を展開する時に、大きな壁として立ちちはだかることとなった。その挑戦は、私立小学校への適用に限定されがちであった大正自由主義教育について、その公立小学校への適用をもたらした以下の諸要因を内在させるいとなみであった。

その要因として、まず、稲森のうちに秘めた子どもに対する強い想いがあった。この想いに基づいた手立ての工夫によって、ホントの教育を公立小学校においても実践を可能とすることができた。稲森は、成城時代に大正自由主義教育の大家である澤柳政太郎・小原國芳のもとで指導を受けた新教育の「普遍性、共通性」の特徴について、稲森独自の観点から、9つ掲げている。もう一つの要因としては、猪田小学校における「カリキュラム構成」がある。これらは、すべて、稲森による創意・創造の能動的組織活動であり、稲森自身の公立小学校における学校経営実践を支えものであった。稲森は、学校と家庭・地域との関係を築くことにおいても独自性を発揮している。一つは、教育を学校という狭い範囲に限定するのではなく、学校を飛び出し、地域を取り込んで学習を実践している。そのことは、子供たちを学校だけで教育するのではなく、子供たちを取り巻く人も含めた環境で教育すると捉えることができる。

このように稲森は、その困難な課題を避けるのではなく、むしろそれを利用し、公立小学校においても自由主義性を発揮して学校経営を実践することを可能とした。このことは、大正自由主義教育の公立小学校への適用を示すものとして、従来の私立小学校に限定されがちであった大正自由主義教育の捉え方を反証する根拠を与えてくれたのである。

キーワード：稲森縫之助 大正自由主義教育 学校経営 猪田小学校 成城小学校

医療現場における患者・看護師・医師、3者間の相互行為とヘルスキューションの研究

本 村 美 和

近年、医療の発展は人間の予想を超え、その領域は臓器移植、遺伝子治療などに及んでいる。しかし、科学がいかなる発展を遂げようとも、人間の『生老病死』生まれること、老いること、病むこと、死ぬことの四つの苦は普遍的であり、この全ての場面で関わる看護師・医師には、患者本意の医療がより一層求められている。

しかし、患者と医療従事者間のコミュニケーションは相違しており、度重なる医療過誤や医療不信の原因となっている。

患者本位の医療を具体的、客観的に把握するために、患者・看護師・医師という3者間の相互行為の場面に焦点をあて実態を調査し、3者間の病気に対する意識、すなわち、病者役割の変化のプロセスを明らかにし、そのプロセスと看護師・医師の態度の変化を明らかにし、その結果を修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチの方法により比較分析し、さらに分析結果から患者・看護師・医師の態度の変化と相互行為について考察し、患者本位の医療の方策を考えていくための基礎的な材料を得ることが、この研究の目的である。医療現場における患者・看護師・医師に対して半構造化面接及びフィールドワークを行なった。

その結果、患者・看護師・医師の3者はともに影響される「空間」があり、その「空間」の影響力を受ける。患者は主体性を失い、病者役割の変化のプロセスに至る。看護師・医師は患者本意の医療を実践するために、患者にとっての「重要な他者」という役割行動を起こす。患者と看護師・医師が相互に“病気の治療”という目標に向かっている期間は、患者にとって看護師・医師は「重要な他者」であるが、患者が回復し始めると、それぞれの「空間」の中で患者を見ているため患者・看護師・医師という3者間の相互行為は“ズレ”を生じる。患者は病気に罹患した現実自己と、社会人としての理想自己との間で葛藤するが、患者は病気に立ち向かうために、重要な他者との関係の中で経験する病者役割によって自己を捉え直し、その後、「自己調整機能」や「創発的内省性」を働かせ患者自身が「自己との相互作用」の中で、自らのアイデンティティを発達させ患者自身の主体性を取り戻す過程が明らかになった。以上から、この患者・看護師・医師の3者間の相互行為に生じる“ズレ”は患者本位の医療を追求していく上で、基礎的なデータとして活用しうると考える。

- キーワード： 1．修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ
2．相互行為
3．空間
4．病者役割
5．重要な他者

介護専門学校生の対人関係の特性に関する研究

谷 津 修 一

現在の福祉援助者は利用者主体の援助を行うために、利用者の思いを共感的に理解するよう努力することが求められている。このことはこれから福祉援助職に就こうとしている青年たちにとっても同様である。他者との関わりが希薄であり、自己中心的、自分勝手と評されることの多い現代の青年たちのなかにあって、心身の障害や生活問題など様々な福祉ニーズを抱える他者との関わりを生業にする福祉援助職を志望する学生は「順応した子供」や「保護的な親」といった自我特性を持ち、他者に配慮を行う、他者に思いやりがあるなど、一見対人関係や、福祉援助職に向くであろうと思われる特徴を備えていることが先行研究により示されている。

そのような特性を持ち合わせている福祉援助職を志望する学生たちであるが、実際に就労した後に上司・同僚との葛藤を職業ストレス及び離職理由に挙げ、数年のうちに離職・再就職を繰り返すケースが多く、福祉労働及び福祉教育の現場において、現在、解決しなければならない課題となっている。このことについて筆者は、福祉職を志望する学生は対人指向性を持ち、福祉援助職に向いていそうな自我特性を持っていながらも、現代の社会や家族の在り様から他者を理解する力が未だ成熟しないままに就職し、福祉援助の現場において対人関係にストレスを抱え離職することが多いのではないかと考察した。筆者は福祉学生の特性について、対人理解能力の発達の見点から捉えることを目的とし、県内の介護専門学校生に対して集団自記入式の質問紙法を用い調査を行った。

また、看護師、心理カウンセラー、ケースワーカー及び介護福祉士といった職業選択を行う者に多いとされるアダルトチルドレン（Adult Children、以下ACと略す）特性についても、他学科学生との対比を行い実証的に検証し、AC特性が対人理解の発達に及ぼす影響、更には発達過程における自己愛の障害の見点を含め、調査・分析を行った。

その結果、介護専門学校生が、対人援助職を目指す学生群であるにも関わらず、他者と共感・理解しあえるとは思わない者が多く、成熟した対人理解能力を持ち合わせている者が少ないということがわかった。成熟した対人理解能力を背景にした、共感的理解に基づく福祉援助を実現するためには、それらの特性を持つ学生をいかに育成していくかがこれからの福祉教育の課題となる。そういった対人理解能力を伸ばす福祉教育のあり方や、臨床心理の専門家にアクセスしやすい体制作りを、福祉教育の専門家、臨床心理の専門家の両者の間で進める必要があると筆者は考察する。

キーワード：福祉学生、共依存（AC特性）、共感、自己愛の障害

学校教育における「生活態度」と「学力」との関係の一側面

対人関係性の獲得と学習準備性との相関

後 藤 泰 之

． 問 題

本稿の目的は、学校教育における学習指導と生活指導の統合の必要性の考究にある。即ち、前者の結果である「学力」を教科学習到達度を表す数値であると定義し、後者の結果である「生活態度」を人に対するかわりを主とする姿勢であると定義し、以て両者の相関を検証して目的への到達を図る。

． 方 法

「学力」については、3種各2態（静態値と推移係数）のテスト成績を収集した。「生活態度」については、認知的／感情的側面を5件法で、行為傾向／行動実績を4相分別で回答させる65項目の集合一斉質問紙調査（有効回答率99.4％）の結果を高等学校生徒男女173人について収集し、検討した。

更に、調査結果の考察に表れた疑問を解決する方途を探るため、1）任意抽出生徒の生活態度所見の比較、2）質問紙回答の揺れの大きい生徒に関する面談記録、3）形式化志向の生活態度」に関する授業実践記録、4）短期大学における「学び直し」に係る「主たる研究」結果の応用事例研究の4種類の事例検討を行った。

． 仮 説

仮説として、1「生活態度」の認知的／感情的側面と、行為傾向／行動実績はそれぞれ「学力」と相関関係にある、を立て、2「生活態度」に関する意識 行為の乖離は「学力」との相関に影響する、3「生活態度」各項目の認知的／感情的側面を表す得点のばらつきが大きい（一貫性に欠ける）生徒はそれが小さい生徒に比して、「学力」が低下・停滞し不適応が生起している、を立てた。

． 結 果

総じて意識を伴った準備により向上させ得る「学力」は、現在の水準もその推移も「生活態度」意識との相関関係にあり、また、現行の教育課程において数値として反映される「学力」は、準備の要不要に拘わらず「生活態度」行為との相関が認められた。「生活態度」に関する意識 行為の乖離は「学力」との相関には影響しなかった。質問紙回答の揺れの大きい生徒は「生活態度」に何らかの問題が認められた。

仕事と家庭を持つ専門職女性に関する両立支援のための一研究

清 水 京 美

近年、ワークライフバランスといわれるように仕事と私生活のバランスが重視されるようになり、女性自身の生き方を選択できる時代になってきた。その中でも女性の社会進出はめまぐるしいが、職場に進出することにもなう影の部分、すなわち葛藤や不安、混乱といった側面も注目されはじめ(中村、1990)(杵淵、1993) また、両立しようと思っても理想的なモデルはもとより、相談できる女性も少ないことが指摘されており(岡本・松本、1994) 様々な要因が女性の仕事と家庭の両立を困難としていることが明らかとなっている。これまで仕事と家庭の両立を調べた研究は高学歴女性のみを対象にしたもの(宗方、1995)や女性を取り巻く環境要因(内閣府の調査、2002)を問題とするなど、女性のごく限られた要因のみを明らかにするだけで、具体的な対処法までをみつけた研究はすくない。また、仕事と家庭を両立させるには身体的・精神的に難しかったとされる阻害要因のみを明らかにした研究(岡本・松本、1994)であり、仕事と家庭を両立できる要因にまで着目した研究はみつからなかった。

よって、本研究では実際に仕事と家庭を両立している女性のみを対象とし、これまで両立できてきた要因としてはどのようなものがあったのか、具体的な対処法は何かを明らかにすることを目的とする。その中でも特に専門職の女性じゃ職業継続意識が強く(杉村、1993) 仕事と家庭を維持させようとする意欲が強い(清水、2005) ことが明らかになっている。女性の専門職も現代社会では多岐にわたっているが、労働条件を統一させることや調査者が病院に勤務していることで協力を得やすいということから、対象者を看護師に限定する。また、先行研究からも専門職女性のなかでも看護師のメンタルヘルスは以前より問題とされており、「燃えつき症候群」といわれるような症候を表す女性が多く(塚本、2005)メンタルヘルス問題は深刻化しており、精神的不調を訴える人やそれによって離職してしまう人が増加傾向にあることも指摘されている(永井・佐々木、2007)。調査者が勤務する二つの病院でも、メンタルヘルスの問題が挙げられているが、介入の乏しさや問題状況を把握しきれていないのが現状である。そこで本研究では仕事と家庭をもつ看護師を対象とすることとし、事例研究によって具体的な対処法や要因を明らかにすることで、今後仕事を家庭の両立を望む多くの女性への指針となり、援助に対する可能性を明らかにすることを目的とした。さらに本研究の意義として、女性自身の内的な資質に目を向けて、臨床心理の関わる役割や援助の可能性を明らかにすることとした。

4人の看護師の女性へ面接調査を実施し、うち3人が夫と子どもがおり、1人が子どものみの女性で対照群とした。結果として看護師の女性は職業継続意識が強いということ。夫の精神的サポートと家族の理解が就労継続のためには重要であるということ。社会的資源は必要であっても活用が乏しく、提供できる人的資源が少ないということ。女性自身の内的資質として周囲に合わせられる能力があり、役割を変えられる柔軟性がみられたこと。臨床心理の役割の可能性として女性のライフサイクルという視点からの心理的援助と社会的資源などの情報提供やコンサルテーションが援助の可能性として明らかになった。

キーワード：看護師、両立、メンタルヘルス

常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録

〔2007年度〕

- 2007年 4月3日 入学式・ガイダンス (入学生: 3名)
9月12日 入学式・ガイダンス (入学生: 2名)
春セメスター修了式 (修了者: 2名)
2008年 3月20日 秋セメスター修了式 (修了者: 1名)
3月30日 常磐大学大学院学術雑誌「常磐研究紀要」第2号刊行

〔2007年度春セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
泉 新司	地域ボランティアによる交通事故遺族に対する新たな支援方法の提言 交通事故の遺族等が受ける精神的な二次被害への対応を中心として	富田 信穂
山田 傑明	被害者及び被害者運動に関する社会的意識・態度の実証的研究	富田 信穂

〔2007年度秋セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
片柳せつ子	性暴力についての社会通念に関する一研究	長井 進

地域ボランティアによる交通事故遺族に対する新たな支援方法の提言

交通事故の遺族等が受ける精神的な二次被害への対応を中心として

泉 新 司

交通事故の被害者・遺族等は犯罪被害者である。被害者・遺族等は交通事故による直接的被害のみならず、二次被害に直面する。この研究は二次被害の対応を中心にして考察し、地域社会のボランティアが行う被害者支援のあり方を提言するものである。

調査の対象は、交通事故の自助グループである「TAV交通被害者の会」を選定した。この全会員に対し、質問紙を152部印刷し、95部の回答を得た。

その結果、交通事故にさまざまな人々から受ける精神的な二次被害の存在が確認できた。さまざまな人々とは、隣近所の人・加害者・病院の人・保険会社の担当者・弁護士・市役所などの人・交通事故紛争処理センターなどの人・被害者支援をする民間団体の人・親戚の人・友人など・家族・マスコミの人・警察検察の人・裁判所などの人の14項目を設定した。また、精神的な二次被害に対しての精神的支援はほとんど受けていないのが現実であった。

新たな支援方法とは、被害者と行政・民間機関との調整者の制度である。それは、遺族の視点からの要請及び行政機関・民間機関などからの精神的二次被害の防止などである。調整者の主たる任務は、精神的な相談相手であること、代理業務（擁護 Advocacy）を行うことの2点である。そうすると期待される予想効果は、遺族等の被害回復など、地域社会の行政や民間支援団体との役割分担・市民（住民）の理解などの効果が予想される。

キーワード：被害者支援、交通事故、二次被害、ボランティア、精神的被害、遺族

性暴力についての社会通念に関する一研究

片 柳 せつ子

レイプ神話にはいくつかの特徴がある。はじめに、性暴力の多様性また女性被害者の個人差を無視したものである。次に、これらは肯定的ではなく、否定的な内容が多い。最後に、レイプ神話は自分が含まれる集団の人びとに対してではなく、自分が含まれない集団の人たちに対して持つことが多い。レイプ神話が蔓延していると、被害女性自身が自分の被害をレイプと認識できず、訴えた場合にも周囲の人たちから理解が得られず、誤解が生じるという結果になりがちである。その結果、被害の訴えを思いとどめてしまう。

本調査では、202名の大学生を対象に女性に対する誤った通念(=レイプ神話)に関する性別における差、レイプの発生状況の差、レイプ神話に関する社会一般における認知と自分自身の認知の差が、大学生においてどのように認知されているのかを検討することを目的とした。

本調査において認められた結果は、因子分析により5つ因子が抽出された(女性の願望、男性の衝動行為、女性の挑発、女性の落ち度、男性の正当化)、男性だけでなく女性においてもレイプ神話を容認していた。見知らぬ他者からのレイプ状況、知人間レイプ状況ともレイプ神話を容認していた。2つの視点から見たレイプ神話もレイプ神話を容認することに関連することが認められた。

特に女子回答者におけるレイプ神話容認には、「自分と被害とは関係ない」、「たとえ被害にあったとしても、自分は(あの人とは違って)気をつける,もっと注意をする」と思い、隙のある女性が被害に遭うのだと信じることで、安心感を得ているのではないか。

レイプ神話を容認する者が被害を受けた時、「被害者に対する誤解、無理解」は「自己非難」へと繋がると予測する。このことから、実際に被害を受けた被害者のみならず、社会の人びと全体のレイプ神話についての正しい情報を提供していくことは、性暴力被害者支援に急務であるといえるだろう。

キーワード：性暴力、被害者、レイプ神話

常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録

〔2007年度〕

2007年 4月3日 入学式・ガイダンス (入学生: 3名)

2008年 3月20日 秋セメスター修了式 (修了者: 3名)

3月30日 常磐大学大学院学術雑誌「常磐研究紀要」第2号刊行

〔2007年度秋セメスター修了者〕

氏名	修士論文題目	研究指導教員
伊藤 昌弘	情報化社会における教育のあるべき姿について 情報モラル教育を中心として	坂本 登
加藤 大輔	療養型病床におけるソーシャルワーカーの業務と実習 MSWの社会福祉実習への提案	藤田 雅子
久保 憲司	博物館における外国人利用者サービスに関する研究	水嶋 英治

情報化社会における教育のあるべき姿について

情報モラル教育を中心として

伊 藤 昌 弘

近年の日本社会は高度に情報化されており、日進月歩の情報技術による恩恵は計り知れない。近い将来、予想だにできなかった便利で豊かな生活が訪れると予測されている。また、情報技術の中でも、特にインターネットは多大な影響力を持っている。そして、あらゆる場面でそのインターネットに接続することができる携帯電話は、今後訪れると推測されるユビキタス社会の要となるであろう。

一見すると、情報技術の発展は人類の幸福のために必要不可欠のものである。だが本当に情報技術が発展すれば、人類は幸福になるのだろうか。現在の状況を見てみると、決してそうとは言い切れない。むしろ情報技術を悪用する者が急増しており、犯罪にも利用され、逆に人々に悪影響を与えることも多くなってしまった。

しかし本当に憂うべきことは、単に犯罪の被害が増えることではない。インターネットは人々の悪意を表現することにも適しており、社会に潜んでいる病理を浮彫りにしたのである。つまり今まで潜在的にあった悪や欲望といったものが、インターネットにより表現され具体的に現れ始めたと言っている。今後、我々はこの社会病理を克服していかなくてはならない。そのためには情報技術を発展させることよりも、それらを使う人間の側を成長させていくことが重要なのである。情報技術が人間を幸福にしてくれることはない。人間が情報技術をよりよく利用することで、幸福に近づいていくのである。

現在、社会病理は、多くの人々に多様な悪影響を及ぼしているため、早急に取り組まなければならない問題である。例えば、法律やアーキテクチャの仕組みを変えていけば、この問題は解決するかもしれない。しかし、その様な対処の仕方だけの解決は一時的な解決であり、また新たな技術が出現し発展したとき、同じような過ちを繰り返すことだろう。人類が直面している問題は、思った以上に深刻である。既に人類は、自らを容易に滅ぼすことのできる、核エネルギーをも所持してしまっている。次に開発される技術は、一体どのような威力を持つのだろうか。もはや想像すらつかない。

情報技術が引き起こしたこれらの問題は、むしろ人類の過ちを気づかせてくれたと考えるべきであろう。そしてこれは、人類が踏みとどまれる最後の機会なのではないだろうか。奇しくも情報技術は、人々に意思を伝えることに適している。人類が真に善意を持ち、現在抱えている深刻な問題群に取り組み、その意思を表明していれば、その行動に賛同する者も現れてくるはずである。そのためにも、我々は現在行われている教育を超えて、真の人間教育を行い、全ての者が等しく幸福であるような世界を目指さなければならない。

キーワード：ITメディア インターネット 携帯電話 社会病理 情報モラル教育

療養型病床におけるソーシャルワーカーの業務と実習

MSWの社会福祉実習への提案

加 藤 大 輔

病院における医療ソーシャルワーカーの実習は精神科保健医療分野を除いては体系化されておらず、未整備の分野であった。しかし、平成18年度から「社会福祉士及び介護福祉士法」施行規則が改定され、実習指定施設の範囲に病院等の医療機関が包含されることとなった。そのため、以前は任意で行われていた医療ソーシャルワーク実習を、今後は社会福祉士の養成課程における社会福祉援助技術現場実習として行うこととなる。

しかし、実習目標や実習内容を規定する「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び授業内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び授業内容について」(厚労省通知)における「社会福祉援助技術現場実習」の目標及び内容はきわめて抽象的で、目標を達成するための具体的な実習指導方法・実習内容、また、その効果・効率についてどのように図っていけばよいかというような指針は示されていない。

また、実習は業務に即した形で行うことが一般的であるため、病院の種別や有する病床によっても行える実習の内容には少なからず違いが出てくる。そこで、治療を目的とした「一般病床」と、入院下で医学的な管理の必要な患者に対して長期療養を目的とした「療養型病床」の両方を有するケアミックス病院に焦点を当て、厚労省通知の内容や、先行研究において掲げられている実習目標を、具体的にどのような実習計画、実習内容によって達成することが望ましいか、今後の医療ソーシャルワーク業務の展望と実習内容について考察した。

研究の結果、先行研究、病院事例より、ケアミックス病院のMSW業務の内容についての整理、実際に受け入れた任意実習、社会福祉士実習の事例研究をとおして、今後のケアミックス病院におけるMSW業務の課題と展望、病院機関における社会福祉士実習で、MSWに必要な知識や技術を習得するために適切な実習内容や計画、実習指導内容を構成する中心的な要素が 価値 知識 技術の3点であること、また、その具体的な指導方法が明らかとなった。

研究結果から、ケアミックス病院での医療ソーシャルワーカーには急性期病院でのMSW業務と、慢性期病院でのMSW業務の両方の役割が期待されることも明らかとなった。したがって、ケアミックス病院でのMSW実習は、社会福祉士養成課程における「社会福祉援助技術現場実習」としても、同時に医療ソーシャルワーカーの養成としても必要な実習を行うことができると考えられる。今後の課題は、具体的実習プログラムの検討と目標設定、それらを支える事前事後の学習システム、スーパーバイズのあり方の検討などがあげられる。

キーワード：医療ソーシャルワーカー 医療ソーシャルワーク実習 社会福祉士
ケアミックス病院 MSW業務

博物館における外国人利用者サービスに関する研究

久 保 憲 司

これまでの博物館の利用者サービスは障害者、高齢者、子供については考えられてきているが外国人利用者に対するサービスの在り方に関する検討は十分でなかった。一方、国際化が進み、ユニバーサル社会が考えられつつある中で博物館における外国人利用者に対するサービスの重要性は増しつつある。また、政府のビジット・ジャパン・キャンペーンなどの国際観光政策により外国人観光客も年々増加している。

そこで本研究では、特に観光と博物館の関わりに着目し、事例研究として長崎歴史文化博物館を取り上げた。そして外国人利用者サービスの現状についての調査、外国人来館者アンケート調査を行い、今後の外国人利用者サービスの在り方について考察することとした。

第 1 章では、研究の背景、先行研究、本研究の目的、研究手法について述べた。先行研究として、名古屋市科学館の馬淵浩一氏の「外国人向け展示解説に関する調査と考察」(1996)、日本博物館協会の文部科学省委託事業「誰にもやさしい博物館づくり事業」(2004)を取り上げた。

第 2 章では、観光と博物館の関係性について述べた。海外の文化観光に関する資料、日本の国際観光政策、日本における外国人の観光事情などを通して、観光における博物館について考察した。次に諸岡博熊氏、塚原正彦氏のサービスの定義、山村真紀氏の述べているサービスと山本謙治氏のアート・ツーリズムの構造から博物館における利用者サービスのモデルを設定した。そして外国人利用者への情報提供手段をまとめ、既存のデータから海外の観光施設および全国の博物館の外国人利用者サービスの現状を確認した。

第 3 章では、観光による地域振興を進めている九州地方で、事例研究として長崎歴史文化博物館を取り上げた。長崎歴史文化博物館における外国人利用者サービスのモデルを設定し、長崎歴史文化博物館の外国人利用者サービスを検証した。そしてその結果から見える長崎歴史文化博物館の問題点をあげた。

第 4 章では、外国人来館者についておよびその意見を知るため、長崎歴史文化博物館において実施した外国人来館者アンケート調査の結果をまとめた。第 3 章での問題点とアンケートの結果から今後の課題について考察し、長崎歴史文化博物館への提言を述べた。

博物館は、観光者の日常と非日常の境を無くしていけるように、来館時だけでなく、利用者の状況に合わせたサービスを提供すること、そして記憶し、思い出するための支援をすることが必要であり、外国人利用者に対してもそうしたサービスを行うことが必要であると結論付けた。

キーワード：博物館 外国人 観光 利用者 長崎

2007年度大学院3研究科合同修士論文合同発表会の報告

大学院FD委員会

委員長 森 山 哲 美

文部科学省の通達によって、我が国の大学院におけるFDが、学部在先駆けて2007年度から義務化された。それを受けて、本学大学院の3つの研究科合同のFD委員会が2007年4月に発足した。そして、本学の大学院教育、特に研究指導を充実させる目的で委員会活動が実践されている。

大学院FD委員会では、院生諸君の研究活動を促す目的で、学内関係者によるシンポジウムや講演会、あるいは研究発表の開催可能性や、院生による論文執筆や大学院学術雑誌への投稿、そして彼らの学会参加と研究発表を促すための方法、さらに研究を介しての地域とのつながりの可能性といった問題が検討されている。

2007年度は、その一つの試みとして、3つの研究科修士課程の合同研究発表会(合同修士論文発表会)を開催した。日程調整上の問題から、初回は各研究科で当初予定されていた日程で開催した。人間科学研究科は2月25日(月)、コミュニティ振興学研究科は2月26日(火)、被害者学研究科は3月8日(土)での開催となった。

合同で修士論文発表会を開催した理由は、3つの研究科の研究領域に重なる部分があること、そして博士後期課程ではコロキウムといった異なる研究領域に属する院生による合同研究発表会の場合があるにもかかわらず、修士課程ではそれが無いということであった。

3つの研究科の教育目的は、それぞれ独自のものがあるにしても、人間を理解するという点では共通している。人間を理解するには、人間を多角的に広い視点で調べることが必要である。そのためには、他者の研究にも目を向けながら自らの研究を進めていく、そのような態度が必要ではないだろうか。大学院FD委員会は、そのように考え、第1回合同修士論文発表会を開催した。

発表会の内容を多くの方々に知っていただくために、特に、これから修士論文を執筆しようとする後輩の院生諸君を啓蒙することを目的として、大学院FD委員会は、合同発表会の様子を文書にして、それを大学院学術雑誌の常盤研究紀要に掲載することにした。執筆者は、各研究科の大学院FD委員とした。当時の大学院FD委員は、人間科学研究科が三澤進教授(博士後期課程担当)と渡邊孝憲教授(修士課程担当)、被害者学研究科は富田信穂教授、コミュニティ振興学研究科は坂本登教授であった。

ここに紹介するのは、渡邊孝憲教授による人間科学研究科の研究発表会報告、坂本登教授によるコミュニティ振興学研究科の報告、富田信穂教授による被害者学研究科の報告である。各先生方には、原稿執筆の労をおとりいただいたことに感謝したい。3研究科合同修士論文発表会は、2008年度以降も続けて開催する予定である。このような機会によって、3つの研究科の院生諸君の研究活動が生産的で活発なものになることを期待している。

2007年度大学院 3 研究科合同修士論文発表会報告

人間科学研究科FD委員

渡 邊 孝 憲

全体の概要

人間科学研究科の発表は 2 月 25 日(月)10時から昼休みをはさんで15時30分までQ棟センターホールで行われた。

発表は 8 件で、1 人の発表時間は簡単な質疑応答を含めて20分で行なった。今回このように短い時間で行ったのは、学生達はすでに研究科での合同演習、合同特別演習などで厳しい指導を受けてきており、すでに合格の判定がなされたものであること、さらにこの発表会はあくまでも論文のお披露目という性格のものとしたためであった。

全ての発表が終了した14時から大学院生中心のコメントを発表する会をもち、その後15時から教員代表および学長から挨拶をいただいて終了した。参加した教員は人間科学研究科の教員13名(非常勤教員 1 名を含む)、コミュニティ振興学研究科の 2 名であった。また、他研究科の院生諸君、とりわけ博士課程の院生諸君が大勢参加したことは、大学院のあり方として当然といえば当然ではあるが、喜ばしいことであった。

発表に際しては発表者ごとに教員が司会を行ない、参加した教員にはそれぞれの発表に対するコメントを書いていただき、学生はそれに対する回答を後ほど文書の形にして提出し、これを印刷物にして学位授与式の際に配布した。なお、マイクの対応、資料の配布、受付、タイムキーパーなどの諸係は大学院生が分担して行った。

今回、初めての試みとして、発表日は別になってしまったが 3 研究科合同の会をもち、本学大学院全体で大学院生を指導していこうとする姿勢が具体的な形に現れたといえよう。

発表の概要

具体的な発表に関しては、本紀要に執筆者自身が修士論文の概略という形で報告したものがあるのでそれを参照していただくことにし、ここでは 8 件の発表について当日の発表順にそのテーマのみを掲げておく。

齋藤辰夫氏の論文は、継続的に作製されたコラージュ作品とそれに関する作製者の内省を分析して作製者の内的体験過程を明らかにしようとしたものである。寺田叔弘氏は、学校経営的観点から、これまで見過ごされてきたと思われる大正自由主義教育の公立学校における実践について稲森縫之助の業績を通して検討した。本村美和子氏は、医療の現場において交わされる患者・看護師・医者という言葉のやり取りの様相と、それが患者の治療に関する意思決定に対して及ぼす影響や三者の病気に対する態度の変化を明らかにした。谷津修一氏は、介護専門学校生のもっている対人理解能力、アダルトチルドレン特性および対人関係におけるストレスの在りようについて、短期大学学生、国立大学理学部学生との違いを明確にした。後藤泰之氏は学校教育における学力と生活態度の実態を、高校生を対象にして調査し、両者を関連付けてとらえ、両者の指導の統合の必要性を訴えた。清水京美氏は、仕事と家庭を両立させている女性にとって両立を支える要因および不十分な要因は何かを看護職についている女性を対象に明らかにしようとした。杉村正子氏は、小規模の建設業における安全衛生管理体制の特徴を明らかにし、その活動を妨げている要因および事業者と従業員の意識の相違を明らかにした。菊池幸子氏は「箱イメージフォーカシング」の治療的有効性をスタンダードな方法と比較しながら被調査者の性格特徴と絡めながら検討しようとした。

反省・2008年度に向けて

これに対し、参加した教員からは活発に質問や批評が投げかけられた。しかし普段の合同演習のときと同じように、時間不足で消化不良の感が否めなかった。一方、当初目標にしていた大学院生同士の議論は十分とはいえなかった。博士課程の院生諸君が工夫を凝らしてはいたがその努力や配慮も空回りに終わってしまったという印象がある。彼らの努力には大いに感謝するものであるが、学生同士の自由な意見交換はいまだ難しく、さらにその形態や場所の設定など改善の余地がたくさんあると感じた。来年度以降の課題とした。

また、初めて3研究科合同の発表会をもとうということになったわけであるが、やはり急な決定であったことからいくつか改善すべき点もあった。

1つはこの会の趣旨が明確になっていなかったために、発表会の性格を周知徹底できず、発表した院生に戸惑いや迷惑をかけたであろうと思われる。また、各研究科がそれぞれ発表会の日程をすでに決定しており、結果的に形としては3研究科が別の日に開催するというようになってしまったこともある。これも来年度は早めに企画し、万全の体制で臨みたいと考える。

また、合同で発表会を行うことに対して、教員の中にも効果を疑問視する声も聞く。他の領域の先生方からのコメントはたしかに理解するのが難しいという面があるが、筆者としては、それよりも、研究対象に関する斬新な考え方に触れることができたり、別の角度からの見方を示唆していただけて非常に参考になったりすることも多く、豊かな経験になると感じている。また一見まったく異なる理論の中に共通のものを見出したりするのも意外な楽しみでもあった。

来年度、より実り豊かな発表会を目指したい。

2007年度大学院 3 研究科合同修士論文発表会報告

被害者学研究科FD委員

富 田 信 穂

2007年度の被害者学研究科の修士論文発表会は、3 研究科の合同発表会の一環として開催された。その概要は下記の通りである。

記

- 1 . 日 時 : 2008年 3 月 8 日(土) 13時30分 - 15時
- 2 . 場 所 : Q棟センターホール
- 3 . 次 第 : 開 会
森山哲美副学長 (FD委員長) 挨拶
西村春夫被害者学研究科長挨拶
司会による注意事項の説明
片柳せつ子氏による発表 (題目「性暴力についての社会通念に関する一研究」)
質疑応答
参加者によるコメント記入
研究科教員による講評
高木勇夫学長挨拶
閉 会
- 4 . 発表内容 : 本研究は典型的な性暴力である「強姦」(発表者の用語ではRape)についての大学生の意識を明らかにしようとするものである。具体的には、強姦の原因や実態についての一般人の誤解や偏見に基づく認識(これは「レイプ神話(rape myths)」と呼ばれることもある)に関するstatementsを大学生に示し、その支持・不支持の程度、その態様、それらと回答者の属性との関係等を明らかにしようとした。結果の詳細についてはここでは省略するが、基本的には、この「レイプ神話」への支持が男女を問わず高いこと、とりわけ面識の無い者に対して犯行がなされた場合において、支持が高いことなどが示された。
- 5 . 質疑応答 : 質疑応答は、ほぼ「レイプ神話」に関するものであり、その他についてはほとんど無かった。その理由については、次のように考えられる。「レイプ神話」という用語やその概念自体を採用するかどうかについては、議論の分かれるところであるが、犯罪学及び被害者学においては、一般的によく知られた用語および概念である。しかしながら、参加者のなかにはこの用語に初めて接した者もあり、また報告者もこれについての説明が不十分であったため、議論がここに集中したものと思われる。
- 6 . そ の 他 : 3 研究科修士論文合同発表会を開催する意義及び趣旨については、既に触れられているのでここでは繰り返さないが、この被害者学研究科の発表会において、その実現に向けて一歩踏み出されたことは喜ばしいことである。次回開催に際しては、それらがより多く達成されるように、学生及び教員の更なる努力が求められる。

以上

2007年度大学院3研究科合同修士論文発表会報告

被害者学研究科FD委員

坂 本 登

第3回目に相当する、2007年度のコミュニティ振興学研究科の修士論文発表会は、はじめての合同発表会として、下欄に掲示した日時、内容等によって行われた。

加藤大輔氏（コミュニティ福祉領域）は、社会福祉士国家資格養成課程にかかる「社会福祉援助技術現場実習」の指定施設に、病院等の医療機関が含まれることになったことに着目した。研究論文では、ケアミックス病院（高齢社会に対応し、治療優先の一般病棟と老人等の長期療養型の病棟を合わせ持つ保健・医療・福祉が連携した病院）におけるMSW（医療ソーシャルワーカー）の業務内容を整理し、社会福祉士実習での利用の方途を考察した。

久保憲司氏（ミュージアム・マネジメント領域）は、社会・経済及び人的交流等の国際化が進む時代において、博物館サービスが、障害者、高齢者、子ども向けに比べ外国人への配慮が十分でないことに問題意識をもって研究に取り組んだ。研究論文では、国際観光都市といわれる長崎県および長崎市をフィールドに実施した「外国人来館者アンケート調査」の結果を活かしながら、外国人利用者に対する博物館サービスのあり方を考察した。

伊藤昌弘氏（コミュニティ活動マネジメント領域）は、インターネットや携帯電話などデジタルメディアの普及がもたらした、いわゆる「影」の部分に問題意識をもって、高度情報化社会における教育のありようを考究した。文献研究と常磐大学学生への「インターネットに関するアンケート調査」などから、ユビキタス社会、デジタルメディア社会を生きる次世代のためのIT教育は、人間性重視のモラル教育にウエイトを置くべきと主張した。

三者の研究にはいくつかの共通点がある。ひとつは、研究テーマが高齢化、国際化、情報化など、わが国が直面している今日的課題に関連していることである。ふたつ目は、伊藤昌弘氏が就職先、加藤大輔氏と久保憲司氏が職場での業務内容等と関連させるなど、すなわち身の丈に合った課題を研究テーマに設定していることである。こうした巨視的な視点と微視的な視点を交差させて研究を推進することは、研究活動の基本に基づく行為であり、コミュニティ振興学研究を推進するうえでも尊重されるべき姿勢と評価される。

しかし、問題点も指摘できる。一点目は、仮説の明確化・焦点化が不十分であったことである。このため、検証すべき事柄が言及されなかったり、論述内容が拡散気味となったり、長い時間をかけた労作がやや厳密性・論理性に欠けていたことが惜まれる。仮説が研究の方向や内容、方法の道標となることを確認しておきたいものである。

二点目は、調査の未熟さである。三者とも調査を実施していたが、調査の基本的なスキルが習得されていない感があった。調査の計画、調査票の設計、データの処理等に若干の不全さがあったため、内容の一部には説得性を欠く箇所が見られた。調査は調査技法を習得した後に実施されるよう心がけたいものであり、この観点から、教員も学生指導に留意する必要があると思われる。

最後はプレゼンテーションについてである。急遽、合同発表会が決定されたこともあって、当該学生は、発表や資料提示等の方法の変更にとまどい、他研究科教員の前での発表に緊張感を覚えていた。このことを割り引いても、プレゼンテーション技術の未熟さが目立った。発表にはプレゼンテーション技術を習得して臨まれるよう期待したい。

2007年度コミュニティ振興学研究科修士論文発表会

日時・会場 2008年2月26日(火) 12:50～14:10 (於: 常磐大学Q棟ホール)

発表者題目 加藤 大輔 療養型病床におけるソーシャルワーカーの業務と実習
MSWの社会福祉実習への提案

久保 憲司 博物館における外国人利用サービスに関する研究

伊藤 昌弘 情報化社会における教育の在り方について
情報モラル教育を中心として

大学院学術雑誌規程

(目 的)

第 1 条 常磐大学大学院(以下、「大学院」という)は、学術研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、学術雑誌を発行する。

学術雑誌は課程毎に発行し、博士後期課程雑誌を「人間科学論究」、修士課程雑誌を「常磐研究紀要」とする。

(編集委員会)

第 2 条 学術雑誌の編集業務を管掌する機関として、教学会議のもとに人間科学論究編集委員会と常磐研究紀要編集委員会を設置する。

人間科学論究編集委員会は、幹事 3 名と博士後期課程各領域から選出された 4 名で構成される。

常磐研究紀要編集委員会は、幹事 3 名と各研究科から選出された 3 名で構成される。

幹事は、3 研究科から各 1 名が選出され、博士後期課程の「人間科学論究」と修士課程の「常磐研究紀要」の両方の編集業務に携わる。

委員長は、幹事から 1 名が選出される。

幹事の任期は、4 月 1 日より 2 年とし、再任を妨げない。

幹事以外の委員の任期は、4 月 1 日より 1 年とし、再任を妨げない。

編集委員会は、編集業務に協力を得るために、編集補助者を委嘱することができる。

(任 務)

第 3 条 編集委員会は、原則として毎年度 1 回学術雑誌を発行する。

(寄稿資格)

第 4 条 学術雑誌へ寄稿する有資格者は、次のとおりとする。

1. 博士後期課程雑誌「人間科学論究」

- a. 本大学院に設置する科目の授業担当者
- b. 本大学院博士後期課程に在籍する学生および研究生
- c. 本大学院博士課程を修了した者(満期退学した者も含む)
- d. 編集委員会が特に認めた者

2. 修士課程雑誌「常磐研究紀要」

- a. 本大学院修士課程に在籍する学生および研究生
- b. 本大学院修士課程を修了した者
- c. 編集委員会が特に認めた者

(手 続)

第 5 条 編集委員会は、次の論稿を編集する。

- 1. 学術論文、学会展望、書評等
- 2. 当該年度に受理された学位論文の要旨

3. 大学院に関する事項

4. 編集委員会が特に認めたもの

前項のものは、未発表のものを原則とする。

投稿に関しては、別に定める。

(審 査)

第 6 条 編集委員会は、第 5 条第 1 号に規定するものについて、編集委員会が委嘱した者の査読を経た後に、必要に応じて研究科委員会に意見を求め、「掲載の適正」を判断する。

編集委員会は、執筆者に対して、必要に応じて内容の修正を提案することがある。

(保 管 ・ 管 理)

第 7 条 学術雑誌の保管ならびに各大学および研究機関との交換は、常磐大学情報メディアセンターが管掌する。

(著 作 権 な ど の 処 理)

第 8 条 学術雑誌に掲載されたすべての論稿の著作権は、著者に帰属する。また、学術雑誌に掲載された論稿を電子化する場合は、著者の許諾を得る。

(事 務)

第 9 条 学術雑誌の発行事務は、教務部教務課が行なう。

附 則

1. この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て教学会議の承認を得るものとする。

2. この規程は、2006年 4 月 1 日より施行する。

常磐大学大学院學術雜誌

執筆要綱

(2007年度改訂版)

．「人間科学論究」への投稿に関する諸注意

「人間科学論究」とは大学院人間科学研究科博士後期課程の四つの領域（ ．人間の発達と適応、 ．人間と社会・コミュニケーション、 ．被害の原因と対策、 ．地域の振興と福祉）の趣旨ならびに特色を考慮した学術専門雑誌です。本大学院学術雑誌規程第5条第1号が定める学術論文の他、編集委員会が認める学位論文の要旨、総説、講座、シンポジウム、事例報告あるいは座談会の記録、学会または研究会の抄録、話題などを掲載します。学術論文は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は該当しない）あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限ります。新知見の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。なお、掲載されたすべての論文の著作権は、常磐大学大学院人間科学研究科に帰属します。また、掲載された論文を電子化することとします。

投稿について

学術論文等の投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティブの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否は編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者に知らせます。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、掲載論文数が2編以下の場合、休刊にすることがあります。

1．原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計2部とその内容を保存した電子媒体（FDまたはCDとし、原則としてMS-Wordで入力したもの）を大学院教務課に指定された日時までに提出してください。

送付先：〒310-8585 水戸市見和1-430-1

常磐大学大学院学術雑誌「人間科学論究」編集委員会

教員以外の投稿者は、研究指導教員あるいはこれに準ずる教員（リーダーも含める）の推薦文をつけて提出してください。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者をお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

2．有資格者について

「論究」へ寄稿することのできる有資格者は、次のとおりです。〔参考〕大学院学術雑誌規程（第4条第1号）

本大学院に設置する科目の授業担当者

本大学院博士後期課程に在籍する学生および研究生

本大学院博士後期課程を修了した者（満期退学した者も含む）

編集委員会が特に認めた者

注：筆頭執筆者が上記のものに属して第2著者以降がこれに該当しない場合、その投稿は認められる

ものとし、ただし、筆頭執筆者が上記のものに属さない者である場合、第2著者以降に上記に属する者がいても、その投稿は原則認められません。

3. 募集論文の種類

原著論文、 研究ノート、 研究レビュー、 学界展望、 書評

原著論文と研究ノートはいずれも学術論文に含まれます。いずれも独創的な研究で、科学上意義ある結論または事実を含むものです。原著論文は、著者による独創的な研究から得られた成果を報告する学術論文で、科学技術の進歩や発展に寄与するものです。その成果と内容、ならびに論文形式等が当編集者（査読者も含む）によって原著論文に値すると認められた論文とすることができます。一方、研究ノートは、ひとまずこれまでの研究の概要を暫定的に報告した論文であり、新しい発見や着想を早く公表することを目的とした論文です。研究ノートでは、研究テーマにかかわる先行研究を詳細に概観する必要はありません。また図や表も最小限にとどめ、確定した事実だけを記し、後に改変の必要が起こるような内容を含めないことが望まれます。

以上の内容から、投稿者の希望と異なる論文種になる場合があることを了承してください。

原則すべての論文に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者（学外の者に依頼する場合もありうる）が査読し掲載の採否を決定することとします。

「常磐研究紀要」への投稿に関する諸注意

「常磐研究紀要」は人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科の3研究科のそれぞれの趣旨ならびに特色を考慮した学術雑誌です。本大学院学術雑誌規程第5条第1号が定める学術論文の他、編集委員会が認める学位論文の要旨、事例報告などを掲載します。学術論文は、その内容が過去に他誌に掲載（注：抄録のみの場合は該当しない）あるいは現在投稿中もしくは掲載予定でないものに限り、新発見の所在が明確で、要旨が一貫して明解な論文をお寄せください。記述は簡潔にし、類似する図表は省略してください。なお、掲載されたすべての論文の著作権は、常磐大学大学院の3つの研究科（人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科）に帰属します。また、掲載された論文を電子化することとします。

投稿について

学術論文等の投稿は有資格者に限り、本文は原則として邦文、英文のどちらかとします。英文の場合、ネイティブの専門家の校閲を受けることを原則とします。

投稿原稿は公示（掲示および学内資料の配布）によって募集し、掲載の採否は編集委員会にて決定し、郵送にて投稿者に知らせます。採用となった場合は掲載受付証を発行します。

なお、掲載論文数が2編以下の場合、休刊にすることがあります。

1. 原稿の提出について

原稿は、コピーを含めて計2部とその内容を保存した電子媒体（FDまたはCDとし、原則としてMS-

Wordで入力したものを)を大学院教務課に指定された日時までに提出してください。

送付先：〒310-8585 水戸市見和 1 - 430 - 1

常磐大学大学院学術雑誌「常磐研究紀要」編集委員会

研究指導教員あるいはこれに準ずる教員(リーダーも含める)の推薦文を必ずつけて提出してください。

なお、著者の責任において、原稿の損傷・紛失に備えてコピーを保存してください。

採用となった場合、校正は初校のみとし、著者にお願いします。校正期間は2日間で字句のみとします。校正段階での加筆訂正は原則認めません。

投稿にあたり規定が遵守されなかった原稿は受理されません。

2. 有資格者について

「紀要」へ寄稿することのできる有資格者は、次のとおりです。〔参考〕大学院学術雑誌規程(第4条第2号)

本大学院修士課程に在籍する学生および研究生

本大学院修士課程を修了した者

編集委員会が特に認めた者

3. 募集論文の種類

原著論文、 研究ノート、 研究レビュー

原著論文と研究ノートの違いについては「人間科学論究」の項を参照すること。

すべての論文に対して査読を実施します。編集委員会ならびに編集委員会が特に認める者(学外の者に依頼する場合もありうる)が査読し掲載の採否を決定することとします。

. 論文原稿作成上の注意

頁構成 1 枚目(表紙).....表題、著者名他
2 枚目.....要旨(Abtract)、キーワード(Key words)
3 枚目.....本文

《1 枚目(表紙)》

下の1~3については、本文が邦文の場合は邦文・英文を併記し、本文が英文の場合は、英文のみを記載する。

1. 表題・・・「.....の研究」というような大ざっぱな表記を避け、論文の内容、新知見を表記した簡潔で明瞭なものとする。また、長い場合は略題(ランニングタイトル)をつける。2編以上の原稿を同時に提出する場合は、それぞれ別の表題をつける。

2. 著者名(フリガナ)

3. 所属、領域、研究指導教員名

4. 図表の数

5. 抜刷希望部数（贈呈分50部を含む）
6. 連絡先住所・電話番号（FAX番号；e-メールアドレス）
7. 編集・印刷上の注意事項の指示（朱書）

《 2 枚目》

1. 論文の要旨（Abstract）

英文で150語～200語程度とし、読者が一読して論文の内容が明確に理解できるものとする。ただし、本文が英文の場合には、掲載の採否審査の都合上、和文の要旨（600字～800字程度）も必要とする。

2. キーワード（Key words）

英語のみで5個以内。やむを得ず邦語のキーワードを含む場合には、ローマ字表記の邦語のキーワードを併記してください。

《 3 枚目～本文》

1. スタイル、枚数

A 4判用紙に横書き。図表と写真は一点につき一枚に換算し、所定の枚数に含める。

〔本文が和文の場合〕

文章は現代かなづかいとする。

ワープロ使用...40字×30行設定で、原著論文は16～20枚、研究ノートは8～10枚とする。変換できない文字や記号は、手書きで明瞭に書き入れる。

手書き...400字詰原稿用紙を使い、原著論文は50～60枚、研究ノートは25～30枚とする。

〔本文が英文の場合〕

フォント11の活字を使用したワープロによる印字のみとし、30行設定で入力する。論文は20～25枚、研究ノートは10～20枚とし、原語綴りは行末端で切れないようにする。

可能なかぎりネイティブの専門家の校閲を受けること。

2. 構成

論文の構成は次のように編成する。ただし、それらは必ずしも見出しの表記法を規定するものではない。〔注1、注2〕なお、中見出しは、適宜考慮して適切に表現する。

はじめに：序言または緒言に相当するもの。研究の位置づけおよび目的を明示する。

研究の方法

成績または結果

考察または考案

結論または総括

謝辞...出来るだけ簡単に、研究費の出所等も記載する。

引用文献...〔注3〕

図表・写真のタイトル（説明文を含む）...〔注4〕

〔注1〕総説、講座、または専門分野の学会などの慣行に従うことが望ましい場合には、上記の構成の限りではなく、適宜考慮して記述する。ただし、学生が投稿する場合は、その標準的な構成を示し

たサンプルを一部提出することが望まれる。

〔注2〕自己の知見と他人のものとの比較で、異論を論じるだけの場合は、出来るだけ「結果および考察」に相当する一章にまとめる。ただし、その場合は、研究ノートに分類されることもある。

〔注3〕(引用文献について)

1.本文中に引用する際の表記法

文献に記述された内容を本文中に引用する場合には、基本的にはそのまま書き写さずに自分の言葉に置き換えて記述すること。

1名の研究者による文献の場合

Skinner (1967) は、.....と述べている。

井上 (1993) の研究では、.....が明らかにされた。

.....と報告されている (Sidman, 1990)。

.....が指摘されている (山本, 1997)。

2名の研究者による共同研究の場合

Horne and Lowe (1996) によれば、.....

.....が報告されている (Sekuler & Blake, 1985)。

.....と報告されている (谷島・新井, 1996)。

3名以上の場合

・本文中に初めて出すときには、全ての研究者の名前を記述する。

柏木・東・武藤 (1995) は、.....と述べている。

Matthews, Shimoff, and Catania (1987) は、.....を調べた。

.....が報告されている (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)。

・2回目以降は、以下のように省略して記述する。

柏木 他 (1995) は、.....と述べている。

柏木ら (1995) は、.....と述べている。

Matthews et al. (1987) は、.....ことを指摘している。

.....が指摘されている (Matthews et al., 1987)。

名前は基本的に姓のみを表記する。ただし、同姓の人物が引用されていて紛らわしいこともある。そのときには、日本語名であればフルネームを書き、欧文名であればファーストネームのイニシャルを添えて書くこと。

原文の直接的引用

どうしても文献の内容を原文のまま引用したい場合には、次のようにすること。

.....。高橋 (2001) は、

この問題に関して次のように述べている。

(1行空ける)

ヒトの場合、言語行動が.....

.....

.....(高橋, 2001, p. 102)

(1行空ける)

以上のように高橋は、.....

2. 引用文献のリストの書式

本文中に引用した文献は、全て最後の引用文献のリストに記載すること。リストは、アルファベット順に並べ替えること。同じ著者の場合は、発表年代順に並べる。

初版の場合

松沢哲郎 (2000). チンパンジーの心 岩波現代文庫

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York : Knopf.

改訂版の場合

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ Prentice-Hall.

芝 祐順 (1979). 因子分析法 第2版 東京大学出版会

編集された書籍の場合.

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior : Cognition, contingencies, and instructional control*. New York : Plenum.

海保博之・原田悦子 (編) (1993). プロトコル分析入門 新曜社

編集された書籍の場合.

Chase, P. N., & Danforth, J. S. (1991). The role of rules in concept learning. In L. Parrott & P. N. Chase (Eds.), *Dialogues on verbal behavior*. Reno, NV : Context Press. pp.226-235.

佐藤方哉 (1983). 言語行動 佐藤方哉 (編) 現代基礎心理学 6 学習 東京大学出版会 pp. 183-214.

雑誌の場合.

木本克己・島宗 理・実森正子 (1989). ルール獲得過程とスケジュール感受 教示と形成による差の検討 心理学研究, 60, 290-296.

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding : Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, 36, 207-220.

Webサイトの場合.

長瀬産業株式会社ヘルスケア事業部 (2001). <OLの化粧に関する意識調査> 結果報告 (2001.12.13.) <<http://www.nagase.co.jp/whatsnew/20011213.pdf>> (2002年1月10日)

文献の標記の仕方については、「日本心理学会執筆・投稿の手引き (2005年改訂版) を参照すること (日本心理学会ホームページ <http://www.psych.or.jp/tebiki.doc>)

他に下記の書籍が参考になる。

APA (アメリカ心理学会) 著 江藤裕之・前田樹海・田中建彦 (訳) (2004). APA論文作成マニュアル 医学書院

原著

American Psychological Association (2001). *Publication manual of the American Psychological Association. Fifth edition.* Washington, DC : American Psychological Association.

他に英文の文体については、下記の書籍が参考になる。

The University of Chicago Press (2003). *The Chicago manual of style : The essential guide for writers, editors, and publishers. 15th ed.* Chicago : The University of Chicago Press.

〔注4〕(図表・写真について)

1. そのまま印刷できる鮮明なものを用いる。光沢のある白い印画紙の上に焼き付けたものかそれに準じたものとし、手書きは不可とする。また、大きさは横幅7～14cmのものを用意する。文字の大きさについては、原寸大として使う場合は、最低1.5mmの高さが必要である。
2. 原図の裏には著者名・図表番号・天地の指示を鉛筆書きし、A4判の台紙に貼付する。特に、大きさや配置に希望のある場合は明記する。
3. 図表は、和文では「第1図」または「図1」、「第2表」または「表2」のように、英文では「Fig. 1」、「Table 1」のように表わし、本文中と統一する。また、タイトルおよび説明文(注記を含む)は写真判には含めず、別紙に表記したものを添付する。
4. 本文中で、図表挿入部位の表示は、本文の右欄外に朱書きで指示する。

編集作業について

編集作業は以下の予定で行います。

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1. 投稿募集案内の配布と投稿希望書の配布 | 5月下旬 |
| 2. 投稿希望申請のための書類提出締め切り | 7月中旬 |
| 3. 投稿規程、投稿のために必要な手続き書類の送付 | 7月下旬 |
| 4. 原稿提出締め切り | 10月上旬 |
| 5. 査読者の決定と査読依頼書の送付 | 10月上旬 |
| 6. 査読締め切り | 11月上旬 |
| 7. 再提出の締め切り | 12月上旬 |
| 8. 再査読依頼 | 12月上旬 |
| 9. 再査読締め切り | 1月上旬 |
| 10. 最終提出締め切り | 1月下旬 |
| 11. 原稿印刷 | 2月上旬 |
| 12. 初校の送付 | 2月中旬 |
| 13. 初校校正の締め切り | 2月中旬 |
| 14. 校正最終締め切り | 2月下旬 |
| 15. 原稿印刷 | 2月下旬 |
| 16. 学術雑誌の配布と別刷り送付 | 3月下旬 |

Tokiwa University Academic Journal Contribution
Guidelines and Points to Remember
(Revised in 2007)

1) ここに掲載する大学院学術雑誌の英文執筆要綱は、常磐大学理事長室の Kevin McManus 氏のご協力によって作成されたものです。彼のご協力を深謝いたします。

. Information for authors regarding contributions to the Tokiwa Journal of Human Science

The Tokiwa Journal of Human Science is an academic periodical that examines the different aspects and research related to the following four areas within the Tokiwa Doctorate Program in Human Science course curriculum: 1. human growth and adaptation; 2. humans and society/communication; 3. the causes and counter-measures of human suffering and victimization; and 4. regional growth and welfare. In addition to selected academic papers, the Editorial Board will publish collected abstracts, lectures, symposium reports, and case reports, and will also consider round-table discussion minutes, scientific and research society quotations, etc. (Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1). Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams. The copyrights of all published manuscripts will belong to the Tokiwa University Graduate School of Human Science. All published manuscripts will be converted to electronic form.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see "Eligibility" below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Manuscript submission will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of the Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1 . Manuscript Submission

Authors must submit two original copies and one digital copy of their manuscripts. Digital copies can be submitted on either CD or floppy disk, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Teaching & Research Support Service Center, or mailed to the address below by the appointed date and time.

(Send to)

Tokiwa University Tokiwa Journal of Human Science Editorial Board
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable advisor.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread. Authors will be given two days to have the proofreading

done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

2 . Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Tokiwa Graduate School Academic Journal Regulations No. 4 Article 1)

- 1 . Course instructors for the Tokiwa Doctoral Program in Human Science.
- 2 . Students or researchers enrolled in the final semester of Tokiwa University's doctoral program.
- 3 . Anyone who has completed the final semester of Tokiwa University's doctoral program
- 4 . Those specially recognized by the Editorial Board.

Note: In the case that a manuscript is submitted under multiple authorships, they will still be accepted if secondary authors do not meet the above requirements as long as the head author does. However, if the head author of a submission does not meet the requirements stated above, his or her submission will not be accepted, regardless of whether or not secondary authors do in fact meet the requirements.

3 . Categories for paper application acceptance

- 1 . Original article,
- 2 . Research notes
- 3 . Research review,
- 4 . Insights on an academic society,
- 5 . Book review

Both original articles and research notes are categorized as academic papers. The merit of submitted original articles (including its contents, results, layout, etc.) will be determined by the editor assigned to judge the manuscript. Research notes serve as a temporary report and outline of research completed to a certain point but still pending final results. When composing the research notes, it is not necessary to make a detailed outline of the previous research that matches the research theme. They should include just factual information, minimizing the usage of tables and figures. Furthermore, research notes should not include any information that may be subject to change as the research continues.

Based on the above descriptions, contributors should be aware that the category under which a given manuscript is submitted is subject to approval and possible change.

* As a general rule, the above applies to all submitted manuscripts. Judgment about the status and acceptance or rejection or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board.

. Information for authors regarding contributions to the Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development

The Tokiwa Journal of Human Science, Victimology, and Community Development is an academic periodical that examines the different aspects and research related the three graduate schools at Tokiwa University: the Graduate School of Human Science, the Graduate School of Victimology, and the Graduate School of Community Development. In addition to selected academic papers, the editorial committee will publish collected dissertation abstracts, lectures, symposium reports, and case reports, also considering round-table discussion minutes, scientific and research society quotations, etc. (Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 5 Article 1). Only submissions that have not been previously published (not including the publication of quotations or small excerpts), or are not currently in the process of being published will be considered. Abstracts should clearly define research findings, but should be brief and not include any tables or diagrams. The copyrights of all published manuscripts will belong to the three graduate schools of Tokiwa University: the Graduate School of Human Science, the Graduate school of Victimology, and the Graduate School of Community Development. All published manuscripts will be converted to electronic form.

Contributions

Journal contributions are restricted to only those determined eligible by the university (see “Eligibility” below). Contributions will only be accepted in English or Japanese; all contributions in English should be proofread by a native speaker before submission.

Manuscript submission will be announced via the bulletin board in the 4th floor graduate student room of the Q Building. After the Editorial Board reviews submissions, they will notify all authors by mail as to whether or not their submission was accepted. Authors of accepted contributions will be given written verification that their paper was accepted. In the case that only two or less contributions are accepted for publication, journal publication may be postponed to a later date.

1 . Manuscript Submission

Authors must submit two original copies and one digital copy of their manuscripts. Digital copies can be submitted on either CD or floppy disk, but the format must be MS Word (or equivalent). All submissions should be either handed in to the Teaching & Research Support Service Center, or mailed to the address below by the appointed date and time.

(Send to)

Tokiwa University Tokiwa Journal of Human Science Editorial Board
1-430-1 Miwa, Mito, Ibaraki 310-8585

With the exception of contributing teaching staff, all of those who submit a paper must also submit a letter of recommendation from their Research Mentor or another applicable staff member.

It is the author's responsibility to save an extra copy of the submission in the event that one of

the submitted copies is somehow damaged or misplaced. Once a submission is accepted, it is requested that authors have it proofread. Authors will be given two days to have the proofreading done, and the content of the submission must not be changed in the process. Further editing will not be allowed once a manuscript is resubmitted.

Manuscripts that do not adhere to the correct submission guidelines as outlined will not be accepted.

2 . Eligibility

Only those who fit in one of the following categories will be eligible to contribute. (In accordance with the Tokiwa Graduate School Scientific Journal Regulations No. 4 Article 2)

- 1 . Researchers and students who are enrolled or will enroll Tokiwa University 's Graduate Program
- 2 . Those who have graduated from one of Tokiwa 's graduate schools
- 3 . Those acknowledged by the Editorial Board

3 . Categories for paper application acceptance

- 1 . Original articles
- 2 . Research notes
- 3 . Research review

For descriptions about the classification of original articles and research notes, please consult the “ Categories for paper application acceptance ” in section 3 of the above text, “ Information for authors regarding contributions to the Tokiwa Journal of Human Science. ”

* As a general rule, the above applies to all submitted manuscripts. Judgment about the status and acceptance or rejection or a submission of a manuscript will be made by the Editorial Board, or those specially recognized by the Editorial Board.

Important points to remember when preparing a manuscript for submission

Page Composition	1st page (front cover) Title, Author's name, etc.
	2nd page Abstract, keywords
	3rd page Body

Front Cover (and binding)

- 1 . Title Try to avoid overly-broad titles such as "Research on [X] topic." Titles should be brief but clear in their description of the contents of the manuscript. Use a running title if the original title is very long. If you plan to submit two or more separate manuscript copies at one time, make sure that they have different titles.
- 2 . Author 's Name
- 3 . Position, field of work/study, name of Research Mentor

- 4 . Number of figures and tables in text
- 5 . Anticipated number of reprints (up to 50 reprints will be provided for distribution at no extra fee)
- 6 . Contact address, telephone number (FAX number and e-mail address)
- 7 . Important notes regarding editing/printing (please write using red ink)

Page 2

1 . Abstract

The abstract should be between 150 and 200 words, and should be written in a way that readers can gain a clear understanding of the contents of the paper by reading it.

2 . Keywords

Up to five keywords should be included after the abstract.

Page 3 - Text body

1 . Style, number of pages

Use standard A4 sized paper. Separate figures and tables should be included in such a way that they can be easily included alongside the text in the manuscript.

Use a word processing program such as Microsoft Word to type and print the paper (font size 11, 30 lines per page). Original articles should consist of 20-25 pages and research notes should consist of 10-20 pages. Please justify text in a manner that does not force word-splitting at the end of lines. Manuscripts should be proofread by a native speaker of English before being handed in.

2 . Organization

Manuscripts should be organized in accordance with the guidelines written below. However, there is possibility for slight deviations from layout described (see notes 1 and 2).

Introduction : Clearly indicate the purpose and the of the research in the preface or its equivalent

Research Method

Outcome/results

Discussion

Conclusions

Acknowledgements: list research contribution sources, etc.

References (See Note 3)

Titles of charts/figures (including explanatory notes - see Note 4)

(Note 1) **Slight deviations from the organization prescribed above will be considered based on their suitability and the reasons for the differences. However, a sample of the standardized guidelines used should be provided when a manuscript is submitted using a different organizational standard than the one described.**

(Note 2) In the case that there is a difference in opinion between the contributor and any other involved party regarding any of the contents of the manuscript, the disputed issue should

be outlined in a separate chapter titled "Results and Considerations." If this is the case, the manuscript will be classified as " Research Notes. "

(Note 3) References

1 . In-text citations (in margins)

For in-text citations of literature, text can be transcribed directly from the source.

Citations for a single author

i.e. " According to Skinner (1967)... "

" ...are reported (Sidman, 1990). "

Citations for two authors

i.e. " According to Horne and Lowe (1996)... "

" ...are reported (Sekuler & Blake, 1995). "

Citations for three or more authors

When the citation appears for the first time in the text, list all of the authors ' names.

i.e. " According to Matthews, Shimoff, and Catania (1987)... "

" ...are reported (Matthews, Shimoff, & Catania, 1987). "

For every subsequent appearance of the citation, you should abbreviate it according as is done in the following example.

i.e. " According to Matthews et al.(1987), ... "

" ...are reported (Matthews et al., 1987). "

Only the authors' surname must be used when citing names. In the event that two authors share the same surname, please also include the first initial of the author following the surname.

* Direct citation of text

When you wish to directly cite a source, use the following as a guideline.

" ...Takahashi (2001) addressed the problem with the following. "

(1 line space)

" In the case of "

. "

. (Takahashi, 2001, p.102) "

(1 line space)

" So, as can be gathered from Takahashi 's statement above,... "

2 . Format for cited reference list

All references that are cited in the text need to be listed. This list should be displayed in alphabetical order by the name of the leading author. If two books share the same author name, list in order of publication date.

First additions

Skinner, B. F. (1974). *About behaviorism*. New York : Knopf.

Revised additions

Catania, A. C. (1984). *Learning*. 2nd ed. Englewood Cliffs, NJ : Prentice-Hall.

Edited texts

Hayes, S. C. (Ed.) (1989). *Rule-governed behavior : Cognition, contingencies, and instructional control*. New York : Plenum.

Journals

Shimoff, E., Catania, A. C., & Matthews, B. A. (1981). Uninstructed human responding : Sensitivity of low-rate performance to schedule contingencies. *Journal of the Experimental Analysis of Behavior*, 36, 207-220.

Web addresses

Landsberger, J. (n.d.). Citing Websites. In *Study Guides and Strategies*. Retrieved May 13, 2005, from <http://www.studygs.net/citation.htm>.

References should be cited according to academically accepted guidelines, such as those released by the American Psychological Association or the Chicago Manual of Style (see examples below).

American Psychological Association (2001). *Publication manual of the American Psychological Association. Fifth edition*. Washington, DC: American Psychological Association.

The University of Chicago Press (2003). *The Chicago Manual of Style: The essential guide for writers, editors, and publishers. 15th ed.* Chicago: The University of Chicago Press.

(Note 4) Tables and Figures

- 1 . Only clear images should be used. Figures and tables should be printed onto white, glossy paper, and should not contain anything hand-written. The width of all images should be 7-14 cm.
- 2 . The author 's name, figure number, and any layout instructions should be written in pencil on the back of a figure, and then pasted on a separate piece of paper. If the author has any specific instructions regarding the size or positioning of a figure, he or she should indicate so on the page the figure is pasted to.
- 3 . All tables or figures should be labeled as "Table 1" or "Fig. 1." Any titles, explanations, or annotations to charts or figures should be written on the intended text page where the figure will be placed rather than on the accompanying the image page.
- 4 . Any explanatory text accompanying figures should be written in red ink in the margin right of the figure will be placed on the manuscript page.

. Editing Schedule

The following outlines the planned schedule for editing work:

- 1 . Distribution of contribution application information and application forms (Late May)
- 2 . Deadline for contribution applications (Mid-July)
- 3 . Distribution of documents and forms required for contributing (Late July)
- 4 . Manuscript submission deadline (Early October)
- 5 . Official request will be sent to selected reader manuscripts reviewers (Early October)
- 6 . Reading deadline (Early November)
- 7 . Resubmission deadline (Early December)
- 8 . Second review of manuscript (Early December)
- 9 . Second review deadline (Early January)
- 10 . Final submission deadline (Late January)
- 11 . Manuscript printing (Early February)
- 12 . Sending of first proofs (Mid-February)
- 13 . Deadline for first proofs (Mid-February)
- 14 . Final proofreading deadline (Late February)
- 15 . Final manuscript printing (Late February)
- 16 . Distribution of final printed journals (Late March)

編 集 委 員

森山 哲美（幹事・委員長） 長井 進（幹事） 水嶋 英治（幹事）
K.CHOCKALINGAM 大井 紘 岩田 温 渡邊 孝憲

常磐大学大学院学術雑誌 常磐研究紀要 第3号

2009年3月31日 発行
非 売 品

常磐大学大学院
人間科学研究科・被害者学研究科・コミュニティ振興学研究科
編集兼発行人 委員長 森 山 哲 美
〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1 電話 029-232-2511(代)

常磐総合印刷株式会社
印刷・製本 〒310-0036 水戸市新荘3-3-36
電話 029-225-8889(代)

目 次

●原著論文

- ・女性のドメスティック・バイオレンス被害と攻撃性の関連について
..... 前小屋千絵 1
- ・枠付け法がコラージュ表現の集約性へ及ぼす影響
..... 狩野 夏美・三澤 進 15

●研究ノート

- ・コミュニケーション型デジタルミュージアムの構築法の提案
ー桜川市真壁地区をモデルとした実践報告ー 鹿島 諒子 27
- ・「共生」のヴィジョン
ーパレスチナ・イスラエル問題から考えるー 新井 晶子 35

●付 録

- ・常磐大学大学院人間科学研究科修士課程学事記録 付一 1
- ・修士（人間科学）論文要旨（2007年度） 付一 2
杉村 正子、菊池 幸子、齋藤 辰夫、寺田 叔弘、
本村 美和、谷津 修一、後藤 泰之、清水 京美
- ・常磐大学大学院被害者学研究科修士課程学事記録 付一11
- ・修士（被害者学）論文要旨（2007年度） 付一12
泉 新司、片柳せつ子
- ・常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士課程学事記録 付一15
- ・修士（コミュニティ振興学）論文要旨（2007年度） 付一16
伊藤 昌弘、加藤 大輔、久保 憲司
- ・2007年度大学院3研究科合同収支論文合同発表会報告 付一19
森山 哲美、渡邊 孝雄、富田 信穂、坂本 登
- ・大学院学術雑誌規程 付一25
- ・常磐大学大学院学術雑誌執筆要綱 付一27
- ・常磐大学大学院学術雑誌執筆要綱（英文） 付一35